

## 第3編 風水害対策



## 風水害対策編\_目次

## 第3編 風水害対策

第1章	風水害対策の総則	1
第1節	風水害の災害特性	2
第1	災害履歴	2
第2	風水害の被害想定	2
1	浸水想定河川	2
2	荒川の浸水想定	3
3	新河岸川・柳瀬川の浸水想定	6
4	内水による浸水	7
第2節	風水害対策の基本方針	8
1	災害特性を反映させる	8
2	総合的な治水対策	8
3	事前行動計画（タイムライン）を取り入れた活動体制の整備	8
4	洪水避難の方針	10
第2章	風水害予防計画	12
第1節	風水害に備えた活動体制の整備	13
1	活動体制の整備	【防災危機管理課、人事課、いろは遊学館】13
2	自主防災組織の強化	【防災危機管理課】15
3	民間防火組織の育成	【防災危機管理課、消防署】15
4	事業所等の防災組織の整備	【防災危機管理課】15
5	ボランティアの活動環境の整備	【共生社会推進課、市民活動推進課、防災危機管理課、社会福祉協議会】16
6	地区防災計画の策定	【防災危機管理課】17
7	適切な避難行動に関する普及啓発	【防災危機管理課】17
第2節	防災教育	18
1	職員の防災対応能力の強化	【防災危機管理課】18
2	自主防災組織に対する防災教育	【防災危機管理課、消防署】18
3	防災上重要な施設に対する防災教育	【防災危機管理課、消防局】19
4	市民、事業所等に対する防災教育	【防災危機管理課、消防署】19
5	児童・生徒に対する防災教育	【学校教育課、防災危機管理課】19
第3節	防災知識の普及	20
1	防災知識の普及内容	【防災危機管理課】20
2	防災知識の普及方法	【防災危機管理課、市政情報課】20
第4節	防災訓練	21
1	総合防災訓練の実施	【防災危機管理課、関係各課、消防署】21
2	個別訓練の実施	【防災危機管理課、関係各課、消防署】21
3	事業所、自主防災組織及び市民の訓練	【防災危機管理課、消防署】22
4	防災訓練の検証	【防災危機管理課、関係各課、消防署】23
第5節	防災活動拠点の整備	24

1	防災活動拠点の整備	【防災危機管理課、関係各課】	24
2	緊急輸送ネットワークの整備	【道路課、行政管理課】	24
第6節	情報通信体制の整備		26
1	情報通信設備の整備	【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】	26
2	情報通信設備の安全対策	【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】	26
3	情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】	27
第7節	避難活動体制の整備		29
1	避難所等の指定	【防災危機管理課、関係各課】	29
2	避難所等の整備	【防災危機管理課、共生社会推進課、長寿応援課、保険年金課、教育総務課、学校教育課、生活援護課、福祉監査室】	31
3	避難路の確保	【道路課、建築開発課、防災危機管理課】	32
4	地域（住民・事業所）との連携強化	【防災危機管理課、関係各課、消防団】	32
5	防災上重要な施設の避難体制の強化	【消防局・消防署、施設管理者】	32
6	学校等の避難体制の強化	【教育総務課、学校教育課、保育課】	32
7	避難誘導體制の整備	【防災危機管理課、関係各課、消防団】	33
第8節	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の備蓄		34
1	給水体制の整備	【上下水道総務課、水道施設課】	34
2	食料の供給体制の整備	【防災危機管理課、関係事業者】	34
3	生活必需品の備蓄	【防災危機管理課、関係各課】	36
4	防災用資機材の備蓄	【防災危機管理課、関係各課】	36
第9節	医療体制等の整備		38
1	医療体制の整備	【健康政策課、健康増進センター、消防局・消防署】	38
2	医薬品等の確保	【健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課】	38
3	後方医療体制の整備	【健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課、消防局・消防署】	38
4	緊急車両等による搬送体制の整備	【消防局・消防署】	38
5	ヘリコプターによる搬送体制の整備	【防災危機管理課、消防局・消防署】	39
6	応急手当の普及	【防災危機管理課、消防局・消防署】	39
第10節	水害予防計画		40
1	河川整備の推進	【道路課】	40
2	雨水排水事業の推進	【道路課、下水道施設課】	40
3	土地利用の適正化	【建築開発課、都市計画課】	40
4	地盤沈下対策	【環境推進課】	40
5	河川施設等の点検	【道路課、防災危機管理課】	41
6	水防体制の強化	【道路課、防災危機管理課、消防団】	41
7	水防用資機材の整備	【道路課、防災危機管理課、消防団】	41
8	水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等	【防災危機管理課】	41
第11節	土砂災害予防計画		43
1	基本方針	【防災危機管理課】	43
2	急傾斜地崩壊危険箇所の現況	【防災危機管理課】	43
3	急傾斜地崩壊危険箇所における対策	【防災危機管理課】	43

第12節	風水害等に強い防災都市づくり	44
1	防災都市づくりの推進	【都市計画課、建築開発課、道路課】44
2	都市計画マスタープランへの位置づけ	【都市計画課】44
3	市街地の整備等	【都市計画課】44
4	防火・準防火地域の指定推進と不燃化の促進	【都市計画課】45
5	防災空間等の確保	【道路課、都市計画課、防災危機管理課】45
6	道路施設の安全化	【道路課】45
7	ライフライン施設の安全化	【関係事業者、水道施設課、下水道施設課、防災危機管理課、道路課、環境推進課】45
8	市民による防災都市づくりの推進	【防災危機管理課】45
9	宅地造成地の安全対策	【建築開発課】45
第13節	要配慮者の安全対策	46
1	避難行動要支援者の安全対策	…【共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課】47
2	要配慮者の安全対策	…【共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課】49
3	外国人への安全対策	【市民活動推進課、総合窓口課、関係各課】50
4	社会福祉施設入所者等の安全対策	…【共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課】51
第14節	災害復旧・復興への備え	53
1	各種データの整備保全	【デジタル推進課、課税課、総合窓口課、関係各課】53
2	罹災証明書の発行体制の整備	【課税課、防災危機管理課】53
3	動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	【環境推進課】53
4	災害廃棄物処理体制の整備	【環境推進課】54
5	中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備	【産業観光課】54
<b>第3章</b>	<b>風水害応急対策計画</b>	<b>55</b>
第1節	風水害応急対策の活動体制	56
1	活動体制と設置基準等	【全課共通、全班共通】56
2	注意体制	【全課共通】59
3	警戒体制	【全班共通】59
4	非常体制	【全班共通】63
5	災害対策本部運営の留意事項	【本部事務局、人事班、関係各班】72
第2節	動員配備	74
1	動員体制	【本部事務局、人事班、関係各班】74
2	要員配備の調整	【本部事務局、人事班、関係各班】75
第3節	事前措置及び応急措置等	76
第1	市長の事前措置及び応急措置	76
1	市長が実施する事前措置	【本部事務局、関係各班、消防団】76
2	市長が実施する応急措置	【本部事務局、関係各班】76
3	市長が実施すべき応急措置の代行	【本部事務局、関係各班】77
第2	災害救助法の適用	77
1	災害救助法の概要	【本部事務局】77

2	災害救助法の適用及び実施	【本部事務局】	79
3	災害救助法が適用されない場合の措置	【本部事務局、関係各班】	81
第4節	応援要請		82
1	相互応援協力	【本部事務局、調査財政班、関係各班】	82
2	知事等への応援又は応援のあつせん	【本部事務局、関係各班】	83
3	応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請	【本部事務局、関係各班】	84
4	事業所との応援協力	【本部事務局、関係各班】	84
第5節	風水害に関する情報の収集・伝達		85
1	風水害に関する情報の収集	【防災危機管理課、関係各課】	85
2	気象注意報・警報等	【防災危機管理課、市政情報課】	86
3	水防情報	【防災危機管理課、関係各課】	91
4	異常な現象発見時の通報	【防災危機管理課】	94
5	被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ	【防災危機管理課、市政情報課、長寿応援課、共生社会推進課、子ども支援課】	94
第6節	災害情報の収集・伝達		95
1	情報通信手段の確保	【総務班、本部事務局】	95
2	収集する災害情報	【本部事務局、関係各班】	96
3	県への情報伝達	【本部事務局、関係各班】	97
4	災害情報の共有	【本部事務局、関係各班】	99
第7節	広報広聴活動		100
1	災害広報資料の収集	【広報班、地区本部、調査財政班、関係各班】	100
2	市民への広報	【地区本部、広報班】	100
3	安否情報の提供	【本部事務局、地区本部】	101
4	報道機関への情報提供	【広報班】	102
5	被災者に対する広聴の実施	【地区本部】	102
6	災害情報相談センターへの協力	【広報班】	102
第8節	水防計画		103
1	水防活動体制の確立	【防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課】	103
2	被害情報の収集	【防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課、消防団】	104
3	水防作業	【防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課、消防団】	104
4	決壊時の処置	【防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課、消防団】	105
5	協力応援	【防災危機管理課】	105
第9節	交通規制		106
1	交通応急対策計画	【交通衛生班、朝霞警察署】	106
2	緊急通行輸送車両の確認	【総務班】	107
第10節	避難支援活動		108
1	自主避難	【本部事務局、避難所班、施設管理者】	108
2	避難指示、警戒区域の設定	【本部事務局、広報班、朝霞警察署】	108
3	避難誘導	【本部事務局、避難所班、地区本部】	113
4	避難所の開設	【本部事務局、避難所班、地区本部、教育総務班】	114
5	避難所の運営	【避難所班、地区本部、教育総務班、関係各班】	115
6	広域避難	【本部事務局】	119

7	市外（県外を含む）からの避難者の受入れ	【本部事務局】	119
8	災害救助法が適用された場合の費用等	【本部事務局】	120
9	避難所外避難者対策	【本部事務局】	120
第11節	救急救助・医療救護		121
1	救急救助の原則	【消防局・消防署】	121
2	救急救助体制の確立	【消防局・消防署】	122
3	傷病者の搬送	【医療班、本部事務局、消防局・消防署、消防団】	122
4	医療・助産救護活動	【医療班】	123
5	市民、自主防災組織、自警消防隊の役割	【本部事務局】	125
第12節	遺体の取扱い		126
1	遺体の捜索	【交通衛生班、朝霞警察署】	126
2	行方不明者に関する相談窓口の設置	【交通衛生班】	126
3	遺体の処理	【医療班、交通衛生班、朝霞警察署】	126
4	遺体の埋葬・火葬	【交通衛生班】	127
第13節	要配慮者への支援		129
1	避難行動要支援者等の避難支援	【避難所班、施設管理者】	129
2	社会福祉施設入所者等の安全確保	【施設管理者、避難所班】	130
3	避難生活における要配慮者支援	【避難所班、広報班、関係各班、施設管理者】	131
4	外国人の安全確保	【交通衛生班】	132
第14節	飲料水・食料・生活必需品等の供給		133
第1	飲料水の供給		133
1	給水の方針	【水道班、本部事務局】	133
2	飲料水の供給基準	【水道班】	133
3	応急給水の実施	【水道班、本部事務局、医療班、避難所班、広報班】	134
4	防災協力井戸の活用	【本部事務局】	134
5	給水施設の応急復旧	【水道班、下水道班】	134
6	災害救助法が適用された場合の費用等	【水道班】	135
第2	食料の供給		135
1	供給の内容	【避難所班、地区本部、本部事務局】	135
2	食料の調達	【避難所班、本部事務局】	135
3	食料の集積、配分	【避難所班、地区本部、本部事務局】	136
4	炊き出しの実施	【避難所班、地区本部、教育総務班】	136
5	災害救助法が適用された場合の費用等	【避難所班】	137
第3	生活必需品の供給・貸与		137
1	実施責任者	【避難所班、地区本部】	137
2	生活必需品の供給及び貸出し	【避難所班、地区本部】	137
3	災害救助法が適用された場合の費用等	【避難所班】	138
第4	トイレの供給		138
1	避難所への設置	【避難所班】	138
2	公園等への設置	【下水道班】	139
第15節	応急住宅対策		140
1	建物の被害調査及び応急危険度判定調査	【施設復旧班、調査財政班】	140

2	被災住宅の応急修理	【施設復旧班】	141
3	応急仮設住宅の供給	【施設復旧班、関係各班】	141
4	災害救助法が適用された場合の費用等	【施設復旧班】	143
第16節	文教対策		144
1	災害発生時の学校内防災対策	【学校教育班】	144
2	応急教育の方法等	【教育総務班、学校教育班】	145
3	教材・学用品等の調達及び配給の方法	【学校教育班】	146
4	文化財の応急措置	【教育協力班】	147
第17節	障害物の除去		148
1	住宅関係障害物の除去	【施設復旧班、交通衛生班】	148
2	道路等の障害物の除去	【施設復旧班、交通衛生班】	148
3	河川における障害物の除去	【施設復旧班】	148
4	障害物の集積場所	【施設復旧班、交通衛生班】	149
5	必要な人員・機械器具等の確保	【施設復旧班】	149
6	民間建設関連事業者との連携	【施設復旧班】	149
第18節	緊急輸送		150
1	調達計画	【総務班】	150
2	緊急輸送計画	【施設復旧班、避難所班】	150
3	輸送の順位	【施設復旧班、避難所班】	150
4	緊急輸送対象	【本部事務局、避難所班、地区本部】	150
5	緊急輸送道路の確保	【施設復旧班、交通衛生班】	151
6	災害救助法が適用された場合の費用等	【本部事務局】	152
第19節	要員の確保		153
1	要員の確保	【本部事務局、調査財政班】	153
2	連携体制の確保	【本部事務局】	153
第20節	自衛隊への災害派遣要請依頼		154
1	災害派遣要請依頼の基本方針	【本部事務局】	154
2	災害派遣活動の範囲	【本部事務局、関係各班】	154
3	災害派遣要請依頼の手続き	【本部事務局】	155
4	災害派遣部隊の受入れ	【本部事務局、関係各班】	156
5	災害派遣部隊の撤収要請	【本部事務局】	158
6	経費の負担区分	【本部事務局】	158
第21節	環境衛生		159
1	がれき処理等廃棄物対策	【交通衛生班、下水道班】	159
2	防疫活動	【交通衛生班】	160
3	動物愛護	【交通衛生班】	160
第22節	広域応援受入れ		162
1	国、地方公共団体等からの応援受入れ	【本部事務局、関係各班】	162
2	ボランティアの応援受入れ	【ボランティアセンター、関係各班】	163
3	公共的団体等の応援受入れ	【本部事務局、関係各班】	163



<b>第4章</b>	<b>風水害復旧・復興計画</b>	<b>164</b>
第1節	迅速な災害復旧	165
1	復旧計画の基本方針	【関係各班】165
2	災害復旧事業計画の作成	【関係各班】165
3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	【調査財政班、関係各班】166
4	激甚災害の指定	【本部事務局、関係各班】169
5	災害復旧事業の実施	【関係各班】170
第2節	計画的な災害復興	171
1	災害復興対策本部の設置	【本部事務局、関係各班】171
2	災害復興計画の策定	【本部事務局、関係各班】171
3	災害復興事業の実施	【施設復旧班、関係各班】171
第3節	被災者の生活再建等の支援	173
1	災害相談窓口の設置	【交通衛生班、関係各班】173
2	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	【調査財政班】174
3	被災者の生活確保	【本部事務局、避難所班、調査財政班、交通衛生班】175
4	住宅資金及び生活福祉資金の融資	【避難所班】178
5	被災者生活再建支援制度	【調査財政班、本部事務局】180
6	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	【本部事務局、調査財政班】182
7	義援金品の配分	【出納班、避難所班】186
8	被災中小企業等への融資	【交通衛生班】187
9	被災農林漁業関係者への融資	【交通衛生班】188
10	郵便物の特別扱い	【本部事務局】190
11	尋ね人の相談に関する計画	【交通衛生班】190
12	被災者の精神的ケアに関する計画	【医療班】191
<b>第5章</b>	<b>竜巻等突風対策計画</b>	<b>192</b>
第1節	予防・事前対策	193
1	竜巻の発生、対処に関する知識の普及	【防災危機管理課】193
2	竜巻注意情報等気象情報の普及	【防災危機管理課】193
3	被害予防対策	【防災危機管理課、消防署】193
4	竜巻等突風対処体制の確立	【防災危機管理課】194
5	情報収集・伝達体制の整備	【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】194
6	適切な対処法の普及	【防災危機管理課、消防署】194
第2節	応急対策	196
1	情報伝達	【本部事務局、調査財政班、広報班、総務班】196
2	救助の適切な実施	【本部事務局、避難所班、広報班、消防署】197
3	がれき処理	【交通衛生班】198
4	避難所の開設・運営	【本部事務局、避難所班、地区本部】198
5	応急住宅対策	【施設復旧班】198
第3節	災害復旧	199

第6章	雪害対策計画	200
第1節	予防・事前対策	201
1	飲料水、食料、生活必需品の備蓄	【防災危機管理課】201
2	情報通信体制の充実強化	【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】201
3	避難所の確保	【防災危機管理課】202
4	物的被害を軽減させるための措置	【都市計画課、行政管理課、教育総務課】202
5	道路交通対策	【道路課】202
6	鉄道等交通対策	【関係事業者】203
7	ライフラインにおける雪害対策の推進	【水道施設課、下水道施設課、関係事業者】203
8	農産物等への被害軽減対策	【産業観光課】203
第2節	応急対策	204
1	応急活動体制の施行	【本部事務局、人事班】204
2	情報の収集・伝達・広報	【本部事務局、広報班】204
3	避難所の開設・運営	【本部事務局、避難所班、地区本部】205
4	医療救護	【医療班、消防署】205
5	道路機能の確保	【施設復旧班】205
6	ライフラインの確保	【本部事務局、総務班、水道班、下水道班、関係事業者】206
7	地域における除雪協力	【本部事務局】206
第3節	復旧対策	207
1	農業復旧支援	【交通衛生班】207
2	その他復旧対策	【本部事務局、調査財政班、関係機関】207
3	生活再建等の支援	【交通衛生班、本部事務局、避難所班、関係事業者】207

## 第3編 風水害対策

この計画は、本市で台風、集中豪雨、突風・竜巻及び雪害などによる風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策、災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

### 第1章 風水害対策の総則

風水害対策の方針を策定するため、これまでの本市に係る浸水被害履歴、氾濫シミュレーション等の結果を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して風水害対策の目標を設定した。

## 第1節 風水害の災害特性

### 第1 災害履歴

荒川に面する志木市周辺、特に宗岡地区では、過去に多くの水害が記録されている。

宗岡地区は荒川沿いの低地に位置し、新河岸川と柳瀬川とが合流するなど地形的に洪水被害を受けやすいところに立地していることから、水害対策は極めて重要な課題となっており、旧宗岡村では村総囲堤を建設し増水に備えたが、現在は破堤や越流による被害は発生していない。

荒川の洪水については、寛保2年（1742年）8月、天明6年（1746年）7月、弘化3年（1846年）6月、明治43年（1910年）8月、昭和22年（1947年）9月の洪水が特に大規模で5大洪水とされている。

明治43年当時、宗岡周辺の地盤高は4.0～5.0mであったが、これより4m前後も増水し、付近一帯は一面水没し、宗岡地区では水害対策として、水塚という盛土（盛土高2m前後）を行っていたにもかかわらず、これをも上回る洪水であった。

そのため、国土交通省及び県による一級河川の改修が進められ、最近では、内水氾濫を除き大規模な河川の氾濫は起きていない。

本市の内水氾濫については、平成28年の台風第9号による時間最大雨量50mmを超える集中豪雨により道路冠水に加え床下・床上浸水被害などが発生した。

また、令和元年台風第19号でも道路冠水に加え床下・床上浸水被害などが発生した。

#### ■令和元年台風第19号による本市の雨量・被害状況

項目	区分	内容	備考
降雨量	志木市総雨量	244.5 mm	
	志木市時間最大雨量	32.0 mm	
	所沢市総雨量	362.0 mm	柳瀬川の上流に位置する所沢市の降雨量
	所沢市時間最大雨量	51.0 mm	
浸水被害状況	床上浸水	19棟	住宅9棟、非住宅10棟
	床下浸水	172棟	住宅162棟、非住宅10棟
	道路冠水	40箇所	
消毒箇所数	—	285箇所	

## 第2 風水害の被害想定

### 1 浸水想定河川

国土交通省及び県では、平成13年の水防法改正以降、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を浸水想定区域図として公表して

いたが、平成27年の水防法改正により、浸水想定区域指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）に変更するとともに、内水・高潮の浸水想定区域制度の創設に伴い名称が洪水浸水想定区域へと変更された。

本市に係る浸水想定河川は、洪水予報河川である荒川（国管理）及び新河岸川（県管理）、水位周知河川である柳瀬川（県管理）の3河川であるが、市では、公表された荒川及び新河岸川・柳瀬川の浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「志木市洪水ハザードマップ（令和3年3月）」を作成し、市民に周知している。

《参考》

◆「洪水予報河川」とは

国土交通省は、洪水が発生するおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、2以上の都道府県にわたる河川又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じるおそれがある河川を、洪水予報指定河川として指定している。洪水予報指定河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する。

◆「水位周知河川」とは

国土交通省及び都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を、水位周知河川に指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する。

## 2 荒川の浸水想定

### （1）荒川洪水浸水想定区域図

荒川の洪水浸水想定区域図は、平成27年の水防法改正により浸水想定区域の指定の前提となる降雨条件を、これまでの計画規模の降雨（3日間の総雨量548mm）から想定最大規模の降雨（72時間の総雨量632mm）に変更された。

これにより、本市の浸水想定区域では、大きな広がりはないものの浸水深は大きく増加し、これまで浸水想定区域内で上層階が避難所指定されていた学校などでは水没するものもあり、洪水に伴う指定緊急避難場所の見直しが必要となった（「**指定緊急避難場所（洪水時）**・緊急避難建物（利用可能階数の比較）の検討」（P5）参照）。

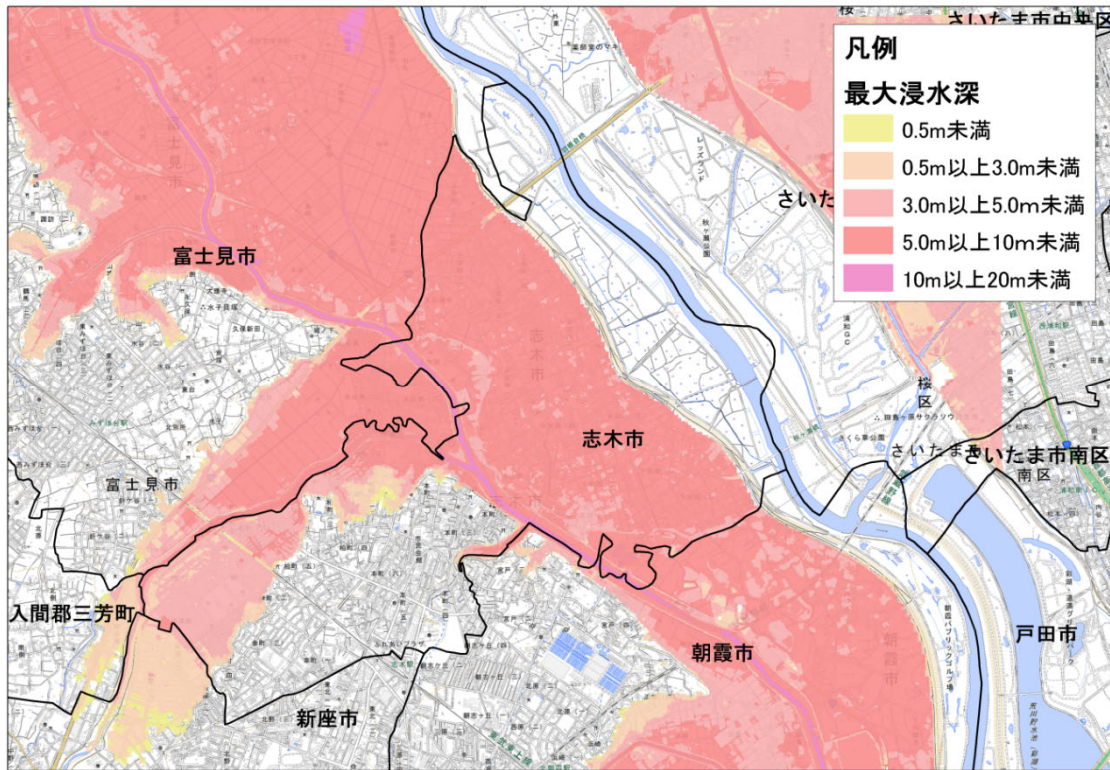
荒川について指定・公表されている洪水浸水想定区域図は、次のとおりである。

#### ■荒川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	平成28年 5月30日	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域の 72時間 総雨量632mm

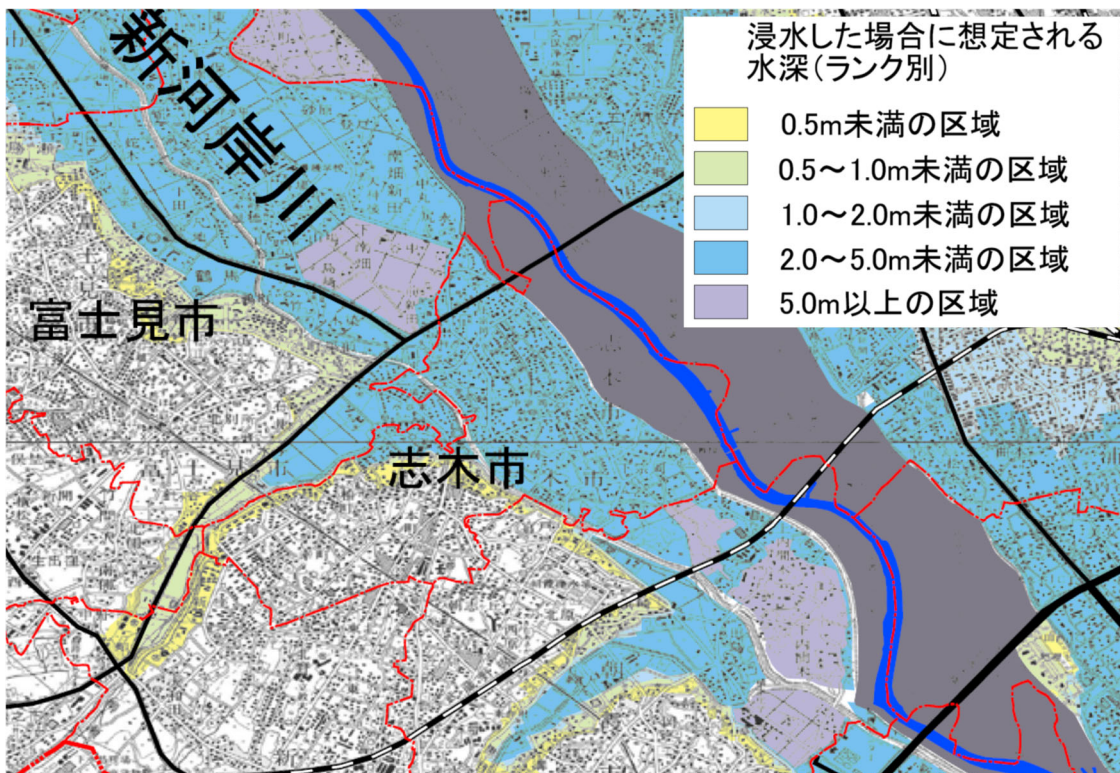
■荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

[72時間総雨量 632mm]



■荒川浸水想定区域図（計画規模（平成18年9月作成）

[3日間総雨量 548mm]



(2) 浸水状況

これまでの計画規模の降雨による浸水域は、新河岸川左岸の上・中・下宗岡地区全域と柳瀬川右岸の柏町2・6丁目、館2丁目の広範囲に及ぶ。上・中・下宗岡地区全域と柏町2丁目の浸水深は、2.0m～5.0mと2階建て家屋の2階の天井までの深さとなってい

る。柏町6丁目、館1・2丁目の浸水深は、0.0m～0.5mの深さとなっている。

これに対し、想定最大規模の降雨による浸水域は、新たに柏町1・3・5丁目、館1丁目、幸町2・3・4丁目、本町1・2・3・4丁目が増加し、志木市駅周辺の高台を除くほぼ全域が浸水すると想定される。新河岸川沿いを中心に、上・中・下宗岡地区、本町1・2・3丁目、柏町2・3・5・6丁目、館2丁目では浸水深が最大5.0m以上と2階建て家屋は水没する深さとなっている。幸町2・3・4丁目、館1丁目では3.0m～5.0m、本町4丁目では0.0m～3.0mの深さの浸水となっている。

■指定緊急避難場所（洪水時）・緊急避難建物（利用可能階数の比較）の検討

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	利用可能 面積 (㎡)	収容 人数 (人)	利用可能階数	利用可能階数	
					計画規模降雨 (平成18年作成)	想定最大規模降雨 (平成28年作成)	
小学校	志木小学校	本町1-10-1	10,218	10,218	4,016	全階	全階
	志木第二小学校	館1-2-1	6,944	4,150	1,556	2・3階	3階
	志木第三小学校	柏町3-2-1	6,341	6,341	2,490	全階	全階
	志木第四小学校	館1-4-1	6,061	4,428	1,660	2・3・4階	3・4階
	宗岡小学校	中宗岡3-1-1	5,590	2,307	865	3・4階	4階
	宗岡第二小学校	上宗岡3-13-1	5,735	2,477	928	3・4階	4階
	宗岡第三小学校	下宗岡1-15-30	4,459	1,507	565	3・4階	4階
	宗岡第四小学校	上宗岡1-1-2	4,732	1,992	747	3・4階	3・4階
	小計	—	50,080	33,420	12,827	—	—
中学校	志木中学校	柏町3-2-2	7,804	4,841	1,815	2・3・4階	3・4階
	志木第二中学校	館1-3-1	7,020	4,459	1,672	2・3・4階	3・4階
	宗岡中学校	上宗岡1-8-1	6,846	2,810	1,053	3・4階	4階
	宗岡第二中学校	下宗岡4-1-10	5,522	2,192	822	3・4階	4階
	小計	—	27,192	14,302	5,362	—	—
中学校以外の 補助避難所・ 福祉避難所	市民会館（ホール） ※令和5年度から再整備を実施	本町1-11-50	2,962	2,962	1,110	全階	全階
	市民会館（管理棟） ※令和5年度から再整備を実施	本町1-11-50	2,371	2,371	889	全階	全階
	総合福祉センター	上宗岡1-5-1	6,126	1,875	703	3・4・5階	4・5階
	福祉センター （総合福祉センター2階）	上宗岡1-5-1	446	0	—	（水没）	（水没）
	宗岡公民館	中宗岡4-16-11	980	0	—	（水没）	（水没）
	健康増進センター （西原ふれあいセンター）	幸町3-4-70	385	385	144	全階	全階
	コミュニティスペースつづじ ※令和5年5月オープン予定	本町5-26-1	269	269	134	全階	全階
	第二福祉センター	柏町3-5-1	1,536	1,536	576	全階	（水没）
	小計	—	15,075	9,398	3,556	—	—
その他公共施設	武道館	柏町3-6-19	162	162	81	全階	全階
	いろは遊学館	本町1-10-1	1,704	1,704	639	全階	全階
	柳瀬川図書館	館2-6-14	2,326	280	105	2階	（水没）
	慶応義塾志木高校	本町4-14-1	10,275	10,275	4,185	全階	全階
	県立志木高校	上宗岡1-1-1	8,100	2,286	857	2・3・4階	4階
小計	—	22,567	14,707	5,867	—	—	
合計	—	114,914	71,827	27,612	—	—	

注) 「利用可能面積」は、「延床面積」のうち荒川洪水時の水没階を除外した面積をいう。

「収容人数」の算定式は、(利用可能面積) × (有効率) / (1人当たりの必要面積) とした。

「有効率」は、階段・トイレ等利用できない面積を考慮して0.75、「1人当たりの必要面積」は2㎡とした。

### 3 新河岸川・柳瀬川の浸水想定

#### (1) 新河岸川・柳瀬川洪水浸水想定区域図

新河岸川・柳瀬川の洪水浸水想定区域は、1,000年に1回程度の確率で発生する規模の大雨（2日間に総雨量746mm）により、水位が増加し、氾濫した場合を想定して作成されている。

#### ■新河岸川・柳瀬川の浸水想定区域について

対象河川名	洪水浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨
新河岸川 (洪水予報河川)	荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図	埼玉県 県土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第549号	おおむね1,000年に1 回程度の大雨、2日間総 雨量746mm
柳瀬川 (水位周知河川)					

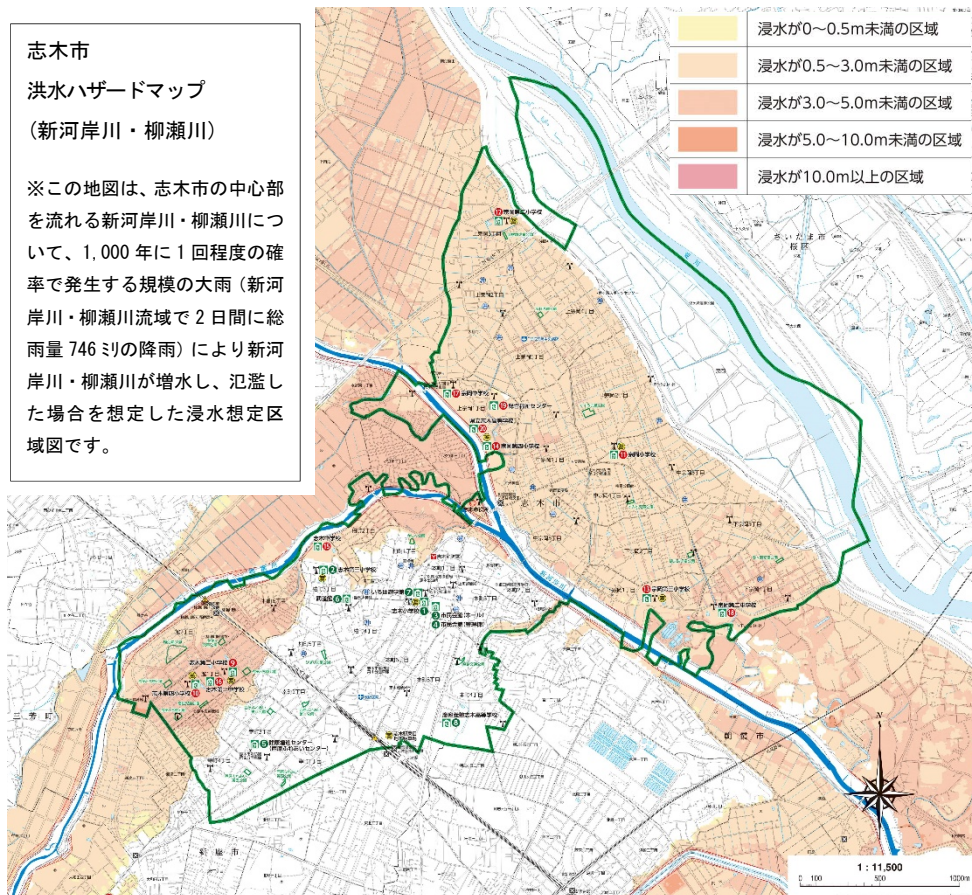
#### (2) 浸水状況

新河岸川・柳瀬川の氾濫水は、志木市の新河岸川左岸の上・中・下宗岡地区全域と柳瀬川右岸の柏町2・6丁目、館1・2丁目の広範囲に想定されている。

上・中・下宗岡地区全域の浸水深は、0.5m～3.0m、一部3.0m～5.0mの深さとなっており、2階建て家屋の1階の天井までの深さとなっている。

また、柏町2・6丁目、館1・2丁目の浸水深は、おおむね0.5m～3.0mの深さとなっている。一部の街区で3.0m～5.0mの深さとなっている。

#### ■志木市洪水ハザードマップ（新河岸川・柳瀬川）（令和3年3月作成）





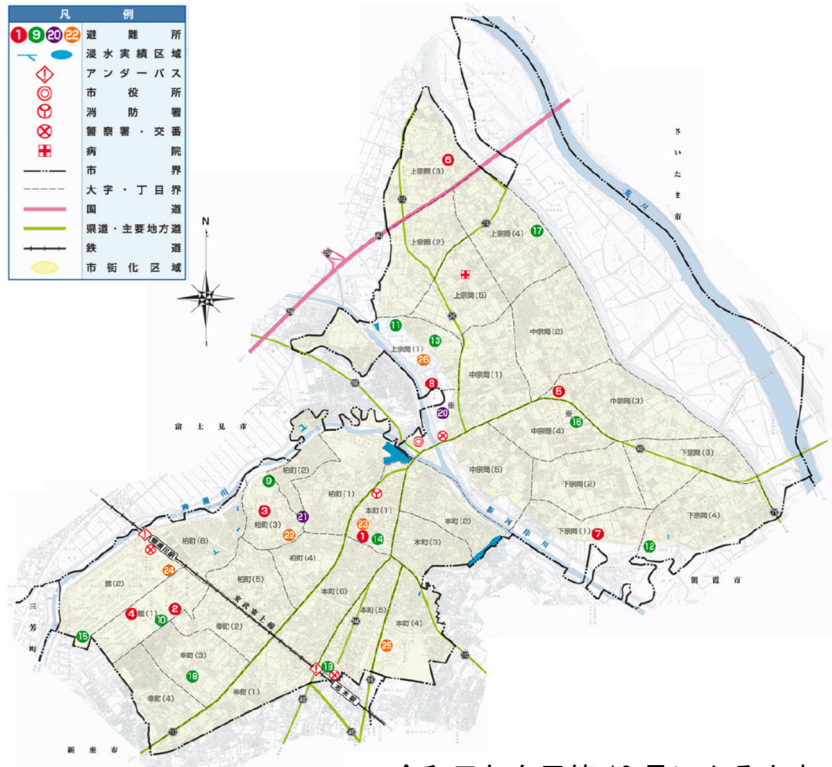
#### 4 内水による浸水

市は、平成10年度から25年度までに市民からの浸水情報などに基づき、下図に示す内水（浸水）ハザードマップを作成し、市ホームページにて公開している。

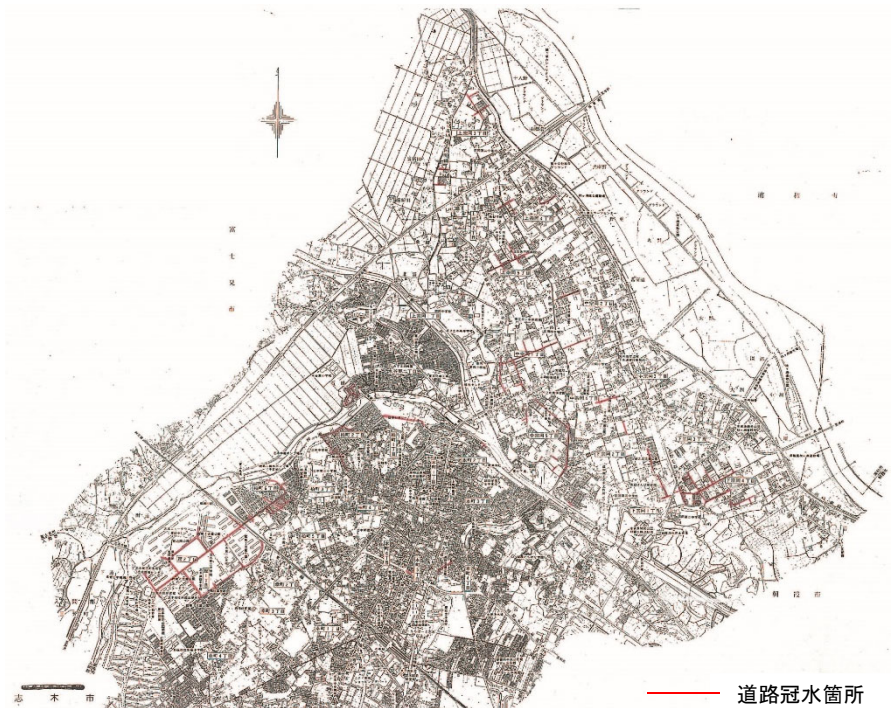
これによると、浸水実績区域は、本町の2丁目、3丁目、4丁目、柏町の1丁目、6丁目、上宗岡1丁目、下宗岡4丁目の一部の街区となっている。

なお、令和元年の台風第19号による雨水出水により浸水した箇所は、下図に示すとおりである。

#### ■内水（浸水）ハザードマップ（道路冠水のみの実績は除く）



#### ■令和元年台風第19号による内水（浸水）箇所位置図



## 第2節 風水害対策の基本方針

本市には洪水予報河川である荒川及び新河岸川、水位周知河川である柳瀬川が流れており、荒川の想定最大規模の降雨による浸水想定区域図では、荒川に面する広い範囲で浸水被害が発生する。

また、このところ異常気象により大気が不安定になることが多く、過去にない大雨・洪水、局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生し、過去に発生したことのない場所でも内水氾濫の危険性が高まっている。

そのため、水害に対する備えは重要であり、大雨に伴う河川の氾濫、浸水及び冠水への対応を基本とした防災対策を推進する。

### 1 災害特性を反映させる

市を流れる荒川、新河岸川及び柳瀬川の洪水浸水想定区域図では、堤防が決壊した場合、市域の広範囲にわたり浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。

また、平成28年台風第9号の集中豪雨による雨水出水は、道路冠水にとどまらず床下・床上浸水被害をもたらした。このような局地的・集中的にこれまでにない大雨が降る傾向は、今後これまで以上に増加すると考えられる。

そのため、市は、このような災害特性を反映した水害対策を推進するものとする。

### 2 総合的な治水対策

市は、水害を防ぎ、治水水準を向上させるために、河川及び下水道の整備に加え、流域における雨水の貯留、浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等を含めた総合的な治水対策を進める。

### 3 事前行動計画（タイムライン）を取り入れた活動体制の整備

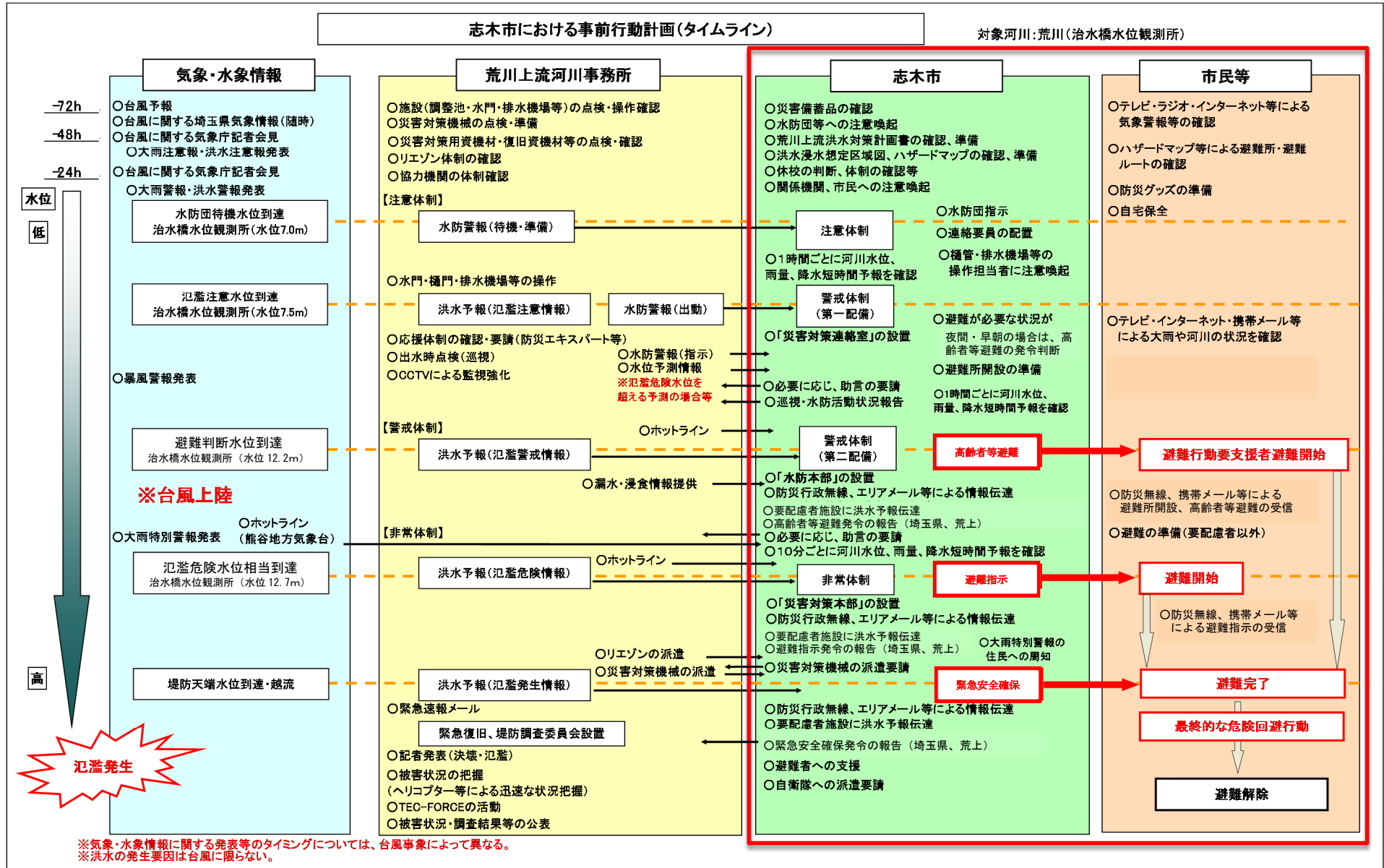
台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震災害と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、かつ近年の気象予報精度の向上により、先を見越した効果的な防災対策を実施することが可能である。

あらかじめ、市は、防災関係機関と連携した時系列的に災害対応事項を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成しておくことで、早期の的確な防災対応とそれによる被害の最小化（減災）が期待できる。

事前行動計画の有効性は、これまでの国の取組により明らかになっており、荒川流域においても、荒川下流河川事務所が平成26年8月に設置した検討会により、平成27年5月に足立区千住、板橋区高島平、北区赤羽周辺で、本格的なタイムライン（試行案）が作成・運用開始されたところである。

事前行動計画においては、周辺市町や防災関係機関との連携が重要となるため、「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」（平成28年8月、国土交通省）等を踏まえ、本市においても事前行動計画の作成について検討し、台風の接近や大雨による風水害に備えた活動体制の整備を図るものとする。

本市における「事前行動計画（タイムライン）」を次に示す。



## 4 洪水避難の方針

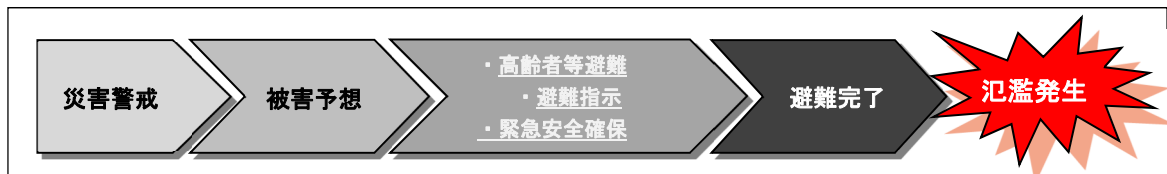
### (1) 適切なタイミングでの避難指示等の発令

大雨や台風による洪水の発生は、予知が困難な地震とは異なり、気象情報の変化などを継続的に把握することにより、それなりの精度で予測することが可能である。

また、洪水に伴う避難行動の原則は、破堤や越流などにより浸水被害が発生するまでに要避難者の避難を終えることである。

そのため、市は、早い時期から台風の接近情報などに基づく気象情報や河川情報などを収集し、現場の情報などと合わせて被害予想を行うことで、適切な時期に避難を呼びかけ、市民を安全に避難させるものとする。

#### ■避難の原則



### (2) 避難の方法

市民等の洪水避難は、浸水想定区域外への避難を原則とする。

そのため、市は市域外への避難も視野に入れて避難情報を発令する。市域外の避難先は、隣接しかつ相互応援協定を締結している朝霞市及び新座市とする。

ただし、洪水浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、洪水浸水想定区域内であっても学校等の浸水しない階を垂直避難のための「緊急避難建物」として利用するものとする。

また、荒川の想定最大規模降雨による洪水の場合は、多くの要避難者が発生し、逃げ遅れる者も少なくないと考えられるため、学校等を対象とした「緊急避難建物」だけでなく、洪水浸水想定区域内の民間高層マンションや高層階を持つ事業所に対しても「緊急避難建物」としての施設利用協定の締結に努める。

なお、市の洪水浸水想定区域外における避難所（洪水時）の収容可能人数合計は11,146人であり、洪水浸水想定区域内の人口（要避難者数）約25,000人の約45%となっている。

#### 《参考》

##### ◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階以上へ緊急に避難することをいう。

なお、国土交通省では平成25年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて5段階としていた浸水深ランクを3.0m以上（2階浸水）、0.5m～3.0m未満（1階床上浸水）、0.5m未満（1階床下浸水）の3段階に簡素化して表示し、浸水深0.5m～3.0mの区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避」などとしている。

## ■市の洪水避難の方針

- ▶ 市民等は、市の避難指示等の発令に応じ、浸水する前に可能な限り「浸水想定区域外<sup>※1</sup>」に避難する。
- ▶ 避難の際は、できるだけ自動車の使用は避ける。
- ▶ 時間の余裕がない場合、浸水が始まっているなど、やむを得ない場合は、近隣の高い建物（緊急避難建物<sup>※2</sup>）に避難する。
- ▶ 高層建物に避難した場合でも、浸水後、水が引くまで長時間（地域により3日から1週間程度）を要し、建物内に孤立する可能性があるため、浸水前に「浸水想定区域外」への避難を心がける。
- ▶ 高層階などの自宅に滞在する場合でも、浸水が長く続くことに備え、日頃から備蓄品を準備しておく。

※1：「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）平成28年5月30日」を参照

※2：「本編 第2章 第7節 1（3）緊急避難建物の指定」を参照

## ■市の洪水避難の広報

市は、以下の「避難の対象となりうる地区」の浸水可能性・浸水時期の想定のもと、地区ごとに適切なタイミングで避難指示等を発令するとともに、避難先についても、以下の「避難先となりうる地区」を参考により具体的に広報する。

### □避難の対象となりうる地区

柏町2・6丁目、館地区、上宗岡地区、中宗岡地区、下宗岡地区の全域  
本町1・2・3・4丁目、柏町1・3・5丁目、幸町2・3・4丁目の一部

### □避難先となりうる地区

#### 【市域内】

本町5・6丁目、柏町4丁目、幸町1丁目の全域  
本町1・2・3・4丁目、柏町1・3・5丁目、幸町2・3・4丁目の浸水域外

#### 【市域外】

新座市、朝霞市の指定避難所

### 《参考》

#### ◆「鬼怒川決壊による常総市の避難」について

平成27年9月10日12時50分、鬼怒川堤防の決壊等に伴う氾濫により、常総市の約1/3の面積に相当する約40km<sup>2</sup>が浸水したことから、多数の避難者が発生し、常総市役所も孤立した。

市は、避難者が交通渋滞により市内の避難場所への避難が困難となったことから、隣接市に依頼し、避難場所を設定した。

市の避難者数1,786人のうち、市内840人、市外946人と避難者の約半数が市外へ避難した。

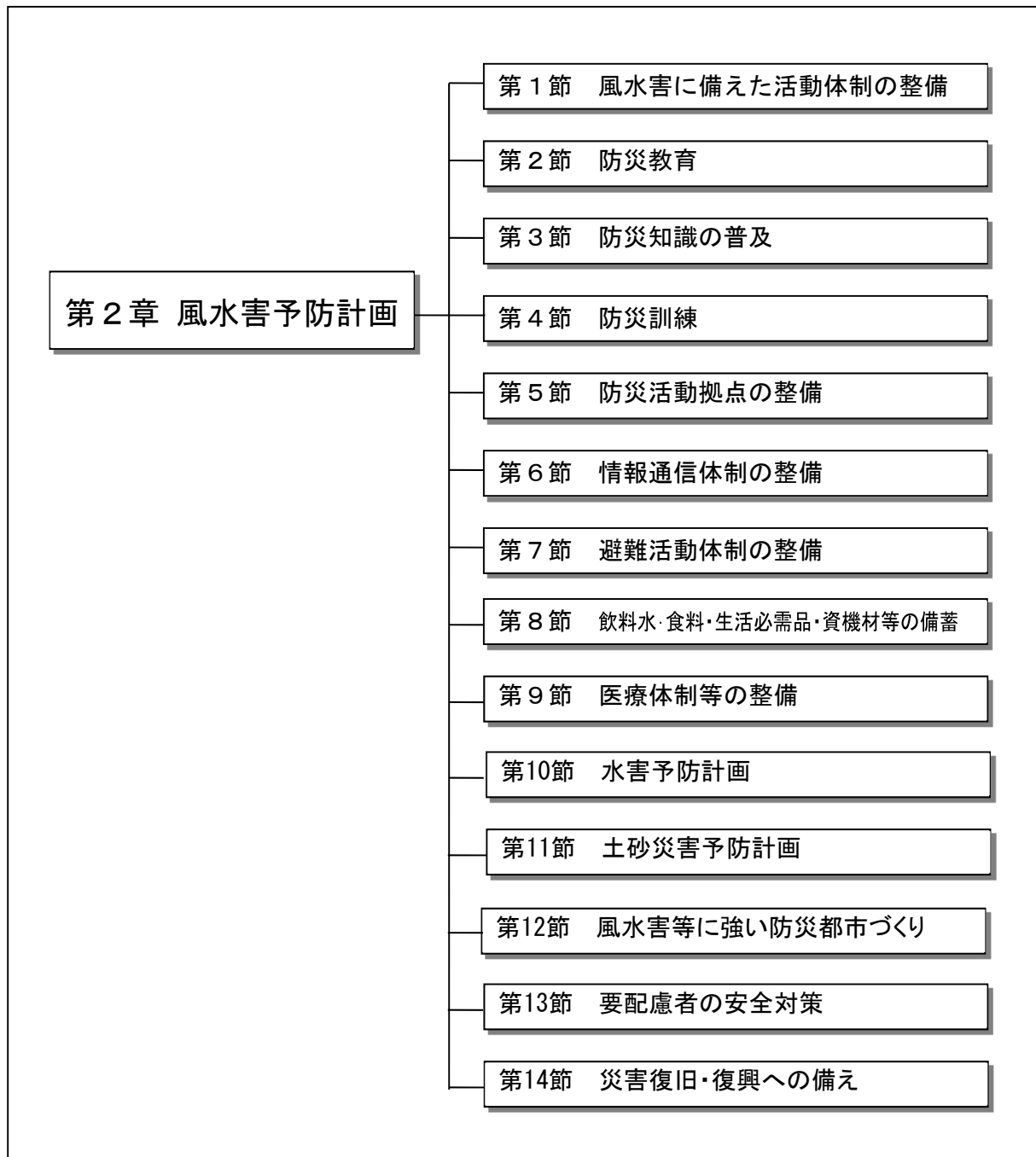
資料)「ハザードマップと洪水時の避難に関する現状と課題」

(平成27年12月14日) 水害ハザードマップ検討委員会

## 第2章 風水害予防計画

本章は、風水害に対して強いまちづくりをめざし、防災都市づくり計画、防災組織の整備計画、防災教育計画、近年の竜巻注意情報の伝達や経験したことがない大雨に対する防災知識の普及、洪水ハザードマップの活用による避難施設の確保、配備基準の明確化による体制の整備、避難風水害に対する意識の向上などの減災対策を講じることにより、風水害による被害の防止、軽減を図る。

### ■風水害予防計画の構成



## 第1節 風水害に備えた活動体制の整備

風水害時に総合的かつ円滑に応急対策を実施するため、市の活動体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

また、自主防災組織の整備、ボランティアの活動環境の整備に努める。

市の「風水害に備えた活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 活動体制の整備	防災危機管理課、人事課、いろは遊学館
2 自主防災組織の強化	防災危機管理課
3 民間防火組織の育成	防災危機管理課、消防署
4 事業所等の防災組織の整備	防災危機管理課
5 ボランティアの活動環境の整備	共生社会推進課、市民活動推進課、防災危機管理課、社会福祉協議会
6 地区防災計画の策定	防災危機管理課
7 適切な避難行動に関する普及啓発	防災危機管理課

### 1 活動体制の整備

風水害時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が風水害に対応できる体制を確立する。

#### (1) 市の活動体制の整備

大規模風水害時に確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、職員の動員等、市の災害時の体制の整備強化を図る。

##### ア 災害対策本部の整備

市は、災害時に迅速かつ円滑に災害対策本部及び地区災害対策本部を設置できるよう、次の事項について明確にしておくとともに、必要な整備を図る。

- 災害対策本部設置の基準の明確化（荒川の氾濫水位情報など）
- 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）
- 市庁舎が災害対策本部として使用できない場合の代替施設（いろは遊学館）
- 災害対策本部及び地区災害対策本部運営に必要な資機材及び備品の整備

##### イ 代替本部機能の整備

市庁舎に災害対策本部が設置できないときは、いろは遊学館を災害対策本部の代替施設として、本部会議開催に必要な備品等の整備を進める。

なお、いろは遊学館に勤務する職員は、整備された備品等について、活用できるよう管理を行う。

##### ウ 職員の配備体制の適正化

風水害時に的確に応急対策が実施できるよう、職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制を強化するとともに、災害時の職員の健康管理や交替要員の確保、必要な被服、

用具等の支給について十分検討しておく。

#### エ 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員を明確にするとともに参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り体制の強化に努める。

#### オ マニュアルの整備

市は、職員が風水害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、災害時の職員初動マニュアル、地区災害対策本部マニュアル、避難所運営マニュアルを整備している。市は、防災訓練等を通じて内容の習熟を図るとともに、より実践的なマニュアルとなるよう適宜見直しを実施する。

#### カ 活動体制等の周知・徹底

市は、風水害時に職員が円滑に参集、配備、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割、マニュアルの活用等に必要な事項の周知・徹底に努める。

#### キ 業務継続計画（BCP）の推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を推進する。

市は、業務継続計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を推進する。

#### ク 応急対応、復旧復興のための人材確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### （2）相互応援の体制の整備

市は、大規模な風水害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、県、他市町、指定公共機関等との連携強化に努めるとともに、あらかじめ受入体制を整備する。

#### ア 相互応援体制の整備

市は、近隣、県内及び県外の市町村から物資や従事者の援助が受けられるよう、災害時における防災協定の締結に努めるとともに、災害時の要請に必要な手続き、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

また、災害時の応急対策を実施するに当たり、必要となる食料、生活物資、車両等について、民間事業者等と応援協定を締結し、実効性の維持に努める。

#### イ 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、県と連携して、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

なお、他の地方公共団体とは、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備するとともに、緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。

また、連携した防災訓練の実施に努める。

#### ウ 応援受入体制の整備



市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

#### エ 防災関係機関との連携強化

防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

また、防災関係機関との情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

## 2 自主防災組織の強化

大規模な風水害時には、防災関係機関のみでは十分な対応が困難であることから、地域における組織的活動、市民の自主的な活動が非常に重要となる。

そのため、市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の普及を図り、自主防災組織の組織化を促進するとともに、自主防災組織の構成員の知識の習熟、技術の向上等の地域防災力の強化に努める。

### (1) 組織化の促進

市は、既存のコミュニティである町内会を単位として、自主防災組織が結成されていない地域に対し、公共施設の敷地を貸与するなど、組織化を促進する。その際、青年層・女性層の参加促進を図るとともに、その育成、強化を図るものとする。

### (2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、「第1編 第3章 第2節 自主防災組織、自警消防隊の果たす役割（共助）」のとおりとする。

### (3) 活動の支援・育成

市は、県と連携して、リーダー研修等を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担うリーダーの育成に努める。また、備蓄資機材等の整備や防災訓練等活動に対する支援を行うとともに、組織への指導、助言に努める。

## 3 民間防火組織の育成

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火・防災に関心をもち、日ごろから失火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

市は、地域住民の防火・防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、消防署・消防団と連携して地域に密着した自主防災組織の組織づくりと育成に努める。

## 4 事業所等の防災組織の整備

市は、大規模な風水害が発生した場合、事業所等の組織的な初期対応、応急対策への参加が風水害被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等に防災組織の整備について働きかける。

### (1) 防災組織の組織化指導

市は、病院、商業施設等の不特定多数の人が出入する施設、危険物等を保管する施設等の事業所に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

### (2) 防災組織の周知

市は県と連携し、事業所等における自主的な防災組織の必要性等について記載したパンフレット、チラシ等を作成、配布し、事業所等における自主的な防災組織の整備の促進を図る。

### (3) 事業継続計画の策定

市は、風水害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において風水害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう周知・啓発する。

また、商工会等と連携して、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

事業継続計画を策定した企業に対しては、社会貢献企業として位置づけ、広報紙等を通じて公表する。

市内の企業は、帰宅困難者対策の一環として、企業内備蓄として従業員の3日分の食料及び飲料水の確保に努めるとともに、浸水遮蔽板などの洪水対策資機材の確保に努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、飲料水、食料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

さらに、企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるとともに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的な休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

### (4) 事業所における防災の促進

事業所の中で、特に浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の場合、施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

## 5 ボランティアの活動環境の整備

大規模な風水害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施する

には限界があるため、災害時において円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

**(1) ボランティアセンターの設置体制の整備**

市は、発災後、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを設置するため、平時から、日本赤十字社、市社会福祉協議会等のもとに、ボランティア関係団体等との連携の強化を図り、災害時における協力体制の確立に努める。

**(2) ボランティア活動の環境整備**

市は、ボランティア関係団体等とのネットワーク化を促進するとともに、ボランティア関係団体等と協力してボランティアが活動する際に必要な環境の整備に努める。

**(3) ボランティアの育成への協力**

市は、県が実施するボランティアの育成研修・講習等に協力する。

**(4) 県災害ボランティアの登録制度への協力**

市は、県が実施しているボランティアの登録制度について周知し、登録の促進に努める。なお、県が登録を行っているボランティアは次のとおりである。

種別	主な活動内容
災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般作業（炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等）</li> <li>・特殊作業（アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等）</li> <li>・ボランティアコーディネート業務</li> </ul>
災害時 救援専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアコーディネート業務</li> <li>・メンタルケア・乳幼児保育・介護・手話通訳</li> <li>・外国語通訳・建物判定・情報・通信・土木・建築</li> </ul>

**6 地区防災計画の策定**

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

**7 適切な避難行動に関する普及啓発**

市は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

## 第2節 防災教育

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災意識の高揚、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため防災教育を行う。

市の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 職員の防災対応能力の強化	防災危機管理課
2 自主防災組織に対する防災教育	防災危機管理課、消防署
3 防災上重要な施設に対する防災教育	防災危機管理課、消防局
4 市民、事業所等に対する防災教育	防災危機管理課、消防署
5 児童・生徒に対する防災教育	学校教育課、防災危機管理課

### 1 職員の防災対応能力の強化

災害発生時に応急対策の実行主体となる職員は、防災に関する豊富な知識と避難誘導などの適切な判断力が要求されるため、以下に示すような防災教育を進める。

#### (1) 職員初動マニュアルの配布

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の心得等を示した職員初動マニュアルを配布し、周知を図る。職員初動マニュアルに従い、行動する。

#### (2) 実践的な現地訓練の実施

避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等、災害時に従事する職員に対し、応急活動を想定した現地での訓練の実施に努める。

#### (3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等の実施に努める。

#### (4) 防災機器・資機材操作の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本的操作の習熟のための研修の実施に努める（燃料の補給、始動、機器管理など）。

### 2 自主防災組織に対する防災教育

市は、消防署・消防団と連携し、自主防災組織に対し、防災資機材の点検、操作の習熟や炊き出し等に関する教育の実施に努める。

### ■教育活動内容

- 防災活動への参加者を増やすことに関する教育
- 日ごろの水害への備えに関する教育
- 防災用資機材の操作に関する教育（可搬式ポンプ協力・土のう積）
- 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関する教育
- 上級救命技能認定講習会への参加
- 初期消火の実施に関する教育
- 情報の収集・伝達に関する教育
- 救出・救護の実施及び協力に関する教育
- 集団避難の実施に関する教育（高齢者等避難による自主避難）
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関する教育
- 要配慮者の安全確保等に関する教育
- 避難所の運営協力に関する教育

### 3 防災上重要な施設に対する防災教育

病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、職員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、防火管理講習会や危険物取扱者保安講習会等を通して、事業所等の職員に対して、初動マニュアルの作成などの周知・啓発に努める。

### 4 市民、事業所等に対する防災教育

関係機関、団体等と連携して、市民、事業所等を対象として、防災イベントを通して、救命講習会、防災訓練等により防災知識の向上を図る。また、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難者となった場合、帰宅困難者対策として自身でとるべき措置、日ごろからの心得や備品の準備、必要な行動がとれるよう正常性バイアス等についても周知・啓発に努める。

### 5 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通して、地域社会の実情及び児童・生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を推進する。

- 避難方法の習得（安全な避難の仕方）
- 自主防災意識の高揚（自助・共助）
- 避難所での心得など

### 第3節 防災知識の普及

市民に広く防災知識を普及して、風水害、洪水から身を守る防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立を図る。

市の「防災知識の普及」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 防災知識の普及内容	防災危機管理課
2 防災知識の普及方法	防災危機管理課、市政情報課

#### 1 防災知識の普及内容

防災知識の普及する内容は次のとおりとする。

- 風水害の種別や天気予報・警報の種類
- 近年の大雨災害や竜巻などの特性
- 災対法及び関連法の主旨
- 洪水時における心得
- 市地域防災計画の概要
- 被害報告及び避難方法
- 過去の水害の状況
- 災害復旧時の生活確保に関する知識
- マイタイムライン作成など適切な避難行動に関する知識

#### 2 防災知識の普及方法

防災知識を普及させるため、防災の日、火災予防運動等、最も効果的な時期、広報媒体を活用して普及を図る。

- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- 防災マップ（洪水ハザードマップ）
- 講習会、講演会、座談会等の開催
- 防災訓練において資料配布

## 第4節 防災訓練

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と実践的能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、あわせて防災思想の普及向上を図る。

市の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 総合防災訓練の実施	防災危機管理課、関係各課、消防署
2 個別訓練の実施	防災危機管理課、関係各課、消防署
3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練	防災危機管理課、消防署
4 防災訓練の検証	防災危機管理課、関係各課、消防署

### 1 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、これまでの大規模風水害の教訓を生かした実践的で具体的なプログラムを作成のうえ、4年に1回の総合防災訓練を実施する。

### 2 個別訓練の実施

総合防災訓練とあわせ、消防団、自主防災組織、防災協力会等と協力・連携のもとに、次の実践的な個別訓練を実施する。

#### (1) 災害情報連絡訓練

風水害時において、洪水及び被害に関する情報を避難所、消防団に迅速かつ的確に伝達できるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施するとともに、通信機器・設備を円滑に運用できるよう通信機器に関する実習訓練を定期的に行う。

#### (2) 非常参集訓練

風水害時に円滑に応急対策を実施するため、市及び防災関係機関の最低限必要な職員の動員体制を整備するため、各機関と協力し、配備計画に基づき職員の非常参集訓練（局地的な大雨による自主避難に伴う避難所開設）等を実施する。

#### (3) 水防訓練

風水害時に地震などの複合被害を想定し、水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、消防団（水防団）及び河川施設の管理者等の協力得て、水防に関する土のう積み等の実習訓練を実施する。

#### (4) 消防訓練

消防団（水防団）の技能向上を目的に洪水規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な局地的な大雨などに対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の消防訓練を実施する。

### (5) 避難・救助・救護訓練

市は、洪水時に円滑に避難・救助・救護活動ができるよう、避難・救助・救護訓練を実施するとともに、医療機関と連携し、トリアージ等の応急訓練を実施する。

また、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所等の管理者に対し、児童、生徒、利用者等の人命を保護するため、避難設備の整備、避難訓練を実施するよう指導する。

#### 《参考》

##### ◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

【資料6. 4】『トリアージタッグ』参照

### (6) 帰宅困難者訓練

大規模な風水害の発生に伴い、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難者となった場合を想定し、帰宅困難者訓練の実施に努める。

#### ア 一斉帰宅の抑制訓練

企業等において従業員等が事業所内に待機できるよう3日分の備蓄に努めるものとする等内容を内容とする「一斉帰宅抑制の基本方針」の実効性を確保するため、広域的な取組と実践的な訓練を計画・実施する必要がある。

#### イ 地域と連携した駅周辺等における混乱防止訓練

駅前滞留者への情報提供や誘導を円滑に行えるようにする必要があり、駅前滞留者対策について、実践的な訓練を計画・実施する必要がある。

#### ウ 徒歩帰宅訓練

帰宅支援道路マップ等を参考に、その経路における避難所の位置を確認するとともに、実践的な徒歩帰宅訓練を計画・実施する必要がある。

### (7) 図上訓練

大規模な風水害が発生した場合、広域に被害が発生するおそれがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

## 3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

風水害時に自らの生命を守り、安全を確保するためには、日ごろから自衛的な防災訓練を実施することが重要である。そのため、学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練にあわせて訓練を実施することとし、地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

また、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保や浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

自主防災組織においては、市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し又はこれらの機



関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

区分	訓練内容
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者対策に関する訓練</li> <li>・ 備蓄品・資機材等の定期点検に関する訓練</li> <li>・ 資機材等の稼働操作に関する訓練</li> <li>・ 初期消火に関する訓練</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災用資機材の稼働操作に関する訓練（可搬式ポンプ・土のう作成）</li> <li>・ 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関する訓練</li> <li>・ 上級救命技能認定講習会への参加訓練</li> <li>・ 初期消火に関する訓練</li> <li>・ 情報の収集・伝達に関する訓練</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力に関する訓練</li> <li>・ 炊き出しに関する訓練</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日ごろの家庭内備蓄品の点検に関する訓練</li> <li>・ 集団避難の実施に関する訓練</li> <li>・ 要配慮者の避難支援に関する訓練</li> <li>・ 避難所の運営協力に関する訓練</li> </ul>

#### 4 防災訓練の検証

総合防災訓練及び個別訓練後は、訓練参加者との意見交換、簡易アンケート、協議等により訓練のプログラムの内容評価及び検証を行う。

また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、次回の防災訓練計画のプログラムづくりに反映するものとする。

## 第5節 防災活動拠点の整備

風水害時に、迅速かつ適切な応急対策を行うためには、応急活動の拠点となる防災活動拠点を明確にし、これらの整備を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を結ぶ道路等を緊急輸送道路に位置づけ、安全性の確保に努める。

市の「防災活動拠点の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

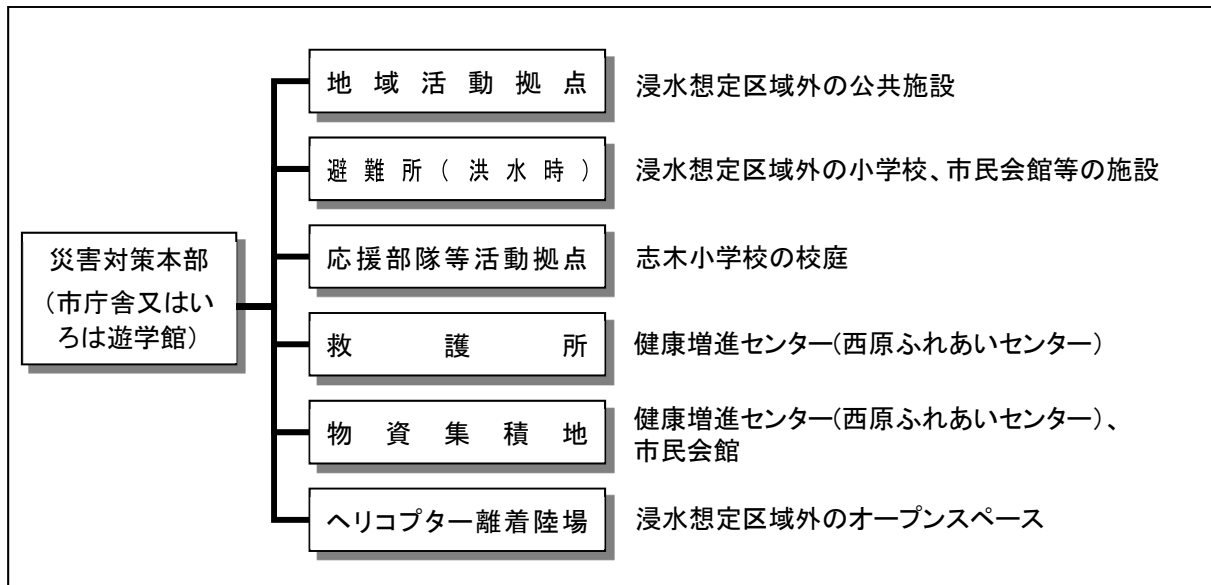
方策	主な担当
1 防災活動拠点の整備	防災危機管理課、関係各課
2 緊急輸送ネットワークの整備	道路課、行政管理課

### 1 防災活動拠点の整備

市は、庁舎等をはじめ、必要な公共施設を防災活動拠点として位置づけ、これらの施設の浸水防止対策等、施設の安全化に努める。

なお、災害対策本部は市庁舎に開設することを原則とし、市庁舎が洪水により使用できない場合は、浸水想定区域外に位置する「いろは遊学館」に開設する。

#### ■市の主な防災活動拠点



### 2 緊急輸送ネットワークの整備

#### (1) 緊急輸送道路の指定

市は、洪水時に効率的に緊急輸送を実施するため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関等と協議のうえ、次に示す市内の防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路を指定する。

その際、必要に応じて道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化の促進を図るものとする。

ただし、過去の冠水道路は除外する。

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ➤ 市庁舎     | ➤ 避難所（浸水想定エリア内の避難所を除く） |
| ➤ 出張所     | ➤ 市内の備蓄倉庫              |
| ➤ 市内の公共施設 | ➤ ヘリコプター離着陸場           |

## （2）緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の各道路管理者は、緊急輸送道路の防災点検を実施し、道路施設の安全確保に努めるとともに、建設業関係団体との協定の締結等により重機等の特殊な機材の確保等、応急復旧体制の整備に努める。

市は、指定された緊急輸送道路の雨水排水設備の整備を促進し、道路冠水の防止に努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性がある箇所について、調査検討を行う。

## （3）緊急輸送体制の整備

災害時に必要物資等の円滑な緊急輸送が実施できるよう、緊急車両の確保、緊急車両としての事前登録等、緊急輸送体制の整備に努める。

## （4）ヘリコプター離着陸場の指定

大規模な洪水が発生した場合、ヘリコプターによる人員、物資の輸送が行われるため、市は、ヘリコプター離着陸場をあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

## 第6節 情報通信体制の整備

迅速かつ的確に防災対策を確実に実施するためには、風水害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理する必要があるため、総合的な災害オペレーションシステムの構築、情報収集・伝達体制の整備を図る。

市の「災害情報体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 情報通信設備の整備	防災危機管理課、市政情報課、政策推進課
2 情報通信設備の安全対策	防災危機管理課、市政情報課、政策推進課
3 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	防災危機管理課、市政情報課、政策推進課

### 1 情報通信設備の整備

大規模な風水害が発生した場合、通常の通信設備が使用不能となるおそれがあるため、種々の通信設備の整備に努める。

#### (1) 市防災行政無線の強化

市は、災害時にもつながりやすいデジタル方式のマルチ・チャンネル・アクセス方式（MCA無線）、IP電話機を運用しており、今後も防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

#### (2) 県の情報通信設備の活用

災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、あわせて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。

被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

#### (3) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

### 2 情報通信設備の安全対策

災害時においても防災情報通信設備が十分機能し活用できるよう、市は、安全対策として多重化を実施する。

#### (1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、自家発電設備やバッテリー、可搬型電源装置等の無停電電源装置を確保する。これら設備は、定期的なメンテナンスを行う。

#### (2) 浸水防止対策

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、浸水に備え床から最低限の高さを確保し設置する。

### (3) 通信回路のバックアップ化

防災行政無線の通信回路は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた場所に設置するように努める。

## 3 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

### (1) 市内の情報伝達体制の強化

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、職員初動マニュアルを整備している。これらを用いて、より組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。また、自主防災組織、自警消防隊などへの情報伝達を円滑に行えるよう、広報紙、市ホームページ、メール配信、広報車、エリアメール、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などあらゆる手段を用いた情報の伝達システムの整備に努める。

### (2) 情報の分析・加工体制の整備

#### ア 災害情報データベースの整備

市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害データベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

#### イ 災害情報シミュレーションシステムの整備

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

#### ウ 人材の育成

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

#### エ 情報の分析・加工体制の整備

市は、災害時に県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う体制を構築する。

### (3) 国及び県への報告体制の強化

市は、災害時や避難指示を行う際に国及び県と円滑に連携が図れるよう、市の連絡責任者、県に報告すべき情報、連絡先、連絡方法、様式等必要な事項を明確にしておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(4) 防災関係機関との連携強化

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努める。

(5) 気象情報の伝達体制の整備

市は、必要に応じ、防災行政無線等の通信手段を用いて、市民及び防災関係機関に気象に関する注意報、大雨警報などの気象情報を伝達するため、これらの情報が、確実に伝達できるよう、伝達体制の整備に努める。

■情報の区分及び内容

区分		内容
事前に準備すべき情報	地域情報	地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
	支援情報	防災組織、対策手順、基準等の情報
災害時に必要となる情報	観測情報	気象情報、水防情報などの情報
	被害情報	物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
	措置情報	県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
	生活情報	ライフライン等生活に関する情報

## 第7節 避難活動体制の整備

市は、市域を流れる荒川などの洪水被害の危険が迫った住民や、洪水被害により住家を失った被災者が迅速かつ安全に避難するため、避難所の指定をはじめとする避難体制の整備を図る。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

市の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 避難所等の指定	防災危機管理課、関係各課
2 避難所等の整備	防災危機管理課、共生社会推進課、長寿応援課、保険年金課、教育総務課、学校教育課、生活援護課、福祉監査室
3 避難路の確保	道路課、建築開発課、防災危機管理課
4 地域（住民・事業所）との連携強化	防災危機管理課、関係各課、消防団
5 防災上重要な施設の避難体制の強化	消防局・消防署、施設管理者
6 学校等の避難体制の強化	教育総務課、学校教育課、保育課
7 避難誘導體制の整備	防災危機管理課、関係各課、消防団

### 1 避難所等の指定

市は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定について、以下のとおり指定する。

#### （1）指定避難所の指定（改正災対法第49条の7）

市では、これまで市が指定している避難所8施設（小学校8校、いずれも耐震化済み）を災害時には優先する避難所として指定した。

なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

福祉避難所に当たっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、本市の指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねるものとする。

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

#### （2）指定緊急避難場所の指定（改正災対法第49条の4）

市は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を洪水に伴う指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

【資料 8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

■避難所（洪水時）一覧

名称	所在地	TEL	収容人数		
			屋内運動場	教室等	合計
志木小学校	本町 1-10-1	471-0111	739	3,277	4,016
志木第三小学校	柏町 3-2-1	471-1062	452	2,038	2,490
市民会館（ホール） ※令和 5 年度から再整備を実施	本町 1-11-50	474-3030	—	—	1,110
市民会館（管理棟） ※令和 5 年度から再整備を実施	本町 1-11-50	474-3030	—	—	889
健康増進センター （西原ふれあいセンター）	幸町 3-4-70	487-4611	—	—	144
コミュニティスペース つつじ ※令和 5 年 5 月オープン予定	本町 5-26-1	—	—	—	134
武道館	柏町 3-6-19	474-7666	—	—	81
いろは遊学館	本町 1-10-1	471-1297	—	—	639
慶応義塾志木高校	本町 4-14-1	471-1361	1,329	2,856	4,185
合計	—	—	2,520	8,171	13,688

(3) 緊急避難建物の指定

洪水に伴う避難の原則は、洪水被害が発生する前に浸水想定区域外の避難所へ避難することである。

そのため、市は的確なタイミングで避難指示等の避難情報を発令するが、浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、浸水想定区域内であっても学校などの公共施設の浸水しない階を垂直避難のための「緊急避難建物」として利用するものとする。

「緊急避難建物」については、「■指定緊急避難場所（洪水時）・緊急避難建物（利用可能階数の比較）の検討」（P5）も参照のこと。

■「緊急避難建物」一覧

名称	所在地	TEL	想定最大規模の荒川浸水	
			想定浸水深（m） （最少～最大）	利用可能階数
志木第二小学校	館 1-2-1	472-0540	3.63 ～ 4.34	3階
志木第四小学校	館 1-4-1	474-7911	3.42 ～ 4.71	3・4階
宗岡小学校	中宗岡 3-1-1	471-0307	4.93 ～ 5.45	4階
宗岡第二小学校	上宗岡 3-13-1	473-2305	5.45 ～ 5.89	4階
宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30	471-2244	4.14 ～ 6.24	4階
宗岡第四小学校	上宗岡 1-1-2	473-5250	4.46 ～ 4.83	3・4階
志木中学校	柏町 3-2-2	471-0143	4.13 ～ 4.54	3・4階
志木第二中学校	館 1-3-1	473-2379	3.35 ～ 4.26	3・4階
宗岡中学校	上宗岡 1-8-1	471-2241	5.09 ～ 5.58	4階



名称	所在地	TEL	想定最大規模の荒川浸水	
			想定浸水深 (m) (最少～最大)	利用可能 階数
宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10	472-1516	4.80 ～ 6.24	4階
総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	475-0011	5.24 ～ 6.17	4・5階
県立志木高校	上宗岡 1-1-1	473-8111	5.89 ～ 6.46	4階

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

#### (4) 隣接市の避難所の利用

荒川が最大規模降雨により氾濫した場合、洪水浸水想定区域内の要避難者すべてを市が指定する洪水に伴う指定緊急避難場所だけで収容することは困難と考えられる。そのため、市は、隣接する朝霞市及び新座市と避難場所等の相互利用を含む災害時相互応援に関する協定を締結しており、市が避難指示等を発令した場合、洪水浸水想定区域内の住民は、市の指示に従って隣接市への避難を実施する。

また、市は、洪水浸水想定区域内の住民が円滑に避難できるように隣接市との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

#### (5) 福祉避難所

現在、市が指定している高齢者、障がい者などの要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所（福祉センター、第二福祉センター）は、荒川が最大規模降雨により氾濫した場合、ともに洪水浸水想定区域に含まれるため、市は、福祉避難所のさらなる設置促進を図る。

福祉避難所を設置する場合は、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受け入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

## 2 避難所等の整備

### (1) 避難所における備蓄

市は、指定した避難所及び避難場所の安全性を確保するため、施設の堅牢化に努めるとともに、避難所については、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、備蓄倉庫、テント、非常用電源、懐中電灯、簡易トイレ、土のう袋、給水バッグ、シート等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ、子どもにも配慮する。

また、洪水浸水想定区域内の備蓄倉庫、備蓄品は、可能な限り浸水被害に遭わないよう浸水深などを考慮して設置場所、設置階数を設定する。

### (2) 避難所等の周知

市は、広報紙、洪水ハザードマップ等により、市民に対し指定緊急避難場所、避難所（洪水時）、福祉避難所の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所及び避難場所の周知に努める。

### (3) 避難所運営マニュアルの作成及び習熟

市は、避難所の開設・運営・閉鎖等の管理運営を定めた市民参画型の避難所運営マニュアルを作成している。自主防災組織、自警消防隊、町内会等の関係者への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難所の開設及び管理運営が円滑にできるよう、関係職員はじめ関係者の習熟に努める。

また、避難所訓練などを通し必要に応じてマニュアルの適宜見直しを実施する。

なお、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 3 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所の指定に伴い、市街地状況に応じ、浸水可能性及び浸水深の観点からアンダーパス部を避けるなど浸水しないルートや過去に雨水出水の履歴がある道路に配慮して避難路を選定し、確保するよう努めるものとする。

## 4 地域（住民・事業所）との連携強化

自主防災組織、自警消防隊、町内会長は、一時集合場所を定め、地域住民の安全確保に努める。市民の避難誘導、市民の自主避難においては、自主防災組織、自警消防隊、自治組織等の地域との連携が不可欠であるため、市は地域との連携の強化に努める。

避難が完了した地区では、地区全体が無人状態となりやすく、空き巣・泥棒の被害を受けやすくなる。そのため、既に各町内会に設置されている自主防犯パトロール隊が中心となり避難地区の巡回に努める。

## 5 防災上重要な施設の避難体制の強化

不特定多数の人が利用する施設、病院、工場、危険物保有施設等の特に安全性を高める必要がある施設等、防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難訓練を実施する。

- 災害時の防災組織の充実強化
- 火気使用場所の防火管理の徹底
- 消火栓、火災報知設備、消火器具その他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の定期点検の徹底
- 避難誘導マニュアル等による避難誘導體制の強化、避難訓練の徹底
- 施設の特性を考慮した誘導、指示の実施
- 心理の特性（パニック防止）を考慮した誘導、指示の実施
- 消防署、警察署、地域との連携強化

## 6 学校等の避難体制の強化

学校等の管理者は、園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難マニュアルを作成し、避難訓練を実施する。

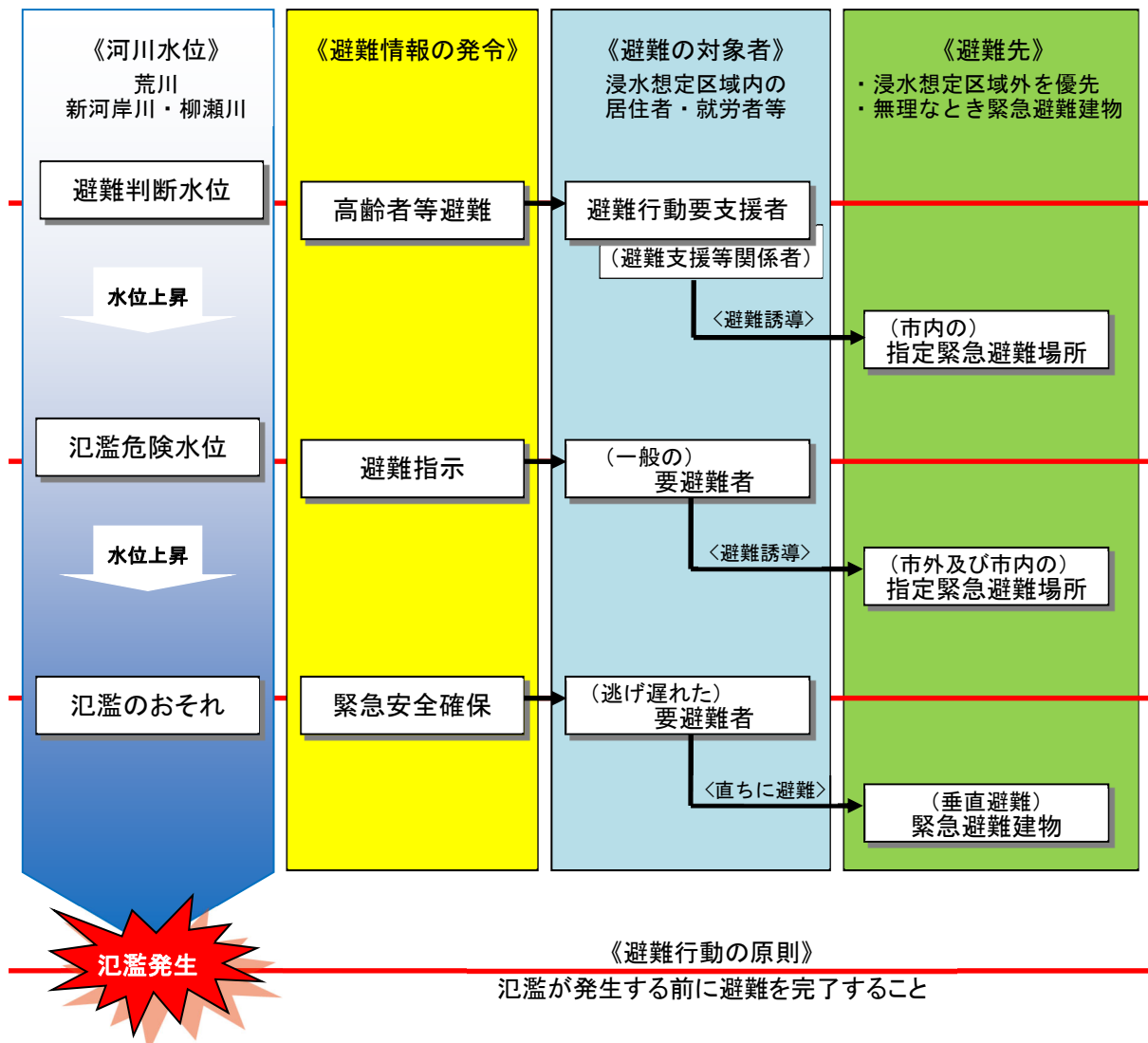
- 災害時の防災組織の充実強化
- 家庭科実習室、理科室等の火気使用場所の防火管理の徹底
- 消火栓、火災報知設備、消火器具その他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の定期点検の徹底
- 避難誘導マニュアル等による避難誘導體制の強化、避難訓練の徹底
- 消防署、警察署、地域との連携強化
- 保護者への連絡体制の強化

## 7 避難誘導體制の整備

市は、消防団、町内会、自主防災組織、自警消防隊と連携し、風水害時に円滑に市民を安全に避難支援する誘導體制の整備に努める。

なお、市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

### ■河川水位情報及び避難情報の発令と避難の流れ



## 第8節 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の備蓄

大規模な風水害が発生した直後の市民の生活を確保するため、応急給水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄及び調達は、要配慮者や避難所生活に配慮し、補充していくものとする。

市の「飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の備蓄」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 給水体制の整備	上下水道総務課、水道施設課
2 食料の供給体制の整備	防災危機管理課、関係事業者
3 生活必需品の備蓄	防災危機管理課、関係各課
4 防災用資機材の備蓄	防災危機管理課、関係各課

### 1 給水体制の整備

#### (1) 飲料水の確保

市は、浸水想定、避難者等をもとに、応急給水計画等を策定し、配水池、小中学校の受水槽、消火栓、ペットボトル等により必要な給水量等を確保する。

#### (2) 飲料水の備蓄

市民は、一人1日3ℓを目標にペットボトル等の飲料水の備蓄に努める。市は、市民が飲料水を備蓄するよう、広報紙等により呼びかけを実施する。

#### (3) 応急給水資機材の備蓄

市は、避難世帯の想定に基づく必要数量等を把握のうえ、給水車、給水タンク、給水袋、緊急用浄水機等の応急給水に必要な資機材の備蓄に努める。

#### (4) 応急給水資機材の調達体制の強化

市は、大規模な風水害等により、応急資機材が不足した場合に水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう、水道関連事業者等との連携の強化に努める。

#### (5) 受水槽の改修

市は、応急給水の必要水量を確保するため、避難所となっている小中学校において、耐震性受水槽の改修に努める。

### 2 食料の供給体制の整備

#### (1) 備蓄量等の検討

市は、浸水想定区域内の避難者等をもとに、備蓄計画等を策定し備蓄が必要な品目、数量等を検討し、市が備蓄すべき品目、数量の適正化に努める。

要避難者が最も多いと考えられる荒川の想定最大規模降雨での洪水氾濫の場合、対象となる避難者数は、浸水想定区域である宗岡地区を中心に約25,000人と推定される。

備蓄計画の策定に際しては、次の点に留意する。

■洪水備蓄の配慮事項

- ▶ 食料の備蓄は、想定される荒川、新河岸川及び柳瀬川の氾濫による要避難者数のうち、避難者が最も多いと考えられる荒川が氾濫した場合を対象とする。
- ▶ 備蓄場所は、浸水想定区域外が望ましいが、浸水想定区域内の場合は、可能な限り浸水想定深よりも高い場所とする。
- ▶ 備蓄食料の品目は、要配慮者へ配慮を心がける。

(2) 食料の備蓄

市は、避難者を対象に1日分の食料を、災害救助従事者についても1日分の食料を備蓄する。目標とする備蓄量は、想定最大規模降雨により荒川が氾濫した場合の避難者及び災害救助従事者に必要な食料とする。

市の食料備蓄目標は、次表に示すとおりである。

備蓄食料の供給対象者は、要避難者（浸水想定区域内の人口）約25,000人のうち避難所（洪水時）へ避難する者を、要避難者の約半数の12,500人と推定し、これによる備蓄目標量は、避難者の37,500食及び災害救助従事者の2,820食、あわせて40,320食となる。

市の食料備蓄量は、アルファ米（炊き出しセット）26,650食、アルファ米（個食）11,700食、乾燥がゆ7,650食、合計46,000食となっており、最も避難者が多いと考えられる場合でも、必要な備蓄量を満足している。

市が備蓄する食料は、保存期間が長くかつ調理不要で、要配慮者や食物アレルギーをもつ者等、多様なニーズに配慮したものとし、主食品（アルファ米・おかゆ等）、乳児食（粉ミルク等）、その他等とする。

なお、市民の備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とし、飲料水や食料などを普段から常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を推進する。

また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯用のトイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

■食料備蓄の目標量

項目	避難者	災害救助従事者
供給対象者	12,500人	470人
1日当たり食数	3食	3食
備蓄目標数量	12,500人×3食×1日分 =37,500食	470人×3食×2日分 =2,820食

(3) 食料の調達

長期保存が困難な食料など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、協定の締結に努め食料の調達を行う。

#### (4) 食料の輸送体制の整備

市は、災害時に調達した食料が生産者、販売業者等から市の避難所等に円滑に輸送できるよう、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

### 3 生活必需品の備蓄

#### (1) 生活必需品の備蓄目標

市は、災害によって避難した者、住家に被害を受け生活必需品を喪失した者、物資の販売機構の混乱により生活必需品を入手することができない者等に対し、貸与、提供するため、生活必需品の備蓄に努める。

備蓄する品目は、寝具、肌着、炊事用品、食器、日用品、光熱材料、ラジオ等とする。

市の備蓄目標は、荒川の氾濫による避難者及び災害救助従事者に必要な生活必需品とする。

#### (2) 要配慮者への配慮

乳児、高齢者、障がい者等の要配慮者や女性及び性的マイノリティに配慮した物資の備蓄に努める。

##### ■要配慮者向け備蓄品（例）

- 紙おむつ（大人・小人用）
- トイレ（高齢者・車いす利用者用）
- 女性用下着
- 衛生用品
- 間仕切り衝立 など

#### (3) 生活必需品の調達

長期保存が困難な生活必需品、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、流通備蓄の調達に関する協定の締結に努める。

##### ■生活必需品の調達（例）

- 寝具（毛布等）、衣料品（下着・作業着・タオル）
- 炊事器具（卓上コンロ・カセットボンベ）、食器、日用雑貨
- 光熱材料、燃料
- トイレ等

#### (4) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生産者、販売業者等から調達した生活必需品が、避難所等に円滑に輸送できるよう、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

### 4 防災用資機材の備蓄

市は、防災用資機材を市内8小学校の備蓄倉庫及び市の防災倉庫に備蓄する。

(1) 備蓄目標

食料備蓄の想定条件及び避難所、緊急避難建物の収容人員などを勘案して設定する。

(2) 備蓄品目

防災用資機材の備蓄品目は、次に示すとおりである。

■防災用資機材の備蓄品目（例）

- 簡易トイレ、便槽付きトイレ用便器・幌（ほろ）
- テント、ブルーシート、土のう袋
- 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- 移送用具（自転車、担架等）等
- 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- 発電機（燃料を含む）
- 投光機
- 炊き出しセット

(3) 備蓄場所

防災用資機材は、迅速に確保できるよう分散配置を進める。このため、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

あわせて、自主防災組織は、防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) トイレの確保

避難所のトイレ利用を原則とするが、下水道管の被災によりトイレが利用できないことを想定し、以下のトイレ等の整備を進める。

ア リース業者からの調達

災害時において、上記のトイレが使用できない場合は、リース業者からの借り上げ等により仮設トイレを確保する。

イ 仮設トイレの設置

避難所の裏側等に、移動式の仮設トイレを設置する。

ウ 災害用トイレの設置

小中学校の敷地内に整備した防災用便槽付きトイレ及び市内公園に整備した災害用仮設トイレを設置する。

(5) 燃料の調達体制の明確化

応急活動用車両の通行を円滑に行うためには、その燃料を迅速・的確に確保できる体制を整えておく必要がある。市は、市内給油業者との間で災害時の優先供給協定や覚書を締結し、庁内各課に周知しておく。

## 第9節 医療体制等の整備

大規模な風水害が発生した場合、広域又は局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者及び感染症や風水害特有の皮膚病等の発生が予想される。

そのため、初期医療体制、後方医療機関との連携及び広域的な医療応援の受入れ体制の整備を図るとともに、自主防災組織等による応急手当の普及に努める。

市の「医療体制等の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 医療体制の整備	健康政策課、健康増進センター、消防局・消防署
2 医薬品等の確保	健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課
3 後方医療体制の整備	健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課、消防局・消防署
4 緊急車両等による搬送体制の整備	消防局・消防署
5 ヘリコプターによる搬送体制の整備	防災危機管理課、消防局・消防署
6 応急手当の普及	防災危機管理課、消防局・消防署

### 1 医療体制の整備

市は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関と調整し、その体制の整備に努める。

### 2 医薬品等の確保

市は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、備蓄の推進を図る。また、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、市内の販売業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び朝霞保健所との協力体制の整備に努める。

必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

### 3 後方医療体制の整備

市内の医療機関等で対応できない重症者等については、後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、県、医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

また、訓練等を実施し、連携体制の強化を図る。

### 4 緊急車両等による搬送体制の整備

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、消防署は、救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。



## 5 ヘリコプターによる搬送体制の整備

市は、重症患者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、ヘリコプターによる搬送の要請方法、ヘリコプター離着陸場の設置場所等必要な事項を定めておく。

なお、特に、浸水のおそれがある場合のヘリコプター離着陸場の利用方針や浸水により使用不能な場合の必要事項を定めておく。

### ■ヘリコプター離着陸場

設置場所	所在地	連絡先（電話番号）
荒川河川敷（秋ヶ瀬運動公園第5球場）	宗岡	秋ヶ瀬スポーツセンター (048-473-4360)

## 6 応急手当の普及

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、又は道路等の冠水被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、消防団、自主防災組織、自警消防隊、市民等による応急手当が必要となる。

そのため、市は、消防署・消防団、医療機関と連携し、応急手当に関する講習会等を実施し、止血、人工呼吸等の応急手当の普及に努める。

## 第10節 水害予防計画

浸水災害の予防のため治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

市の「水害予防計画」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 河川整備の推進	道路課
2 雨水排水事業の推進	道路課、下水道施設課
3 土地利用の適正化	建築開発課、都市計画課
4 地盤沈下対策	環境推進課
5 河川施設等の点検	道路課、防災危機管理課
6 水防体制の強化	道路課、防災危機管理課、消防団
7 水防用資機材の整備	道路課、防災危機管理課、消防団
8 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等	防災危機管理課

### 1 河川整備の推進

市は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を推進する。

そのため、県に対して新河岸川、柳瀬川の早期改修及び整備、国に対して荒川の改修を要請していく。

なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置づけ、緑化護岸、親水護岸などに努める。

### 2 雨水排水事業の推進

市街化に伴う農地から宅地への転用、道路の舗装化等に伴う地下への浸透水の減少により、大雨時の地表水が増加するため、雨水管理総合計画を策定し下水道による浸水対策等を計画的に進めるとともに、雨水貯留浸透施設の整備など流域治水対策を推進する。

### 3 土地利用の適正化

市は、河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

### 4 地盤沈下対策

広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策の実施に努める。

#### (1) 地下水の採取規制

本市は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生

「活環境保全条例」の地域指定により、地下水の採取が規制されている。  
今後とも制度の適正な運用により、地下水利用の適正化を推進する。

## (2) 代替水の供給

地盤沈下を防止するためには、地下水から河川表流水への水源転換を図ることが重要である。このため、県は、工業用水法指定地域に表流水による工業用水を供給しているほか、桶川北本水道企業団へも表流水による水道用水を供給し、地下水の揚水量の削減に努めている。

## 5 河川施設等の点検

市は、河川管理者と連携し、重要水防区域をはじめ、市内の河川施設等の定期的な点検を実施する。

【資料5. 4】『樋管等施設一覧』参照

## 6 水防体制の強化

市は、水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。また、国、県及び関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

なお、荒川上流河川事務所では、平成28年5月「荒川上流(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、令和2年8月「荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会」を設置し、令和3年3月に「荒川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめた。

市は、当該協議会等を活用し、国、県、他自治体等の多様な関係者で荒川上流域における減災のための目標を共有し、密接な連携体制の構築に努める。

## 7 水防用資機材の整備

市は、水害時の水防活動に必要な水防用資機材を整備し、その維持・管理に努める。

また、設置要望のある町内会との連携・協力のうへで土のうBOXを整備し、災害時に土のうを迅速に活用できる環境を整える。

【資料5. 6】『水災用資機材』参照

## 8 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

### (1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面(洪水浸水想定区域図)が作成され、関係市町村長へ通知される。現在、本市について指定・公表されている荒川及び新河岸川・柳瀬川に係る洪水浸水想定区域図は、「本編 第1章 第1節 第2 風水害の被害想定」に示すとおりである。

本市は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「志木市洪水ハザードマップ」を作成し、その内容を印刷物の配布等により、市民に周知する。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成25年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、市からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等を直接伝達する。

【資料8.4】『浸水想定区域内要配慮者施設一覧』参照

## 第11節 土砂災害予防計画

急傾斜地崩壊危険箇所を市民に公表するとともに、土砂災害警戒情報の伝達を住民に周知する。

市の「土砂災害予防計画」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 基本方針	防災危機管理課
2 急傾斜地崩壊危険箇所の現況	防災危機管理課
3 急傾斜地崩壊危険箇所における対策	防災危機管理課

### 1 基本方針

市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

### 2 急傾斜地崩壊危険箇所の現況

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、2箇所位置づけられている。

### 3 急傾斜地崩壊危険箇所における対策

県の基礎調査結果によると、市で指定されている急傾斜地崩壊危険箇所の警戒区域への指定はなくなったが、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き警戒に努めるとともに、避難等が的確に行えるよう付近住民への周知を図る。

## 第12節 風水害等に強い防災都市づくり

風水害による被害を最小限にとどめるため、市街地の整備にあわせ、建物の不燃化、公園の整備、道路の拡幅、街路樹の植樹、緊急輸送道路、延焼遮断空間の確保に努め、風水害等に強い防災都市づくりを推進する。

市の「風水害等に強い防災都市づくり」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 防災都市づくりの推進	都市計画課、建築開発課、道路課
2 都市計画マスタープランへの位置づけ	都市計画課
3 市街地の整備等	都市計画課
4 防火・準防火地域の指定推進と不燃化の促進	都市計画課
5 防災空間等の確保	道路課、都市計画課、防災危機管理課
6 道路施設の安全化	道路課
7 ライフライン施設の安全化	関係事業者、水道施設課、下水道施設課 防災危機管理課、道路課、環境推進課
8 市民による防災都市づくりの推進	防災危機管理課
9 宅地造成地の安全対策	建築開発課

### 1 防災都市づくりの推進

市は、総合振興計画をはじめ、各種の計画と連動し、災害に強い防災都市づくりを推進する。

また、まちづくりにおいて、市民との協働は不可欠であるため、計画づくりの早い段階から積極的に市民の参画を求めていく。

- 市の実情に応じた総合的、計画的な防災都市づくりの推進
- 災害予防のための都市づくりの推進
- 避難活動、支援活動等の災害応急活動を視野に入れた都市づくりの推進
- 建築物の不燃化の促進
- 緊急輸送道路の確保、整備
- 要配慮者に配慮したバリアフリーの推進
- 災害時に活動しやすい都市空間の整備

### 2 都市計画マスタープランへの位置づけ

市の都市計画マスタープランの改訂の際には、「防災都市づくり」の推進を位置づけ、防災と都市の将来像の関係を明確にし、災害に強い安全なまちづくりの具体化に努める。

### 3 市街地の整備等

#### (1) 市街地開発事業等の活用

市は、災害に強い安全で快適な都市を形成するため、関係機関と連携し、市街地開発

事業等により、道路・公園等を整備し、オープンスペースの確保に努める。

## (2) 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面線の位置の制限、垣根又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、災害に強いまちづくりを推進する。

## 4 防火・準防火地域の指定推進と不燃化の促進

建物が密集する市街地等、火災の延焼の危険性が高い地域を中心に、地域の状況に応じて、効果的な防火・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を推進する。

## 5 防災空間等の確保

農地、河川等の自然空間や広幅員道路、公園等の都市施設は、火災時の延焼遮断帯となるため、自然空間の保全、確保に努めるとともに、市街地の整備にあわせ、道路の拡幅、公園の整備、街路樹の設置等に努める。

また、防災協力農地制度により、災害時における一時的避難空間やごみの一時保管場所、応急仮設住宅用地などに利用できるよう、協力体制の確保・充実に努める。

## 6 道路施設の安全化

各道路管理者は、道路の点検を実施し、必要に応じて老朽箇所、危険箇所の補強、改善を図る。

## 7 ライフライン施設の安全化

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者は、耐水化（設備更新）、代替施設の整備等により、管理する施設の安全化を図るとともに、施設の検査、定期点検を実施する。

## 8 市民による防災都市づくりの推進

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、住宅の火災、風水害等に対する安全対策としてのガス器具、電気器具等の安全装置、消火器の設置や火災報知器の設置に努める。

また、市が設置する土のうBOXについて、町内会が市と連携しながら維持管理し、災害時に土のうを迅速に活用できる環境を整える。

## 9 宅地造成地の安全対策

都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、梅雨期や台風接近時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

## 第13節 要配慮者の安全対策

近年多発する記録的豪雨などにより、高齢者や障がい者等の「要配慮者」が多数被災する状況から、「要配慮者」に対する安全対策が喫緊の課題となっている。

そのため、平成25年の改正災対法において、避難行動要支援者名簿の作成等の規定が設けられたことを受け、内閣府（防災担当）は、市町村を対象にその事務に係る取組方法等を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として公表した。

これらを受け、市は、要配慮者、特に避難行動要支援者の支援対策を推進していく。市の「要配慮者の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 避難行動要支援者の安全対策	共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課
2 要配慮者の安全対策	共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課
3 外国人への安全対策	市民活動推進課、総合窓口課、関係各課
4 社会福祉施設入所者等の安全対策	共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課

### 《参考》

#### ◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、改正災対法（平成25年6月）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同様であり、災害に対処するに当たって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

### 《参考》

#### ◆「避難行動要支援者」について

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をさす。

### 《参考》

#### ◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。



## 1 避難行動要支援者の安全対策

### (1) 全体計画の作成

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した計画として、「災害時要援護者支援ガイド」(以下「全体計画」という。)を作成し、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、高齢者等避難等の発令・伝達、自助・共助・公助の役割分担、避難支援体制など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

市では、この「全体計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

### (2) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係各部で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するように努める。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

### (3) 避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、次の要件を設定している。

#### ■市が定める避難行動要支援者の範囲

- 75歳以上のひとり暮らしの人及び75歳以上の高齢者のみで構成する世帯の人
- 介護保険の要介護認定を受けている人
- 身体障害者手帳(1・2級及び3級の下肢・体幹・移動機能障がいのある人)の交付を受けている人
- 療育手帳(A・A及びB)の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている人
- 難病患者(小児慢性特定疾患、特定疾患、指定疾患の医療費受給者証を受けている人)
- 埼玉県の特定疾患医療給付の認定を受けた児童
- 小児慢性特定疾病の支給認定を受けた児童
- 上記の者に準ずる人として市長が認める人

### (4) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、名簿には以下の事項を記載するものとする。

#### ■避難行動要支援者名簿への記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別

- 住所又は居所
- 電話番号（携帯電話）その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

■留意事項

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時又は定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも重要である。

(5) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドを始めとしたデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制について検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、毎年度、地域関係機関と協力し、避難行動要支援者名簿をもとにした要配慮者に係る登録内容を確認し、情報を最新の状況に保つよう努める。

(7) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は平時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。

そのため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関らず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

#### (9) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

#### (10) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画の作成を推進する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するよう努める。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### (11) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

## 2 要配慮者の安全対策

#### (1) 緊急時連絡システムの整備

市は、災害時に要配慮者の的確かつ迅速な救助活動が行えるよう、緊急通報装置の給付の促進など、緊急時連絡システムの普及と整備に努める。

#### (2) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、その他の集客施設における取組を促進する。

#### (3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

#### (4) 救急医療情報キット配布事業の普及

市は、迅速な救助活動が行えるよう、救急医療情報キット（緊急時に必要な情報を冷蔵庫に保管）を65歳以上のひとり暮らし高齢者などに配布しており、今後ともキットの普及に努める。

#### （5）防災教育及び訓練の実施

市は、広報紙、パンフレット等の配布、防災訓練の実施等により、防災に関する知識の普及・啓発に努める。

#### （6）地域との連携

市は、病院、社会福祉施設、訪問介護事業所、町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、自警消防隊、地域住民、ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。

##### ア 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

##### イ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

##### ウ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

#### （7）相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるように、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

### 3 外国人への安全対策

#### （1）外国人の所在の把握

市は、県と協力して、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平時における外国人の人数や所在の把握に努める。

#### （2）防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、市は、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

### (3) 防災知識の普及・啓発

市は、県と協力して、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、さまざまな交流機会や受入れ機関などを通して配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を進める。

### (4) 防災訓練への参加

市は、外国人の防災に関する行動認識を高めるため、外国人が防災訓練に積極的に参加するよう、呼びかけ等を実施する。

### (5) 外国語通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

## 4 社会福祉施設入所者等の安全対策

### (1) 社会福祉施設の安全確保

社会福祉施設の入所者の安全を確保するため、関係機関と連携し施設の耐震不燃化等の安全対策を促進するとともに、社会福祉施設に対して、積極的に危険に関する情報を提供し、防災体制の強化に努める。

### (2) マニュアル等の策定

施設管理者は、洪水災害の発生を想定した要配慮者避難マニュアルを策定し、緊急時の職員の初期対応、指揮命令系統等を明確にするとともに、職員及び入所者への周知徹底を図る。

また、市は、計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

### (3) 緊急連絡体制の整備

市は、施設管理者が安全に避難対策等を実施できるよう、災害、被害、応急対策等に関する情報を迅速に提供できる体制の整備を図る。

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応できるよう、電話による緊急連絡網の他、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努めるとともに、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう入所者の緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

### (4) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、洪水災害の発生に伴う避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

### (5) 施設間の相互支援体制の確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できる体制を確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入れ体制の整備を行う。

また、県は、施設管理者に対し、は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努める。

**(6) 被災した在宅要配慮者の受入れ体制の整備**

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

**(7) 食料・防災資機材等の備蓄**

施設管理者は、以下に示す食料・防災資機材等の備蓄を行うものとし、市はこれを指導する。

- ▶ 非常用食料（3日分）
- ▶ 飲料水（3日分）
- ▶ 常備薬（3日分）
- ▶ 介護用品（おむつ・尿とりパッド等）（3日分）
- ▶ 照明器具（非常用ライト・LEDランタン等）
- ▶ 熱源（石油ストーブ・燃料）
- ▶ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

**(8) 防災教育及び訓練の実施**

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し防災教育を定期的を実施し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するものとし、市はこれを促進する。

**(9) 地域との連携**

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の町内会、自主防災組織、自警消防隊、ボランティア団体、学校等との連携に努める。

また、災害時における災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携に努める。

## 第14節 災害復旧・復興への備え

大規模災害時には、多くの人々が被災し住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人身の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力し、民生安定のための予防対策を推進していく。

市の「災害復旧・復興への備え」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 各種データの整備保全	デジタル推進課、課税課、総合窓口課、関係各課
2 罹災証明書の発行体制の整備	課税課、防災危機管理課
3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	環境推進課
4 災害廃棄物処理体制の整備	環境推進課
5 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備	産業観光課

### 1 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

### 2 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

さらに、住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

### 3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

#### (1) 所有者明示に関する普及啓発

市は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携して、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発をする。

所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

## (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

市は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携して、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

## 4 災害廃棄物処理体制の整備

### (1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設するため、仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備しておく。

なお、仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

### (2) 災害廃棄物等の適正処理の体制確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

なお、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

### (3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制を検討する。

また、生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

### (4) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討するとともに、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

## 5 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

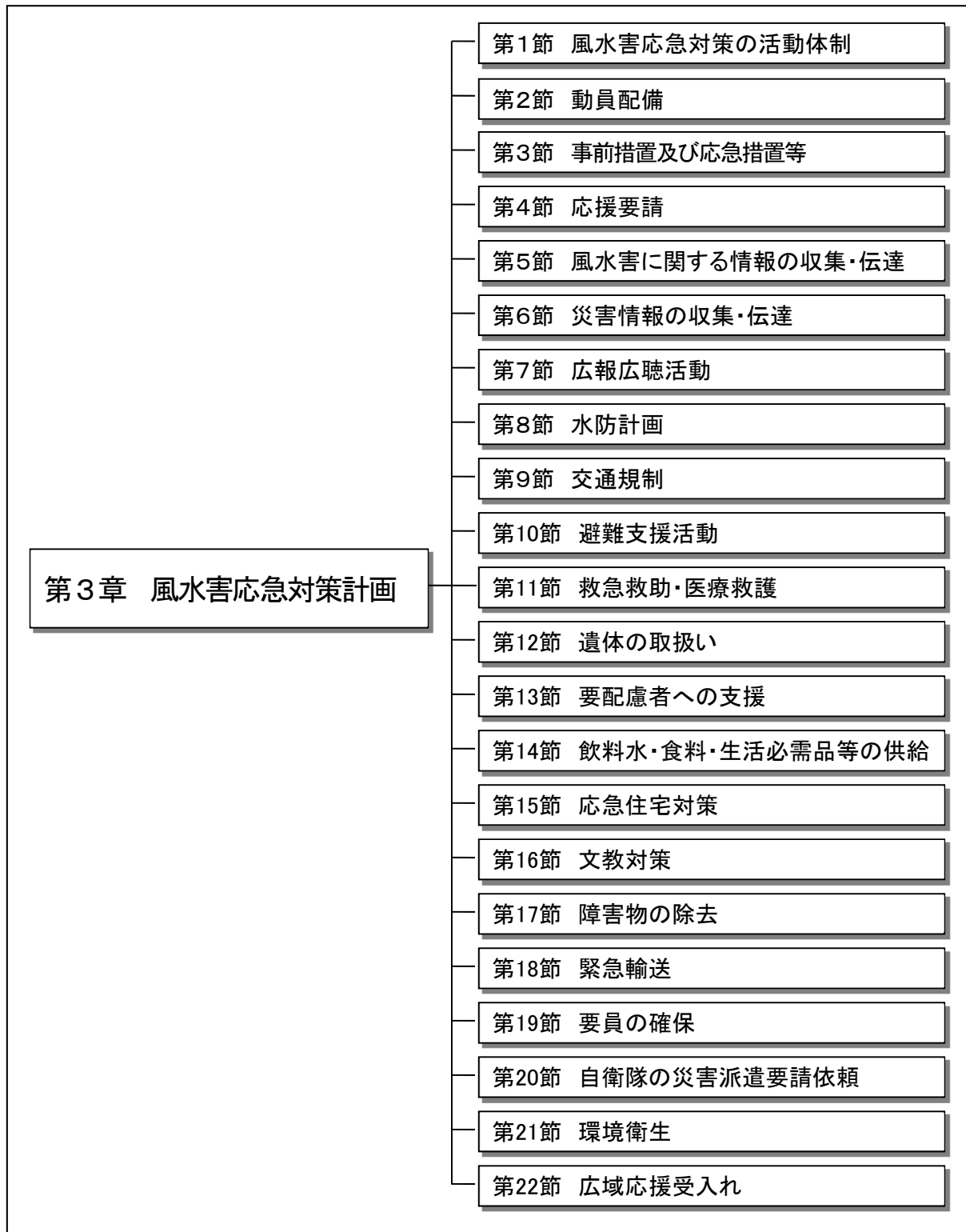
市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。



## 第3章 風水害応急対策計画

市は、市域内に大規模な風水害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、自主防災組織、自警消防隊、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能のすべてをあげて、以下に掲げる応急対策により市民の安心・安全な生活を確保する。

### ■風水害応急対策計画の構成



## 第1節 風水害応急対策の活動体制

大雨や荒川の破堤により市内に水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

市の「風水害応急対策の活動体制」は、以下の活動項目及び担当部署をもって推進する。

活動項目	主な担当
1 活動体制と設置基準等	全課共通、全班共通
2 注意体制	全課共通
3 警戒体制	全班共通
4 非常体制	全班共通
5 災害対策本部運営の留意事項	本部事務局、人事班、関係各班

### 1 活動体制と設置基準等

#### (1) 活動体制区分

本市の風水害対策に係る活動体制区分は、次のとおりである。

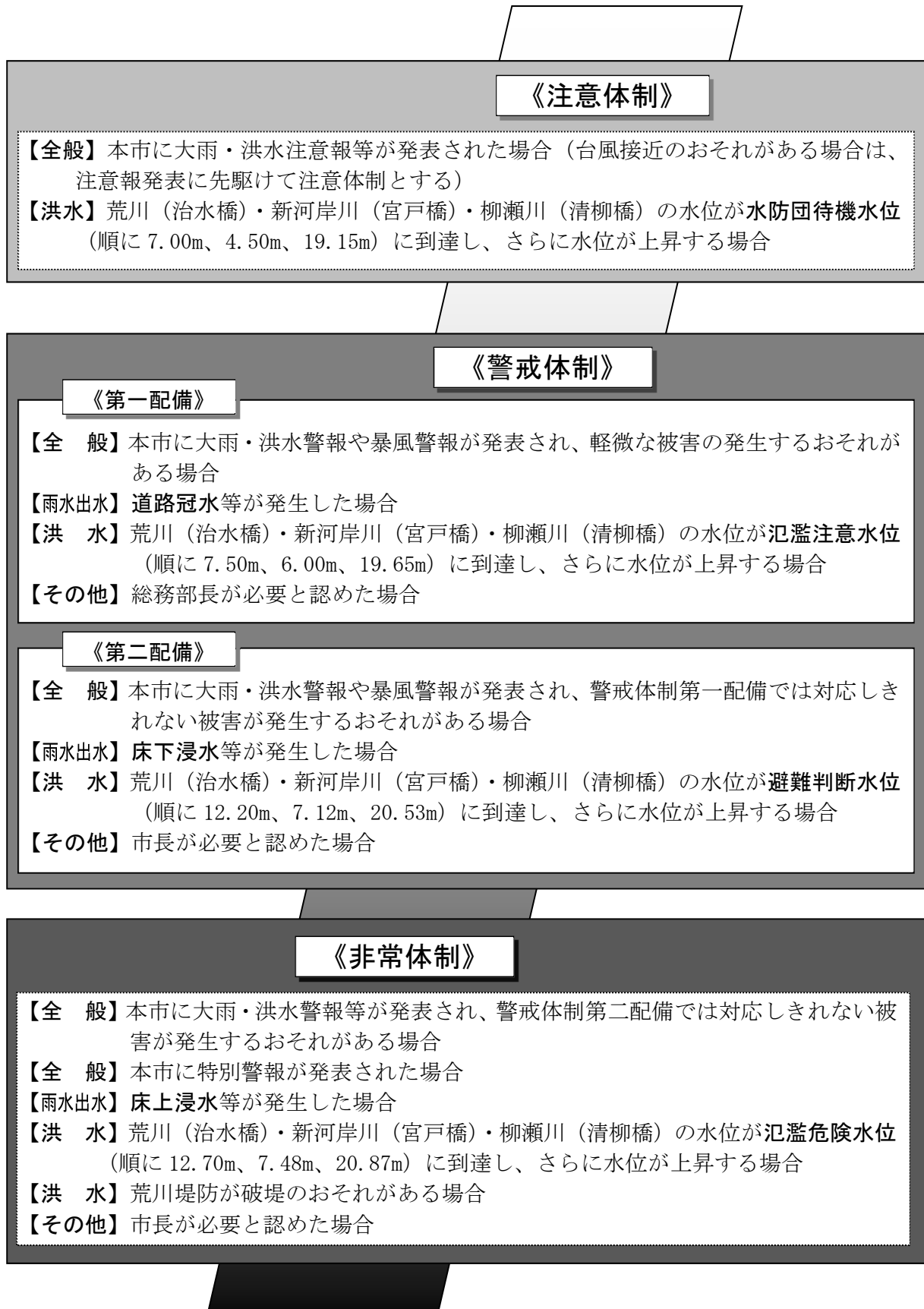
時系列的な活動体制の設置については、「3 事前行動計画（タイムライン）を取り入れた活動体制の整備」（P8）を参照のこと。

#### ■市の活動体制（風水害）

活動体制	活動内容	本部等の設置
注意体制	台風などの災害要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び気象情報・水防情報などの収集・伝達に当たり、警戒体制の実施に備えて活動する	防災危機管理課長指揮の下、通常の組織体制で主に情報収集に当たる体制
警戒体制	第一配備 台風などの災害要因の発生に対応し、情報の収集・伝達、警報や水防活動等の災害未然防止活動等を実施し、第二配備に備えて活動する	総務部長指揮の下「災害対策連絡室」を設置し、気象・河川等の状況の推移を監視する体制
	第二配備 応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、警報や避難情報の発令、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施し、非常体制の実施に備えて活動する	市長を水防本部長とした「水防本部」を設置し、災害未然防止を主とした対策活動に当たる体制
非常体制	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助、水防、避難、輸送、医療救護、その他の災害対策活動を実施する	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <b>水防本部から 災害対策本部への 移行</b> </div> 市長を本部長とした「災害対策本部」を設置し、災害対策活動を実施する体制

(2) 活動体制と配備基準

本市の風水害対策に係る活動体制の配備基準は、次のとおりである。



(3) 活動体制と動員計画

本市の風水害対策に係る活動体制に応じた動員計画は、次のとおりである。

■ 【注意体制】

通常の組織
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災危機管理課長</li> <li>・ 防災危機管理課職員</li> <li>・ 水防団は待機（消防団詰所）</li> </ul>



■ 【警戒体制（第一配備）】の動員

災害対策連絡室
<p>【室長】 総務部長</p> <p>【室長補佐】 総合行政部長、市民生活部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市整備部長、市長公室長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育政策部長、市政情報課長、防災危機管理課長</p> <p>【職員】 防災危機管理課職員、都市整備部職員</p> <p>【水防団】 巡回開始</p> <p>【その他】 室長は、被害の発生拡大に応じ必要な職員の動員を指示する</p>



■ 【警戒体制（第二配備）】の動員

水防本部
<p>【本部長】 市長</p> <p>【副本部長】 副市長、教育長</p> <p>【本部長】 総合行政部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市整備部長、市長公室長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育政策部長、志木消防署長、消防団長、市政情報課長、防災危機管理課長、秘書課長</p> <p>【職員】 全管理職、都市整備部・上下水道部・総合行政部職員、防災危機管理課・市民活動推進課・産業観光課・環境推進課職員</p> <p>【水防団】 水防活動</p> <p>【その他】 本部長は、被害状況に応じ必要な職員の動員を指示する</p>



■ 【非常体制】の動員

災害対策本部
<p>【本部長】 市長</p> <p>【副本部長】 副市長、教育長</p> <p>【本部長】 総合行政部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市整備部長、市長公室長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育政策部長、志木消防署長、消防団長、市政情報課長、防災危機管理課長、秘書課長</p> <p>【職員】 全職員</p>

## 2 注意体制

注意体制は、防災危機管理課長指揮の下防災危機管理課が通常の組織をもって、早い段階から台風などの災害要因に関する情報を収集し、警戒に当たる体制であり、状況に応じてさらに上位の体制へ迅速に移行する体制である。

### (1) 注意体制の施行基準

注意体制の施行基準は、次のとおり。

**【全般】** 本市に大雨・洪水注意報等が発表された場合  
(台風接近のおそれがある場合は、注意報発表に先駆けて注意体制とする)  
**【洪水】** 荒川(治水橋)・新河岸川(宮戸橋)・柳瀬川(清柳橋)の水位が**水防団待機水位**(順に7.00m、4.50m、19.15m)に到達し、さらに水位が上昇する場合

### (2) 防災危機管理課の活動

防災危機管理課は、注意体制を施行した場合、主として気象情報、河川情報等の情報収集、災害要因の監視活動を行い、体制移行への連絡調整に万全を期する。

なお、情報収集の詳細は、「本章 第5節 気象情報、水防情報の収集」を参照のこと。

### (3) 注意体制の解除・移行

防災危機管理課長は、次の基準に達した場合、注意体制を解除又は総務部長了解の元警戒体制に移行する。

#### ■注意体制の解除又は移行基準

- 発表されていた大雨・洪水注意報が解除されたときは、注意体制を解除する。
- 大雨・洪水警戒が発表され、道路冠水等が発生した場合、注意体制から警戒体制に移行する。

## 3 警戒体制

### (1) 第一配備

災害対策連絡室を設置して警戒に当たるとともに雨水出水への水防活動を開始する体制である。

#### ア 災害対策連絡室の設置基準

警戒体制(第一配備)の施行基準は、次のとおりとする。

なお、災害対策連絡室は、市役所3階大会議室3-3、庁議室に設置する。

**【全般】** 本市に大雨・洪水・暴風警戒が発表され、軽微な被害の発生するおそれがある場合  
**【雨水出水】** 道路冠水等が発生した場合  
**【洪水】** 荒川(治水橋)・新河岸川(宮戸橋)・柳瀬川(清柳橋)の水位が**氾濫注意水位**(順に7.50m、6.00m、19.65m)に到達し、さらに水位が上昇する場合  
**【その他】** 総務部長が必要と認めた場合

## イ 災害対策連絡室の組織

災害対策連絡室の組織構成は、次のとおり。

<p><b>【室長】</b> 総務部長</p> <p><b>【室長補佐】</b> 総合行政部長、市民生活部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市整備部長、市長公室長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局、監査委員事務局長、教育政策部長、市政情報課長、防災危機管理課長</p> <p><b>【職員】</b> 防災危機管理課職員、都市整備部職員</p> <p><b>【水防団】</b> 巡回開始</p> <p><b>【その他】</b> 室長は、被害の発生拡大に応じ必要な職員の動員を指示する</p>
--

## ウ 実施責任者の代理順位

総務部長不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策連絡室長として指揮を執る。

### ■災害対策連絡室長の代理順位

第1順位	第2順位	第3順位
防災危機管理課長	総合行政部長	都市整備部長

## エ 災害対策連絡室の活動

防災危機管理課職員による気象情報、河川情報等の情報収集に加え、都市整備部職員及び水防団による巡視活動、さらに必要に応じて雨水出水に対する排水活動等を実施する。

また、事態の推移に伴い速やかに水防活動レベルを上げるために、警戒体制（第二配備）に移行できる体制を整えるものとする。

### ■災害対策連絡室の主な活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 気象情報・河川水位情報の収集</li> <li>➤ 道路等への雨水出水対策活動</li> <li>➤ 浸水等被害情報の収集</li> <li>➤ 高齢者等避難発令の検討</li> <li>➤ 避難所の開設準備の検討</li> <li>➤ 広報活動の準備及び実施の指示</li> <li>➤ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告</li> <li>➤ 関係機関との連絡調整</li> </ul>
--

災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、次のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 連絡リスト</li> <li>➤ メモ帳</li> <li>➤ 市管内図</li> <li>➤ 住宅地図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全県地図</li> <li>➤ 洪水ハザードマップ</li> <li>➤ 地域防災計画</li> </ul>
--	---

オ 災害対策連絡室の廃止・移行の基準

総務部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制（第一配備）を解除し、災害対策連絡室を廃止又は移行する。

- 気象警報や台風の進路の変化に伴い警報が解除された場合
- 一部道路冠水等の被害の応急対策が、おおむね終了したと認めた場合
- 災害対策連絡室による防災活動では対処しきれない状況に対し、水防本部を設置して防災活動が必要であると認めた場合
- 市長が必要と認めた場合

(2) 第二配備

警戒体制（第二配備）は、水防本部を設置して水害防止活動を推進する体制である。

ア 水防本部の設置基準

警戒体制（第二配備）の施行による水防本部の設置基準は、次のとおりとする。

なお、水防本部は、市役所3階大会議室3-3、庁議室に設置する。

- 【全般】本市に大雨・洪水・暴風警報が発表され、警戒体制第一配備では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合
- 【雨水出水】床下浸水等が発生した場合
- 【洪水】荒川（治水橋）・新河岸川（宮戸橋）・柳瀬川（清柳橋）の水位が避難判断水位（順に12.20m、7.12m、20.53m）に到達し、さらに水位が上昇する場合
- 【その他】市長が必要と認めた場合

イ 水防本部の組織

水防本部の組織構成は、次のとおり。

なお、水防本部の組織編成及び事務分掌は、「本章 第8節 第1 水防計画」を参照のこと。

- 【本部長】市長
- 【副本部長】副市長、教育長
- 【本部長】総合行政部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市整備部長、市長公室長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育政策部長、志木消防署長、消防団長、市政情報課長、防災危機管理課長、秘書課長
- 【職員】全管理職、都市整備部・上下水道部・総合行政部職員、防災危機管理課・市民活動推進課・産業観光課・環境推進課職員
- 【水防団】水防活動
- 【その他】本部長は、被害状況に応じ必要な職員の動員を指示する

ウ 実施責任者の代理順位

市長不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が水防本部長として指揮を執る。

■水防本部長の代理順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

## エ 水防本部の活動

水防本部の主要な活動は、次のとおりである。

水防本部の活動の詳細は、「本章 第8節 第1 水防計画」を参照のこと。

### ■主な水防活動

- 巡視警戒活動
- 雨水出水排水活動
- 気象情報、河川水位情報の収集
- 浸水等被害情報の収集
- 高齢者等避難の発令、避難指示発令の検討
- 避難所の開設準備の検討
- 広報活動の準備
- 被害状況の取りまとめ及び発表・報告の準備
- 連絡調整

警戒体制（第二配備）を施行した場合は、直ちに水防本部を設置するとともに、水防本部会議を開催する。

会議は、以下の内容に沿って応急活動内容を検討するとともに、活動各班に指示内容を伝達する。

### ■水防本部会議の主な検討事項

- 市内の被害状況の把握、水防対策方針
- 自主避難状況の把握
- 避難指示発令の検討
- 避難所開設準備などの応急活動内容の検討及び指示
- 隣接市（朝霞市、新座市）への避難者受入に関する調整
- 応急活動担当職員の被災現地への派遣
- 資機材・食料の供給と輸送の検討及び指示

水防本部の設置に必要な備品類は、次のとおりである。

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| ➤ 水防本部の標識                | ➤ 防災行政無線・MCA 無線の準備       |
| ➤ 職員名簿                   | ➤ 情報通信手段（パソコン、ファクシミリ）の設置 |
| ➤ 掲示板                    | ➤ コピー機器の設置               |
| ➤ 消防団（水防団）・各防災関係機関の連絡先名簿 | ➤ 広報用例文                  |
| ➤ 会議記録簿・レコーダー            | ➤ 広報記入様式                 |
| ➤ 被害状況連絡票その他の報告・様式類      | ➤ 市域全体の図面及び住宅地図、道路管内図    |

## オ 水防本部の廃止・移行の基準

水防本部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制（第二配備）を解除するとともに、水防本部を廃止又は移行する。

- 第二配備の要因である大雨・洪水警報が解除され、河川の水位が低下したとき。
- 被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。



- 災害発生のおそれなくなったとき、第一配備に移行するとき。
- 被害が拡大し、災害救助法の適用を検討し、非常体制の配備に移行するとき。
- 市長が必要と認めたとき。

#### 4 非常体制

市長は、本市域で台風などによる風水害が発生し又は発生するおそれがある場合、災対法第23条の2第8項の規定及び志木市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置する。

##### (1) 災害対策本部の設置

###### ア 設置基準

非常体制の施行による災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

###### ■災害対策本部の設置基準

- 【全般】本市に大雨・洪水警報等が発表され、警戒体制第二配備では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合
- 【全般】本市に特別警報が発表された場合
- 【雨水出水】床上浸水等が発生した場合
- 【洪水】荒川（治水橋）・新河岸川（宮戸橋）・柳瀬川（清柳橋）の水位が氾濫危険水位（順に12.70m、7.48m、20.87m）に到達し、さらに水位が上昇する場合
- 【洪水】荒川堤防が破堤のおそれがある場合
- 【その他】市長が必要と認めた場合

###### イ 設置場所

災害対策本部は、市庁舎に設置するとともに「志木市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、市庁舎が洪水などで使用できない、又は使用できないと予想される場合は、いろは遊学館を代替施設として災害対策本部を設置する。

###### ■災害対策本部設置に関わる設備、備品類等

- 災害対策本部の標識
- 職員名簿
- 掲示板
- 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿
- 会議記録簿・レコーダー
- 被害状況連絡票その他の報告・様式類
- 防災行政無線などの情報関連システム
- 県災害オペレーション支援システム
- 情報通信機器（パソコン、ファクシミリ）
- コピー機器
- 所管区域の詳細図（都市計画基本図、住宅地図、道路管内図）
- 広報車両の確保

▶ 広報例文

ウ 実施責任者の代理順位

市長が不在又は事故ある場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策本部長（以下、「本部長」という。）として指揮を執る。

■本部長の代理順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

エ 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

オ 災害対策本部設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

また、大雨等に係る特別警報（気象業務法第13条の2に規定する警報）が発表された場合など、災害発生のおそれが著しく大きい場合、国（総務省消防庁）にも通知する（「火災・災害等即報要領の一部改正について」平成29年2月7日消防応第11号）。

国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	本部事務局
埼玉県南西部消防局	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	本部事務局
市防災会議委員	電話、FAX	本部事務局
市議会	電話、FAX	本部事務局
報道機関	電話、FAX	広報班
応援協定締結自治体	電話、FAX	本部事務局
自主防災組織	電話、FAX	本部事務局
市民	防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール、市公式SNS	広報班

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	FAX
応急対策室 〔平日(9:30~18:30)〕	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

## (2) 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織運営については、次のとおりとする。

### ア 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

### イ 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

### ウ 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

### エ 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

なお、本部会議の庶務は、本部事務局が担当する。

### オ 各部班

災害対策本部の各部班の活動については、「(3) 災害対策本部の組織編成、事務分掌」(P66～P71) に詳述する。

#### ■本部会議の協議、調整事項

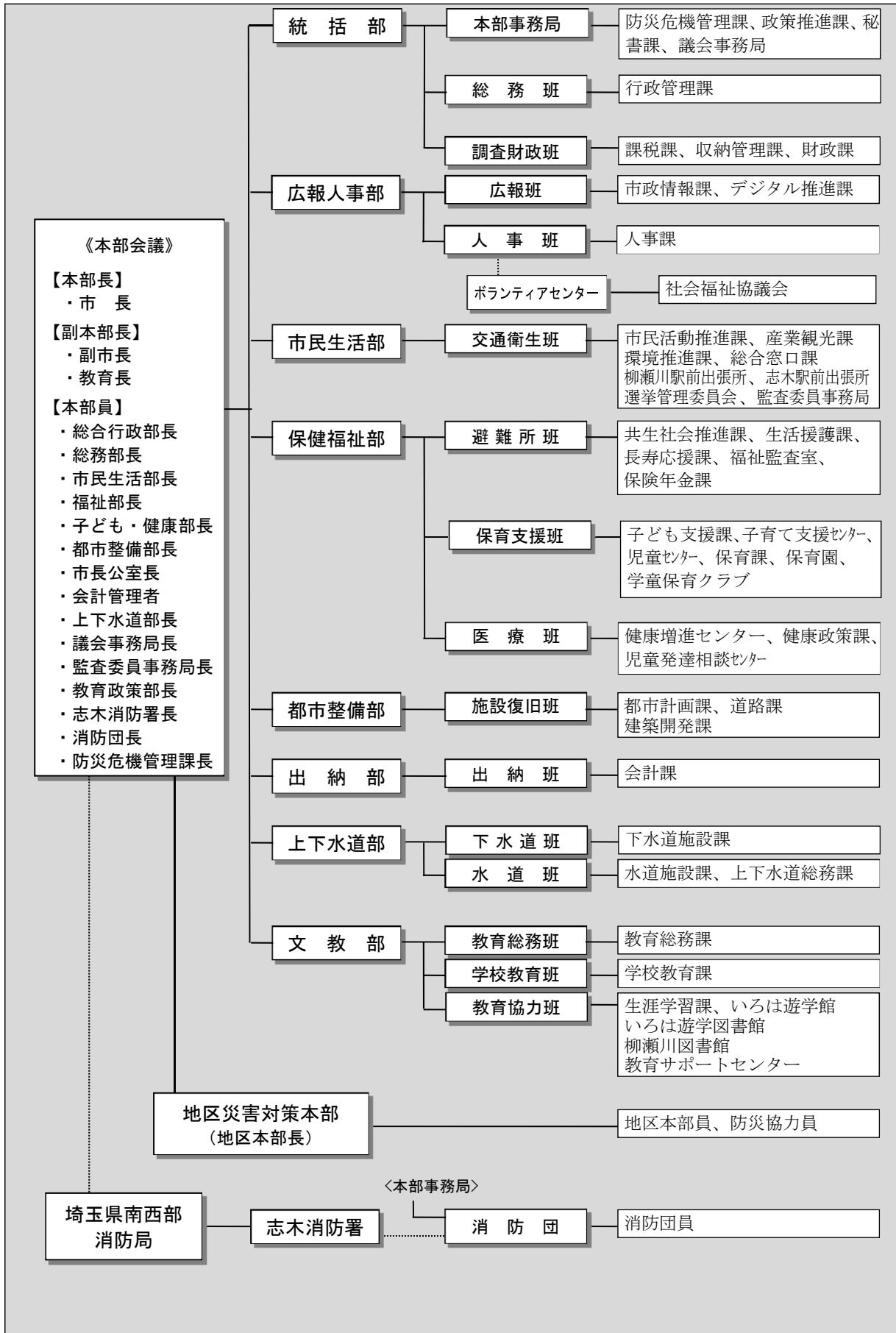
- 水害防止活動、応急対策活動の基本方針に関すること。  
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 隣接市町との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 水害防止活動、応急対策活動に要する経費の処理方法に関すること。
- 本部の廃止に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

## (3) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

### ア 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

■志木市災害対策本部の組織編成



## イ 各部班の事務分掌

各部班の事務分掌は、次に示すとおりである。

また、地区ごとに設定されている大型可搬式ポンプの操作については、本部事務局の指示に従い、あらかじめ定められている担当部署が実施する。

【資料5. 5】『大型可搬式ポンプの操作担当部署一覧』参照

### ■ 共通の事務分掌

- 部内の動員配備については、部長（課長）が指示すること。
- 部長、班長については、代理順位を定めておくものとする。
- 班の行動単位は、原則として市組織規則等の課とする。
- 所管する課の電子データの保全・バックアップを点検する。

### ■ 【統括部】（部長：総務部長）

班名	班長	班員	事務分掌
本部事務局	◎防災危機管理課長 ○政策推進課長 ○秘書課長	防災危機管理課 政策推進課 秘書課 議会事務局	① 動員配備の伝達に関する事 ② 要員配備の調整に関する事 ③ 本部の設置・運営に関する事 ④ 議会との連絡調整に関する事 ⑤ 災害報告等災害情報の収集・伝達の総括に関する事 ⑥ 災害救助法事務処理の総括に関する事 ⑦ 応援要請の総括に関する事 ⑧ 自衛隊の災害派遣の総括に関する事 ⑨ 二次災害の防止に関する事 ⑩ 避難指示、警戒区域の設定に関する事 ⑪ ヘリコプター、船舶の確保に関する事 ⑫ ライフラインの応急・復旧対策の要請に関する事 ⑬ 交通機関の応急・復旧対策の要請に関する事 ⑭ 消防団員の配備及び出動に関する事 ⑮ 町内会、自主防災組織及び自警消防隊との連絡調整に関する事 ⑯ 防災行政無線その他の防災通信機器に関する事 ⑰ 防災会議委員への連絡に関する事 ⑱ 可搬式ポンプの操作及び運転指示に関する事 ⑲ 市民からの通報、問合せの窓口に関する事 ⑳ 各班からの災害情報の収集・取りまとめに関する事 ㉑ 視察・見舞者の応接に関する事 ㉒ 本部長の秘書に関する事 ㉓ 他の市町村との連絡調整に関する事
総務班	◎行政管理課	行政管理課	① 本庁舎の安全点検に関する事 ② 来庁者の安全確保に関する事 ③ 庁舎付属の情報通信手段の確保・運用に関する事 ④ 公用車の調整管理及び輸送車両の確保に関する事 ⑤ 可搬式ポンプの操作に関する事
調査財政班	◎課税課長 ○収納管理課長 ○財政課長	課税課 収納管理課 財政課	① 建物・土地の被害調査に関する事 ② 被災世帯調査に関する事 ③ 罹災証明の発行に関する事 ④ 本部事務局との情報の共有に関する事 ⑤ 税の減免に関する事 ⑥ 被害状況の収集、集計、報告、記録に関する事 ⑦ 応急予算編成に関する事 ⑧ 現金調達に関する事 ⑨ 可搬式ポンプの操作に関する事

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

注3) ただし、議会事務局の一部職員は、議長が議会に災害対策支援本部を設置したときは、議長の指示により、災害対策支援本部の事務に従事することとする。

■【広報人事部】(部長：総合行政部長)

班名	班長	班員	事務分掌
広報班	◎市政情報課長 ○デジタル推進課長	市政情報課 デジタル推進課	① 広報活動に関すること ② 報道機関対応に関すること ③ 災害写真等の収集及び災害記録に関すること ④ 電子データの管理・運用に関すること
人事班	◎人事課長	人事課	① 職員の飲料、食料、トイレの確保に関すること ② 職員及び家族の被災状況の把握等に関すること ③ 職員の健康管理に関すること ④ 職員の公務災害処理に関すること ⑤ ボランティアとの連携及び支援に関すること ⑥ 災害対策従事者の第三者への損害賠償に関すること ⑦ 可搬式ポンプの操作に関すること

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【市民生活部】(部長：◎市民生活部長：○監査委員事務局長)

班名	班長	班員	事務分掌
交通衛生班	◎市民活動推進課長 ○産業観光課長 ○環境推進課長 ○総合窓口課長	市民活動推進課 産業観光課 環境推進課 総合窓口課 柳瀬川駅前出張所 志木駅前出張所 選挙管理委員会 監査委員事務局	① 市道の交通規制に関すること ② 交通規制の要請に関すること ③ 帰宅困難者対策に関すること ④ 所管及び関連施設の被害状況の把握に関すること ⑤ 災害廃棄物及びし尿の処理に関すること ⑥ 関係機関、処理業者との連絡調整に関すること ⑦ 防疫及び環境衛生に関すること ⑧ 動物保護対策に関すること ⑨ 避難所での動物の適正飼育に関すること ⑩ 災害廃棄物仮置き場所の確保に関すること ⑪ そ族昆虫駆除に関すること ⑫ 放射能・有害物質による二次災害の防止に関すること ⑬ 商工業被害の把握等に関すること ⑭ 農作物被害の把握等に関すること ⑮ 外国人への支援に関すること ⑯ 遺体安置所の開設・運営及び搬送に関すること ⑰ 物価の高騰・悪質商法等の抑制に関すること ⑱ 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること ⑲ 身元不明者等の情報に関すること ⑳ 遺体の埋葬・火葬許可の発行に関すること ㉑ 可搬式ポンプの操作に関すること

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【保健福祉部】（部長：◎福祉部長：○子ども・健康部長）

班名	班長	班員	事務分掌
避難所班	◎共生社会推進課長 ○生活援護課長 ○長寿応援課長 ○福祉監査室長 ○保険年金課長	共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課 福祉監査室 保険年金課	① 所管施設の被害状況の把握に関する事 ② 避難所の設置及び運営に関する事 ③ 要配慮者の安否確認、避難援護に関する事 ④ 要配慮者への避難所等における支援に関する事 ⑤ 福祉避難所の開設及び運営に関する事 ⑥ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ⑦ 社会福祉施設、医療機関等との連絡調整に関する事 ⑧ 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付等に関する事 ⑨ 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関する事 ⑩ 災害見舞金品の受入れ及び配分に関する事 ⑪ 食料の調達に関する事 ⑫ 生活必要物資等の調達に関する事 ⑬ 災害救援物資の確保及び処理に関する事 ⑭ 避難所での動物の適正飼育に関する事 ⑮ 可搬式ポンプの操作に関する事
保育支援班	◎子ども支援課長 ○保育課長	子ども支援課 子育て支援センター 児童センター 保育課 保育園 学童保育クラブ	① 保育園児、学童保育児童等の安全確保に関する事 ② 施設の被害調査及び利用者の安全確保に関する事 ③ 施設の応急対策に関する事 ④ 保健福祉部各班への応援に関する事
医療班	◎健康増進センター所長 ○健康政策課長	健康増進センター 健康政策課 児童発達相談センター	① 負傷者の収容及び搬送に関する事 ② 救護所の設置に関する事 ③ 医療救護全般に関する事 ④ 保健所及び関係機関との連絡調整に関する事 ⑤ 医師会等医療機関との連絡調整に関する事 ⑥ 救急医薬品等の調達に関する事 ⑦ 助産及び乳幼児の救護に関する事 ⑧ 遺体の検案に関する事 ⑨ 感染症の予防に関する事 ⑩ 避難者の健康対策及び心のケアに関する事 ⑪ 保健福祉部各班への応援に関する事 ⑫ 保健活動、衛生指導、心のケアに関する事 (避難所以外も含む。)

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【都市整備部】（部長：都市整備部長）

班名	班長	班員	事務分掌
施設復旧班	◎都市計画課長 ○道路課長 ○建築開発課長	都市計画課 道路課 建築開発課	① 市有建築物・構造物の二次災害防止に関する事 ② 民間建物、市有施設の応急危険度判定に関する事 ③ 市指定緊急輸送道路、避難路の確保に関する事 ④ 応急仮設住宅の確保、建設に関する事 ⑤ 道路施設、河川施設の応急措置に関する事 ⑥ 障害物の除去に関する事 ⑦ 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ⑧ 土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関する事 ⑨ 災害復旧事業に関する事 ⑩ 可搬式ポンプの操作に関する事

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【出納部】(会計管理者)

班名	班長	班員	事務分掌
出納班	◎会計課長	会計課	① 災害時の会計処理に関する事 ② 義援金の受付、保管に関する事 ③ 市民からの問い合わせに関する事

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【上下水道部】(上下水道部長)

班名	班長	班員	事務分掌
下水道班	◎下水道施設課長	下水道施設課	① 下水道の応急復旧等に関する事 ② 仮設トイレの設置等に関する事 ③ 可搬式ポンプの操作に関する事
水道班	◎水道施設課長 ○上下水道総務課長	水道施設課 上下水道総務課	① 応急給水活動に関する事 ② 上水道の応急復旧に関する事 ③ 土のう作成・運搬及び設置及び撤去に関する事 ④ 応急資機材の調達に関する事 ⑤ 水道に関する広報活動に関する事 ⑥ 水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【文教部】(部長：教育政策部長)

班名	班長	班員	事務分掌
教育総務班	◎教育総務課長	教育総務課	① 学校施設の被害状況の把握に関する事 ② 学校施設の応急対策及び復旧に関する事 ③ 学校関係機関その他団体との連絡調整に関する事 ④ 地区本部、避難所の設置・運営に関する協力の調整に関する事 ⑤ 可搬式ポンプの操作に関する事
学校教育班	◎学校教育課長	学校教育課	① 児童・生徒の避難誘導・安全確保に関する事 ② 教職員の動員に関する事 ③ 学用品及び教科書の調達及び配給に関する事 ④ 被災児童・生徒の健康管理に関する事 ⑤ 応急教育に関する事 ⑥ 災害時における学校給食に関する事 ⑦ 可搬式ポンプの操作に関する事
教育協力班	◎生涯学習課長 ○いろは遊学館長	生涯学習課 いろは遊学館 いろは遊学図書館 柳瀬川図書館 教育サポートセンター	① 文化財の被害状況の把握に関する事 ② 文化財等の保護保全に関する事 ③ 社会教育施設の災害応急対策に関する事 ④ 社会教育施設の防災対策に関する事 ⑤ 社会教育団体指導者の応援協力に関する事 ⑥ 可搬式ポンプの操作に関する事 ⑦ 文教部各班への応援に関する事

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。



注2)「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【地区本部】(地区本部長)

組織名	構成員	事務分掌
地区災害対策本部 避難所(小学校)に 地区本部を設置する	地区本部員(あらかじめ市長が指定する職員)40人 (8地区×5人) 防災協力員	① 避難所班と連携し、担当避難所の設置・運営の支援に関する事 ② 本部事務局から浸水関連情報の入手に関する事 ③ 災害対策本部との連絡調整に関する事

■【消防団】(消防団長)

組織名	構成員	事務分掌
志木市消防団	消防団員 (本部以下6分団) (水防員を兼ねる)	① 市内の状況確認に関する事 ② 消火・救助・救急に関する事 ③ 避難誘導・救出・救護に関する事 ④ 避難所及び応急仮設住宅等での不審火、失火予防に関する事 ⑤ 河川施設の巡視活動、応急措置に関する事

■【ボランティアセンター】(社会福祉協議会事務局長)

組織名	事務分掌
社会福祉協議会	① ボランティアの受入れに関する事 ② 災害対策本部、避難所との調整に関する事 ③ 要配慮者の支援に関する事

(4) 地区本部の設置・運営

本市では、多くの小学校が洪水浸水想定区域内にあるため、地震災害の場合と異なり、洪水害に伴う避難所の開設及び地区本部の設置に際しては、気象情報や河川情報を入手して今後の河川水位の変化を把握し、浸水被害の程度を見極めることが重要である。

なお、地区本部の運営の詳細は、「地区災害対策本部マニュアル」を参照のこと。

ア 地区本部の設置

本市の場合、荒川の洪水害に伴う指定緊急避難場所と避難所(洪水時)は同じ施設(いずれも洪水浸水想定区域外に位置する)が兼ねているため、市は、避難指示等を発令した段階で指定緊急避難場所に地区本部を設置する。

ただし、新河岸川や柳瀬川による洪水害の場合は、これら河川における水位の上昇、流域における降雨状況等を、また雨水出水が発生した場合は、浸水の拡がり状況などを見極めて避難指示等を発令し、市域内の小学校に避難所を開設するとともに地区本部を設置する。

イ 地区本部の組織

(7) 地区本部長

地区本部長は、災害対策本部長が指名する者をもって充てるが、災害発生時における初動体制の強化を図るため、本計画に基づき避難所を開設した場合、各避難所の地区災害対策本部員班長を一義的に地区本部長に任命する。

地区本部長は、災害対策本部との連絡調整及び避難所運営の事務を統括し、地区本部員及び防災協力員を指揮監督する。

なお、一義的な指名であるため、長期化した災害の場合は再度、災害対策本部長

が地区本部長を指名する者とする。

**(4) 地区本部の構成員**

地区本部は、地区本部員 40 名（8 地区×5 名）及び防災協力員をもって構成する。

**ウ 地区本部の活動**

地区本部は、地震災害の場合、主に情報収集・伝達及び広報の拠点としての活動を実施するのに対し、洪水害の場合、主に避難所の開設・運営の支援活動を実施する。

**(7) 避難所の開設・運営**

地区本部は、避難所班が派遣した避難所担当職員及び施設管理者等と連携し、防災協力員の協力を得て避難所を開設する。

洪水害により避難が3日以上に及ぶ場合は、避難者が協力して主体的に運営する避難所運営委員会を立ち上げる。

なお、避難所の開設・運営については、「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

**(4) 気象、河川、浸水情報の収集・伝達**

洪水浸水想定区域内の小学校に設置された地区本部は、災害対策本部（本部事務局）から気象情報、河川情報及び浸水の見通しなどについての情報を収集し、状況の変化を常時把握するとともに、必要な情報を避難者に伝達する。

避難した避難所に浸水被害が及ぶことが予想される場合は、できるだけ早いタイミングで洪水害に伴う指定緊急避難場所（二次避難所）へ避難する。

なお、二次避難所への避難が、避難行動要支援者等を考慮すると時間的余裕が無く困難な場合は、一次避難所（小学校）において垂直避難を実施する。

**(4) 要配慮者への配慮**

避難所へ収容した要配慮者に対しては、できるだけ福祉避難室を設置し、避難所班、保育支援班及び医療班の協力を得て対応に努める。

また、避難所での生活が困難と判断された者について、避難所班と連携して福祉避難所（社会福祉施設等）へ移送する。

**5 災害対策本部運営の留意事項**

**(1) 本部設置時の留意事項**

**ア 来庁者の安全確保**

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

**イ 要員配備の調整**

初動対応期においては、本部事務局が全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、災害対策本部会議に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部長（市長）の専決とすることができる。

**ウ 議会との連絡調整**

本部事務局は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

**エ 視察・見舞者の応接**

本部事務局は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

**オ 会計処理**

会計班は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

**(2) 応急活動時の留意事項**

**ア 要員配備の調整**

応急救援期においては、各部長が各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは本部事務局に要員配備の調整を求める。

本部事務局は、要員配備の調整を求められた場合、災害対策本部会議に諮り、要員の調整を行う。

**イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握**

人事班は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

**ウ 職員の水、食料、トイレの確保**

人事班は、職員の水、食料の確保に努めるとともに、トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置等を図る。

**エ 職員の健康管理**

災害応急対策が長時間、長期間に及ぶ場合、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、人事班は、朝霞保健所及び医療班と連携し、健康診断の実施や職員のメンタルケア等の職員の健康管理に努める。

**オ 災害対策要員のローテーション**

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

**カ 公務災害処理**

人事班は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

## 第2節 動員配備

市の「動員配備」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 動員体制	本部事務局、人事班、関係各班
2 要員配備の調整	本部事務局、人事班、関係各班

### 1 動員体制

#### (1) 勤務時間内における動員・参集

警戒体制以上が発令された場合、庁内放送、防災行政無線等により動員を指示する。  
各班長は、定められた応急活動に必要な班員を確保する。出張及び休暇等で班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

また、班員が行事、会議、出張等により参集できない場合は、人事班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

ただし、災害対策本部が設置された場合、職員は最優先で参集するものとする。

#### ■動員・参集における留意点

- ▶ 常に風水害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- ▶ 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ▶ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- ▶ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡をとり所在を明らかにすること。

#### (2) 勤務時間外及び休日における動員

##### ア 勤務時間外の動員・参集

#### ■勤務時間外の参集

項目	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川の氾濫情報を入手した職員は、自主参集する。</li> <li>・本部長、副本部長、災害対策本部員は、本部に自主参集する。</li> <li>・全職員はテレビ、ラジオにより報道される氾濫情報を的確に判断し、家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。</li> </ul>
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努める。</li> <li>・班長はそのときの状況により、的確な指示を行う。</li> </ul>
参集の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班長は、班員の参集状況を本部に報告する。</li> </ul>

##### イ 被害情報の把握

参集途上において収集できる被害情報を把握し、班長に報告する。

##### ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を本部事務局に報告する。

##### エ その他動員について

その他必要に応じた動員・参集は上記と同様とする。

### (3) 参集における注意事項

参集においては、次の点に注意する。

- 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- 服装は、作業服等の応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- 携帯電話、筆記用具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。
- 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努めるとともに、班長の指示に従う。
- 軽率な言動で市民に不安、誤解を与えないこと。

## 2 要員配備の調整

### (1) 災害の発生初期

初動対応期（災害発生からおおむね3日間）においては、本部事務局が全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、災害対策本部に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部長（市長）の専決とすることができる。

### (2) 応急対応期

応急対応期（おおむね3日目以降）においては、各部長が各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、本部事務局に要員配備の調整を求める。

本部事務局は、要員配備の調整を求められた場合、災害対策本部に諮り、要員の調整を行う。

### (3) 職員の水、食料、トイレの確保

人事班は、職員の水、食料の確保に努めるとともに、トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置等を図る。

### (4) 職員の健康管理

人事班は、医療班及び朝霞保健所等と連携し、健康診断の実施や職員のメンタルケア等の職員の健康管理に努める。

## 第3節 事前措置及び応急措置等

### 第1 市長の事前措置及び応急措置

市長は、市域において風水害発生のおそれがあるとき、発生したとき、又は特に必要があると認めるとき、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用、収用、若しくは応急措置の業務に職員を従事させるなどの応急措置をとる。

市の「市長の事前措置及び応急措置」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 市長が実施する事前措置	本部事務局、関係各班、消防団
2 市長が実施する応急措置	本部事務局、関係各班
3 市長が実施すべき応急措置の代行	本部事務局、関係各班

#### 1 市長が実施する事前措置

##### (1) 出動命令等

災対法第59条に基づき、消防機関若しくは消防団（水防団）に出動準備又は出動を命じる。

また、警察官の出動を求めるなどの災害対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備を要請する。

##### (2) 事前措置

災対法第59条第1項に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大を防止するため設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

#### 2 市長が実施する応急措置

##### (1) 警戒区域の設定

警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる（災対法第63条第1項）。

##### (2) 工作物等の使用、収用等

応急措置を実施するため、区域内に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる（同法第64条第1項）。

##### (3) 工作物の除去、保管等

応急措置を実施するため、応急措置に支障のある工作物等の除去。その他必要な措置をとることができる（同法第64条第2項）。

#### (4) 従事命令

市民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる（同法第65条第1項）。

### 3 市長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、市長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を市長に代わって実施する（同法第73条、同法施行令第30条）。

- 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（同法第63条第1項）。
- 応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用すること（同法第64条第1項）。
- 応急措置に支障のある工作物等の除去（同条第2項）。
- 市の区域内の市民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること（同法第65条第1項）。

## 第2 災害救助法の適用

市の「災害救助法の適用」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 災害救助法の概要	本部事務局
2 災害救助法の適用及び実施	本部事務局
3 災害救助法が適用されない場合の措置	本部事務局、関係各班

### 1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

#### (1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

#### (2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平穏化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難所及び応急仮設住宅の供与</li> <li>➤ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</li> <li>➤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</li> <li>➤ 医療及び助産</li> <li>➤ 災害にかかった者の救出</li> <li>➤ 災害にかかった住宅の応急修理</li> <li>➤ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</li> <li>➤ 学用品の給与</li> <li>➤ 埋葬</li> <li>➤ 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体（遺体）の搜索及び処理</li> <li>・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</li> </ul> </li> </ul>
---

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第13条）。

埼玉県においては、次の救助に関する職権を市長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産救助	14日以内 (但し、助産は分娩した日から7日以内)	知事及び日赤県支部（医療班派遣） 市（その他）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	【建設型応急住宅】 20日以内に着工 【賃貸型応急住宅】 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	県（建設） 市長（対象者、敷地の選定）
被災した住宅の応急修理	3か月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了	市
遺体の搜索	10日以内	市



救助の種類	実施期間	実施者
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。(費用の限度額は、資料編参照。)

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照  
【様式8】『救助の特例等申請様式』参照

#### (4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

## 2 災害救助法の適用及び実施

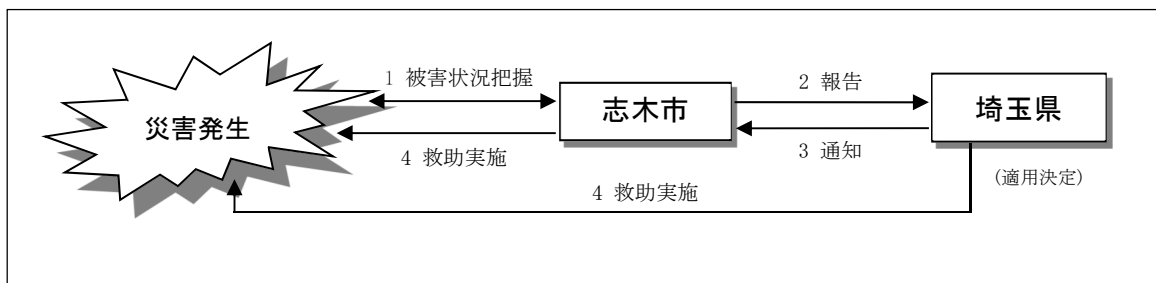
災害救助法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による本市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

### (1) 適用・実施の流れ

#### ア 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。

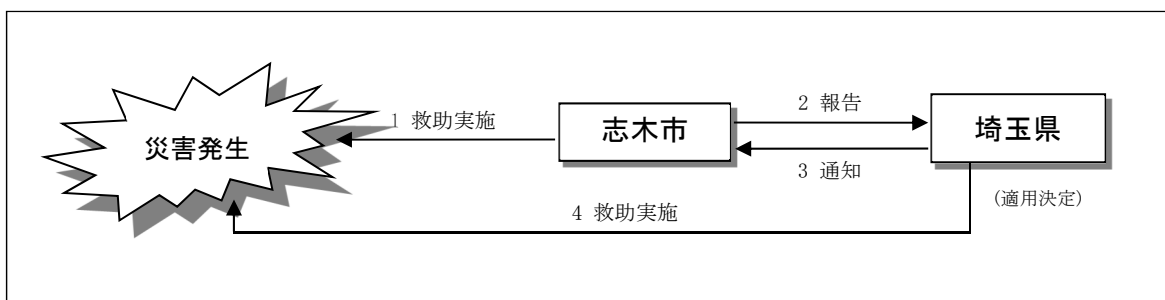
知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



#### イ 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■志木市の災害救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	
⑥	災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。(救助法第2条第2項)	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

区分	内容
住家の滅失	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの。</li> <li>➤ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したもの。</li> </ul>
住家の半壊・半焼	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。</li> <li>➤ 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。</li> </ul>
住家の床上浸水、土砂のたい積	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。</li> <li>➤ 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</li> </ul>

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世帯	<p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。</li> <li>・ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。</li> <li>・ 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。</li> </ul>
住家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。</li> <li>・ 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。</li> <li>・ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。</li> </ul>

(5) 県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

## 第4節 応援要請

大規模風水害等により被害が広範囲に及び、市による対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村や各団体に応援の要請を行う。

市の「応援要請」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 相互応援協力	本部事務局、調査財政班、関係各班
2 知事等への応援又は応援のあつせん	本部事務局、関係各班
3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請	本部事務局、関係各班
4 事業所との応援協力	本部事務局、関係各班

### 1 相互応援協力

#### (1) 災害相互応援協定の締結状況

市は、県内外市町村等と大規模災害時における相互応援協定を締結している。

特に、荒川（想定最大規模降雨）の破堤等による洪水が発生した場合、市の指定緊急避難場所（避難所（洪水時）を兼ねる）だけでは、市の浸水想定区域内のすべての要避難者を収容することは困難と考えられるため、締結済みである隣接市との災害相互応援協定による避難所の相互利用が必要になると考えられる。

【資料2. 1】『防災協定先一覧』参照

【資料2. 2】『災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧』参照

#### (2) 相互応援協定の締結促進

市長は、市の災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、県外の他市町村に対して応援を求めることができる（災対法 67 条及び相互応援協定）。応援を求める事態に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結するよう努める。

#### (3) 応援要請の判断

応援要請の判断は、おおむね次のような事態に際し行う。

- 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは充分に行えないと判断されるとき。
- 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- 夜間で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

#### (4) 市・県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市・県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れ手続きにより、市においても受入れ体制の調整を図る。

## 2 知事等への応援又は応援のあっせん

市長が、知事又は指定地方行政機関等、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に対し、以下の表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請区分	記載事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合	自衛隊災害派遣要請計画	自衛隊法 第 83 条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第 29 条 災対法第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっせんを求める場合	災害時における放送要請に関する協定「災害時における放送要請に関する協定」	災対法第 57 条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び 応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法 第 44 条

### ○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実行できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設職員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や、男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

### 3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

市は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援（カウンターパート）団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援（カウンターパート）団体の決定後においては対口支援（カウンターパート）団体に対して総括支援チームの派遣を要請する。

### 4 事業所との応援協力

市は、市内の建設関連事業者、食料品等販売事業者、生活必需品販売事業者、燃料販売事業者、輸送車両レンタル業者等に応援協力を求める。

## 第5節 風水害に関する情報の収集・伝達

風水害に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

市の「風水害に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 風水害に関する情報の収集	防災危機管理課、関係各課
2 気象注意報・警報等	防災危機管理課、市政情報課
3 水防情報	防災危機管理課、関係各課
4 異常な現象発見時の通報	防災危機管理課
5 被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ	防災危機管理課、市政情報課、長寿応援課、共生社会推進課、子ども支援課

### 1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、防災危機管理課が一元的に収集する。

#### ■風水害に関する情報の収集

区分	内容
熊谷地方気象台からの 防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、県防災行政無線及びN T TからのF A X（警報のみ）を通じて入手する。
水防情報の 伝達系統	荒川水系荒川洪水浸水想定区域（荒川上流河川事務所管内）に関する洪水、破堤、浸水等の発生に関する情報は防災危機管理課が収集し、関係各課に伝達する。
水位・雨量情報	防災危機管理課は、荒川の水位情報、並びに熊谷地方気象台が発表する雨量情報なども収集・整理する。 （災害対策本部設置時は本部事務局が各情報を収集・整理する。）
河川情報システム	防災危機管理課は、河川情報センターの河川情報システム（F R I C S）により、風水害に関する各種情報を入手し、収集された情報を整理する。 （災害対策本部設置時は本部事務局が各情報を収集・整理する。）
警戒パトロール 情報	警戒体制を敷いた場合、防災危機管理課は関係各課と連携し、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施する。 防災危機管理課は収集された情報を整理する。 （水防本部及び災害対策本部設置時は、本部事務局が各情報を収集・整理する。）
被害情報等	防災危機管理課は、119番通報の状況等消防局の把握している情報を入手するとともに、朝霞警察署とも連絡を取り、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

## 2 気象注意報・警報等

熊谷地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合には「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を公表し、関係機関に通知する。

熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は以下のとおりである。

### (1) 注意報・警報等の種類、発表基準等

#### ア 対象地域

熊谷地方気象台は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成22年5月から原則として個別の市町村を発表区域として気象警報・注意報を発表している。

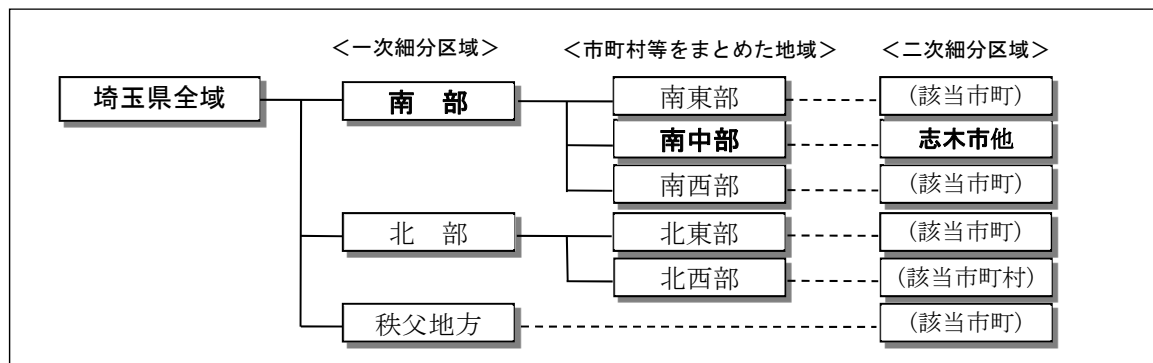
気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細区分として埼玉県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われ、本市は、南部の南中部に位置する。

#### ■埼玉県の地域細分図

[平成24年10月1日現在]



#### ■埼玉県の地域細分表





イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

■警報・注意報発表基準一覧表

[令和3年6月8日現在、発表官署 熊谷地方気象台]

志木市	府県予報区	埼玉県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	南中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 118	
	洪水	流域雨量指数基準	柳瀬川流域=30.2	
		複合基準 <sup>*1</sup>	柳瀬川流域=(12, 19), 新河岸川流域=(14, 23.5)	
		指定河川洪水予報による基準	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	流域雨量指数基準	柳瀬川流域=24.1	
		複合基準 <sup>*1</sup>	柳瀬川流域=(7, 17.1), 新河岸川流域=(9, 21.2)	
		指定河川洪水予報による基準	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
	低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 <sup>*2</sup>		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

注) (\*1) (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(\*2) 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

■特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■雨に関する志木市の50年に一度の値

[令和4年3月24日現在]

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	志木市	363	123	229

注1) 略語の意味は次のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いる R03 の値は、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

ウ 各種気象情報

・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警戒・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

## エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## オ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現しかつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

## カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

台風、大雨等の気象災害と比較して、竜巻は遭遇する頻度は極めて低く、対応が困難な災害であり、竜巻注意情報の予測精度が低いこともあることから、市民や市は具体的な行動がとりにくいが、市は、あらかじめ対応方針を決めておくことや、竜巻注意情報等の伝達を行う場合は、円滑な情報伝達の準備等を進めておく必要がある。

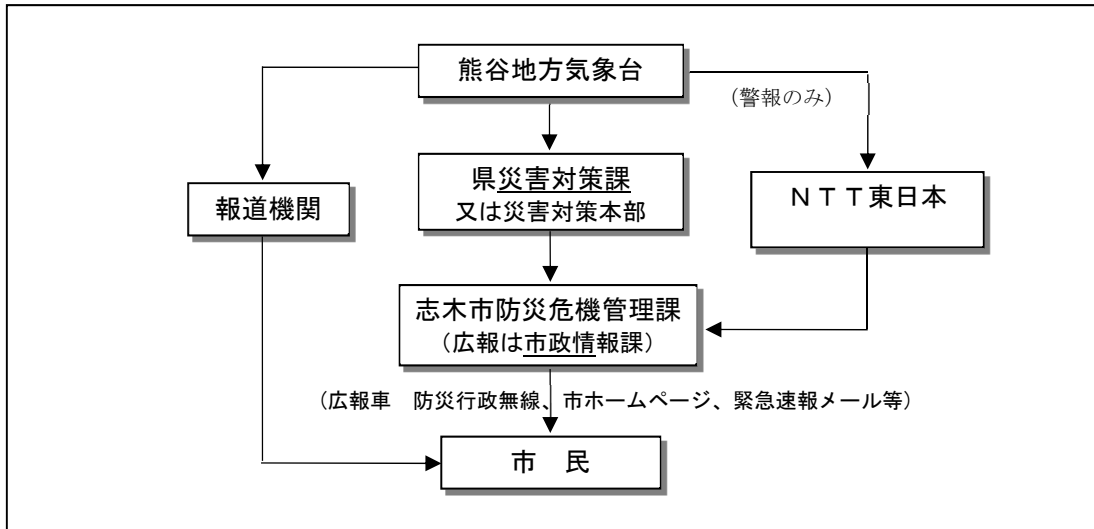
市の竜巻に対する対応については、「本編 第5章 突風・竜巻等対策計画」を参照のこと。

## キ 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方气象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

市における注意報、警報等の受理は、防災危機管理課が行い、市民への伝達は、市政情報課が行う。

■ 気象注意報・警報等の伝達系統図（本市及び市民への伝達系統のみ記載）



ク 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、防災危機管理課の責任者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■ 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
  - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
  - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合
  - ・ 特別警報を警報に切り替えた場合

注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

### 3 水防情報

#### (1) 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

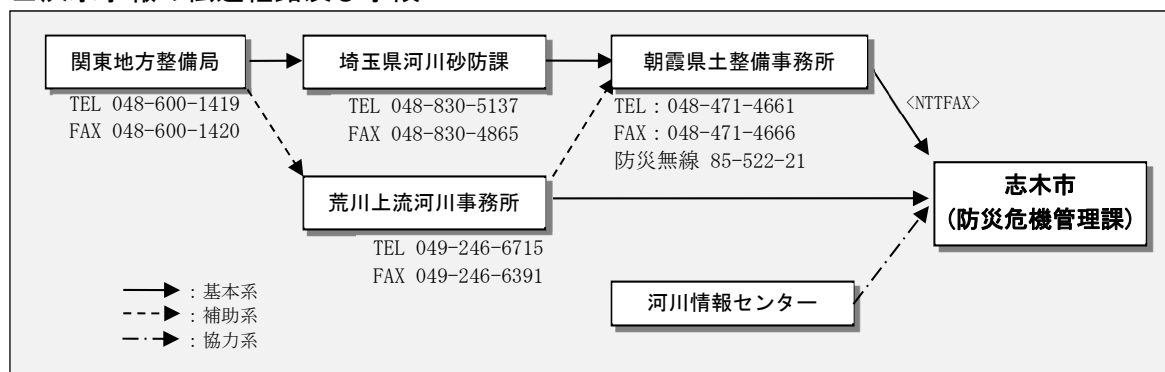
#### ■洪水予報の種類

種類	課題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

#### ■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒川	荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	治水橋	7.50m	12.20m	12.70m
		右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで				

#### ■洪水予報の伝達経路及び手段



■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項）

予報 区域名	河川名	区域	基準水 位観測 所	氾濫 注意水 位	避難判 断水位	氾濫 危険水 位
新河岸川	新河岸川	左岸 川越市大字大仙波 1259 - 1 地先から 和光市下新倉 4197 地先まで	宮戸橋	A. P. 6.00m	A. P. 7.12m	A. P. 7.48m
		右岸 川越市扇河岸 243 - 2 地先から 和光市下新倉 6 丁目 4198 - 1 地先ま で				

■新河岸川の伝達系統



(2) 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。国土交通大臣あるいは埼玉県知事が実施し、埼玉県知事から本市に通知される水防警報は、次のとおりである。

ア 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

■水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

イ 国土交通省が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う本市関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

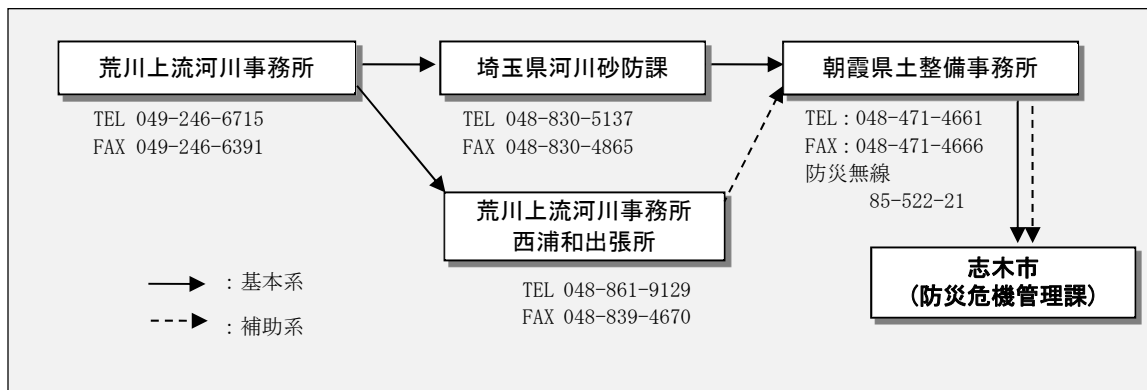
■河川名及びその区域

水系	河川	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
荒川	荒川	治水橋	右岸	埼玉県川越市大字中老袋字田島301 番1 地先から 東京都板橋区三園2 丁目80 番1 地先まで	荒川上流 河川事務所
			左岸	埼玉県上尾市大字平方横町433 番5 地先から 埼玉県戸田市大字早瀬 1 丁目 4335 番まで	

■基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位
荒川	治水橋	さいたま市西区 大字飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.59m

■水防警報の伝達経路及び手段



ウ 県が行う水防警報

県が水防警報を行う本市関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

指定区間河川		基準水位 観測所	区 域		延長
水系	河川名		右岸	左岸	
荒川	新河岸川	宮戸橋	右岸	埼玉県川越市扇河岸243-2 地先から 和光市下新倉6 丁目4198-1 地先まで	18,880m
			左岸	川越市大字大仙波1259-1 地先から 和光市下新倉4197 地先まで	
	柳瀬川	清柳橋	右岸	新座市大和田3 丁目97 地先(都県境)から 志木市本町2丁目1650-1 地先(新河岸川合流点)ま で	6,200m
			左岸	所沢市大字城字矢崎53 地先(柳瀬川橋下流端)から 志木市中宗岡5 丁目7037 地先(新河岸川合流点)ま で	

■水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸	A. P. 4.50m	A. P. 6.00m	A. P. 7.12m	A. P. 7.48m
柳瀬川	清柳橋	所沢市坂の下	A. P. 19.15m	A. P. 19.65m	A. P. 20.53m	A. P. 20.87m

■水防警報の伝達経路及び手段



4 異常な現象発見時の通報

災対法第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない(災対法第 54 条)。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない(同条第 2 項)。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない(同条第 3 項)。

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁(熊谷地方気象台)その他の関係機関に通報しなければならない(災対法第 54 条第 4 項)。

市長が気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項は、著しく異常な気象現象(例えば、竜巻、強いひょう等)などのとおりである。

5 被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市は、防災行政無線(固定系)、市ホームページ、緊急速報メール等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

なお、市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)に対して洪水予報や高齢者等避難の避難情報をファクシミリなどにより伝達し、迅速な避難行動を促す(水防法 15 条関連)。

【資料 8. 4】『浸水想定区域内要配慮者施設一覧』参照



## 第6節 災害情報の収集・伝達

市は、風水害の発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を実施する。

市の「災害情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 情報通信手段の確保	総務班、本部事務局
2 収集する災害情報	本部事務局、関係各班
3 県への情報伝達	本部事務局、関係各班
4 災害情報の共有	本部事務局、関係各班

### 1 情報通信手段の確保

#### (1) MCA無線

各班間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話、ビジネスチャットのほか、災害時にもつながりやすいデジタル方式のマルチ・チャンネル・アクセス方式(MCA)無線があり、関係各班はこれを用いて本部事務局へ伝達を行う。

本部事務局は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

なお、すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

#### (2) IP電話機

災害時の情報伝達のさらなる充実を図ることを目的に、天候に左右されず、屋内でも通信が可能な災害対策用IP電話機を導入した。

#### (3) 消防無線

消防局、消防署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防局は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

また、消防団においては、無線トランシーバー及びIP電話機を適切に活用し、情報共有が確実に行われるよう努める。

#### (3) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク

県及び県内防災関係機関との情報通信手段は、県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線及び衛星通信ネットワークを適切に活用して情報伝達を図る。

#### (4) 災害時優先電話

本市では、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても発信が優先される措置が講じられている。関係各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、本部事務局に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし電話番号は非公開とする。

(5) 非常通話（非常無線）

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

(6) 移動通信

総務省は、洪水等の非常災害時に地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11箇所に分散して備蓄している。

非常災害に際して、市災害対策本部等は総務省に貸出要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて48時間以内に被災地に無線機を搬入することとしている。

貸与要請の連絡先は次のとおりである。

区分	連絡先	連絡方法		
通常の連絡先	総務省関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課	平日	電話	03-6238-1770
			FAX	03-6238-1769
		夜間・週末等	携帯電話	090-4028-4774
通常の連絡先に連絡が取れない場合	総務省総合通信基盤局 電波部基幹通信課 重要無線室	平日	電話	03-5253-5888
			FAX	03-5253-5889
		夜間・週末等	携帯電話	090-4376-6093

2 収集する災害情報

収集する災害情報は、警戒段階及び発災段階ごとに次に示す。

■警戒段階で収集する情報

情報項目	情報の内容	収集源	伝達手段・経路等
危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所	・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、自警消防隊、住民	・IP電話機 ・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織、自警消防隊	・IP電話機 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

■発災段階で収集する情報

情報項目	情報の内容	収集源	伝達手段・経路等
発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・雨水出水による浸水状況 ・発災による物的・人的被に	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 (被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域)	・防災情報システム ・IP電話機 ・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話

情報項目	情報の内容	収集源	伝達手段・経路等
	関する情報 (特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報)	別)	・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話(TZ41等) ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、通信施設等の被災状況	・各ライフライン 関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
住民の動向	・発災段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所等)	・避難所担当職員 ・施設管理者 ・消防署、消防団 ・自主防災組織、自警消防隊	・IP電話機 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

### 3 県への情報伝達

市は、市内で浸水被害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、防災情報システム(使用できない場合はファクシミリ等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

なお、被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

#### (1) 情報収集体制の確立

関係各班は、被害状況を迅速かつ正確に報告するため、被害を調査する担当要員及び情報収集・伝達に関する機器などを確保し、情報収集を実施する。

なお、関係各班は、収集情報を本部事務局へ報告する。

本部事務局は、災害情報を総括し、県への報告を行う。

- ① 情報の収集及び報告に関する責任者及び被害を調査する要員の確認
- ② 報告様式の確認
- ③ 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の確認
- ④ 情報収集機器(デジタルカメラ、携帯電話、住宅地図、携帯無線等)の確認
- ⑤ 情報機器操作マニュアルの確認

#### (2) 情報の収集

災害情報の収集に際しては、次の点に留意して実施する。

- ① 災害情報の収集に当たっては、朝霞警察署と緊密に連絡する。
- ② 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ③ 水害による浸水状況については、職員の認定により概況を把握する。
- ④ 罹災人員については、平均世帯人員により計算して速報する。
- ⑤ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。

⑥ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

### (3) 情報の報告

市は、市内の被害状況等について、県に報告する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

#### ■報告すべき災害

- ① 市域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、流失、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～③の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑤ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

#### ■報告の種別

区分	内容
被害速報	発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。
発生速報	県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、発生速報により防災無線FAX等で報告する。
経過速報	県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、経過速報により防災無線FAX等で報告する。
確定報告	確定報告は、被害状況調により、災害応急対策が終了した日を含め7日以内に文書で報告する。

#### ■埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システム等が使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務 時間内	県災害対策課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線（地上）TEL 182-6-8181、FAX 182-6-8159 防災行政無線（衛星）TEL 181-6-8181、FAX 181-6-8159	県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159
勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-822-8119 防災行政無線（地上）TEL 182-6-8111、FAX 182-6-8119 防災行政無線（衛星）TEL 181-6-8111、FAX 181-6-8119	防災行政無線 電話 83-6-8181 FAX 83-6-8159

注）防災専用電話から地上系回線を利用して電話・FAXをする場合、頭の182は不要である。

【様式1】『県報告関係様式（1）発生速報』参照

【様式1】『県報告関係様式（2）経過速報』参照

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	F A X
応急対策室 〔平日(9:30～18:30)〕	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

4 災害情報の共有

本部事務局は、関係各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

➤ 浸水区域	➤ 物資集配拠点
➤ 通行不能区間、交通規制区間	➤ ごみの集積地
➤ 避難所の開設状況及び避難状況等	➤ 応急給水地点
➤ 停電、断水区域	➤ その他必要な情報

## 第7節 広報広聴活動

市は、風水害により被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

市の「広報広聴活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 災害広報資料の収集	広報班、地区本部、調査財政班、関係各班
2 市民への広報	地区本部、広報班
3 安否情報の提供	本部事務局、地区本部
4 報道機関への情報提供	広報班
5 被災者に対する広聴の実施	地区本部
6 災害情報相談センターへの協力	広報班

### 1 災害広報資料の収集

広報班は、災害対策本部からの伝達事項などを広報する際に活用するため、本部事務局などが収集した被害報告や現地写真等を収集する。

#### ■収集写真など

- ▶ 調査財政班や関係各班の撮影記録担当が撮影した写真
- ▶ 職員、県の出先機関、報道機関その他の機関及び市民等が撮影した写真及びビデオ
- ▶ 報道機関等による災害現地の航空写真
- ▶ 救助等応急対策活動を撮影した写真、その他

### 2 市民への広報

市は、あらゆる手段を用いて、市民への迅速な情報伝達に努める。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

なお、実施の詳細については、「本章 第3節 第1 3 住民への情報伝達」を活用する。

#### (1) 広報媒体

市民への広報は、広報内容に応じた多様な手段を用いて実施する。

■市民への広報媒体

➤ 防災行政無線（メール配信）	➤ 広報車	➤ 臨時広報紙
➤ テレホンサービス	➤ コミュニティ放送（FM）	
➤ 市ホームページ	➤ ハンドマイク	
➤ 緊急速報メール	➤ 回覧板	
➤ 市公式SNS	➤ 掲示板	

(2) 広報内容

洪水被害発生直後からおおむね24時間以内に、次に掲げる広報内容について実施する。

■市民への広報内容

区分	内容
市域の被害状況に関する情報	・災害の規模、範囲、内容の概要情報
市における避難に関する情報	・高齢者等避難、避難指示及び警戒区域設定関連情報 ・避難所の開設及び収容状況、避難経路の情報
応急対策活動の状況に関する情報	・医療、救護に関する情報（救護所の開設） ・交通機関及び道路の復旧情報 ・電気、水道等のライフライン復旧情報
その他市民生活に必要な情報 （二次災害防止情報を含む。）	・応急給水及び給食、物資の配給情報 ・電気、ガス及び水道による二次災害防止情報 ・防疫、保健衛生に関する情報 ・安否に関する情報 ・相談・情報提供窓口の開設に関する情報

(3) 相談・情報提供窓口の設置

交通衛生班は、避難所などに相談・情報提供窓口を設置し、被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を提供する。

3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供に努める。

なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

#### 4 報道機関への情報提供

##### (1) 情報の提供

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

##### (2) 報道依頼

広報班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオ、コミュニティ放送の報道機関へ報道を依頼する。

なお、報道機関への広報の要請は、原則として、県を通じ実施する。

#### 5 被災者に対する広聴の実施

被災者に対する広聴は交通衛生班が実施し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集に努める。

#### 6 災害情報相談センターへの協力

市は、県が設置する災害情報相談センターへの情報収集や提供等、同センターの業務に協力する。



## 第8節 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、水防事務の円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための必要な事項を定める。

市の「水防計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 水防活動体制の確立	防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課
2 被害情報の収集	防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課、消防団
3 水防作業	防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課、消防団
4 決壊時の処置	防災危機管理課、都市整備部、下水道施設課、関係各課、消防団
5 協力応援	防災危機管理課

### 1 水防活動体制の確立

#### (1) 災害対策連絡室

市は、以下の状況が発生したとき、警戒体制（第一配備）を施行し、総務部長を室長とする災害対策連絡室を設置して、情報の収集・伝達、巡視及び警戒などの災害未然防止活動等を実施する。

動員配備については、「本章 第1節 1（3）活動体制と職員計画」のとおりとする。

#### ■警戒体制（第一配備）の配備基準

【全般】本市に大雨・洪水警報や暴風警報が発表され、軽微な被害の発生するおそれがある場合
【雨水出水】道路冠水等が発生した場合
【洪水】荒川（治水橋）・新河岸川（宮戸橋）・柳瀬川（清柳橋）の水位が氾濫注意水位（順に7.50m、6.00m、19.65m）に到達し、さらに水位が上昇する場合
【その他】総務部長が必要と認めた場合

#### (2) 水防本部

市は、以下の状況が発生したとき、警戒体制（第二配備）を施行し、市長を本部長とする水防本部を立ち上げる。

なお、「■市の活動体制（風水害）」(P56)に基づき、非常体制に移行する場合は、必要に応じ水防活動を継続しながら、災害対策本部を設置し災害応急活動を実施する。

動員配備については、「本章 第1節 1（3）活動体制と職員計画」のとおりとする。

#### ■警戒体制（第二配備）の配備基準

【全般】本市に大雨・洪水警報や暴風警報が発表され、警戒体制第一配備では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合
【雨水出水】床下浸水等が発生した場合
【洪水】荒川（治水橋）・新河岸川（宮戸橋）・柳瀬川（清柳橋）の水位が避難判断水位（順に12.20m、7.12m、20.53m）に到達し、さらに水位が上昇する場合
【その他】市長が必要と認めた場合

## 2 被害情報の収集

### (1) 収集体制

本部事務局は、水防対策班及び水防団が収集した情報、防災関係機関から収集した情報に基づき市内の被害状況を把握する。

### (2) 収集対象

被害状況の収集は、人的被害及び住家被害情報の収集並びに道路・田畑の浸水状況について実施する。

### (3) 収集方法

水防対策班は、随時市内の河川、道路等の監視（巡回パトロール）を行い、冠水箇所等を住宅地図に記載するとともにカメラで被害箇所を撮影し本部事務局に報告する。

本部事務局は、市民などからの通報や問い合わせなどに基づき被害情報を集約し、関係各班に報告する。

これらの報告は、おおむね2時間に1回行い、本部事務局が集約する。

## 3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、水防作業に必要な土のうや排水ポンプ等の資器材の調達し、迅速的確に作業を実施する。

### (1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防団長、水防団員又は消防機関（消防局）に属する者は警戒区域を設定し、一般住民に立ち入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。「警戒区域の設定」については、「本章 第10節 2 避難指示、警戒区域の設定」を参照のこと。

### (2) 樋管等の操作

#### ■ 樋管等の操作

- 市が管理する樋管は水防対策班が担当し、監視を行う。
- 水防対策班は、出水時の操作に支障がないように、平素から工作物の点検をしておく。
- 水防対策班は、降雨又は出水の状況によって、ゲートの開閉、その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに国土交通省荒川上流河川事務所長及び朝霞県土整備事務所長に通知する。

【資料5.4】『樋管等施設一覧』参照

### (3) 大型可搬式ポンプの操作

地区ごとに設定されている大型可搬式ポンプの操作については、本部事務局の指示に従い、あらかじめ定められている担当部署が実施する。

【資料5.5】『大型可搬式ポンプの操作担当部署一覧』参照

## 4 決壊時の処置

### (1) 決壊時の処置

#### ア 通報

堤防その他の施設が損壊し、決壊したとき、市長又は消防機関の長は、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理団体又は市町長に通報する。

#### イ 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請する。

#### ウ 居住者等の水防義務

市長、消防機関の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

### (2) 避難のための立退き

#### ア 立退予定地等の住民への周知

水防管理団体にあつては、管理者が立退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底する。

#### イ 立退きの通知

市長が立退きの通知を指示する場合には、直ちに知事及び朝霞警察署長に通知する。

### (3) 水防解除

市は、水位が警戒水位（氾濫注意水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなり、水防警報が解除されたときは、水防解除を命ずるとともに、これを市民に周知し、知事に対してその旨を報告しなければならない。

## 5 協力応援

### (1) 水防管理団体の協力応援

#### ア 協力応援

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は、水防機関の相互協力応援について水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する。また、水防資材についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計る。

#### イ 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制の利便を図る。

#### ウ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

## 第9節 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

市の「交通規制」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 交通応急対策計画	交通衛生班、朝霞警察署
2 緊急通行輸送車両の確認	総務班

### 1 交通応急対策計画

#### (1) 交通規制等を行う者

交通規制等を行う者は、次のとおり。

根拠法令	実施者	範囲
災対法 (第76条の3)	公安委員会、警察官 自衛官、消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。
道路交通法 (第4条～第6条)	公安委員会 警察署長、警察官	交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。
道路法 (第46条)	道路管理者	道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。

#### (2) 交通規制等の方法

交通規制等の方法には、次の場合がある。

##### ア 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合

災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、交通規制の内容を周知させる。

##### イ 現場警察官の指示により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施するのが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

##### ウ 道路法による市道の通行の禁止又は制限の場合

###### (7) 標識を設置して実施する場合

市道については、道路法による通行の禁止又は制限を実施した場合、朝霞警察署長に連絡のうえ、規定の規制標識を立てる。

###### (4) 現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置するのが困難又は不可能なときは、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、職員等をもって現場において指導する。

この際は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に図示する等によって、一般車両にできる限り支障のないよう努める。

(ウ) 重要道路指定

市管内の輸送上重要な道路として以下を指定する。

■市域内の輸送上重要な道路

区分	道路種類	路線名	道路愛称等
県指定 緊急輸送道路	国 道	国道 463 号 (254 号)	浦所バイパス
	県 道	主要地方道さいたま東村山線	いろは通り
	県 道	主要地方道保谷志木線	慶応通り
	県 道	一般県道和光志木線	昭和新道
市指定 緊急輸送道路	県 道	一般県道川越新座線	志木大通り
	県 道	一般県道ふじみ野朝霞線	市道 2600 号線
	市 道	昭和通り・小学校線	パルシティ通り
	市 道	富士見・大原線	ユリノ木通り
	市 道	市道 2129 号線	あきはね通り

2 緊急通行輸送車両の確認

災害時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。

(1) 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、道路交通法施行令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する車両とする。

- 消防のために必要な構造又は装置を有するもの
- 傷病者の緊急搬送のために使用するもの
- 警察の責務を遂行するために使用するもの
- 自衛隊の行動・部隊の運用のため使用するもの
- 危険防止のための応急作業に使用する自動車（インフラ事業者）
- 水防のための出動に使用する自動車
- 輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 道路の通行を禁止若しくは制限するための応急措置車、障害物を排除するための応急作業に使用する自動車
- 犯罪の捜査に使用するもの

(2) 確認手続等

災害時に使用する市の公用車については、事前に確認機関による審査を受け、災対法施行規則第 6 条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。この場合、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

(3) 確認機関

県（危機管理防災部）又は県公安委員会（警察署）において、緊急通行車両の事前確認を受ける。

## 第10節 避難支援活動

風水害発生時には、多数の被災者が発生することが予想されるため、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

市の「避難支援活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 自主避難	本部事務局、避難所班、施設管理者
2 避難指示、警戒区域の設定	本部事務局、広報班、朝霞警察署
3 避難誘導	本部事務局、避難所班、地区本部
4 避難所の開設	本部事務局、避難所班、地区本部、教育総務班
5 避難所の運営	避難所班、地区本部、教育総務班、関係各班
6 広域避難	本部事務局
7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ	本部事務局
8 災害救助法が適用された場合の費用等	本部事務局
9 避難所外避難者対策	本部事務局

### 1 自主避難

市は、局地的集中豪雨や異常気象による災害発生の場合、高齢者等避難の伝達等の前に市民が自主的に避難することも想定し、市民が円滑に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。

#### (1) 避難所等の周知

当該地区の避難所、避難場所を防災行政無線、広報車を通じ市民に知らせる。

あわせて消防団員、自主防災組織、自警消防隊の協力を得て、当該地区の要配慮者にも周知徹底を図る。

#### (2) 避難所の開設

避難所班は、自主避難にあわせて当該地区内の避難所の開設を開始する。

### 2 避難指示、警戒区域の設定

#### (1) 避難指示

避難のための指示及び立退き先の指示は、次の者が行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

実施責任者	根拠法令	適用災害
市長	災対法第60条	災害全般
水防管理者（市長）	水防法第29条	洪水

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
警察官	災対法第61条、警察官職務執行法第4条第1項	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般

## ア 避難指示

### (7) 市長及び水防管理者

市長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内退避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

### (4) 知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して立退きを指示するものとする。

## イ 指示

### (7) 警察官

警察官は、災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを支持するものとする。

### (4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をするものとする。

## ウ 避難指示の内容

避難指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて市民等に周知するものとする。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、洪水ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要避難対象地域</li> <li>➤ 避難先及び避難経路</li> <li>➤ 避難理由</li> <li>➤ 避難時の留意事項</li> </ul> |
|--|

(2) 基準及び伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示の内容

市は、避難指示等の避難情報の発令について、発令時の状況と住民に求める行動及び発令の目安を、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）等を参考に次のとおり定める。

ただし、突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、防災気象情報、水位情報等を広報する際には、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難（自主避難）することも広報する。

■「高齢者等避難」の発令と住民に求める行動及び発令の目安

項目	内容
発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況
住民に求める行動	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者（避難行動要支援者）とその支援者（避難支援等関係者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、洪水ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立ち退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。</li> </ul>
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できる場合</li> <li>記録的短時間大雨情報※が発表された場合</li> <li>1時間当たり 50mm を超える降雨が予想され、床下浸水の発生に加え床上浸水の発生するおそれがある場合</li> <li>荒川（治水橋）・新河岸川（宮戸橋）・柳瀬川（清柳橋）の水位が避難判断水位（順に 12.20m、7.12m、20.53m）に達し、さらに水位の上昇のおそれがある場合</li> <li>警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>

※大雨警報発表中に、現在の降雨が数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨で、その地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために气象台が発表する情報である。



■「避難指示」の発令と住民に求める行動及び発令の目安

項目	内容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>
住民に求める行動	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。</li> <li>平時から洪水ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。</li> </ul>
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川（治水橋）・新河岸川（宮戸橋）・柳瀬川（清柳橋）の水位が<b>氾濫危険水位</b>（順に12.70m、7.48m、20.87m）を越えて上昇し、氾濫のおそれがある場合</li> <li>荒川・新河岸川・柳瀬川の堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>荒川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「<b>氾濫危険水位の超過に相当（紫）</b>」になった場合</li> </ul>

■「緊急安全確保」の発令と住民に求める行動及び発令の目安

項目	内容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況</li> <li>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</li> <li>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとは判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</li> </ul>
住民に求める行動	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。</li> <li>災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時から洪水ハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際取るべき行動を検討する。</li> </ul>
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「<b>氾濫している可能性（黒）</b>」になった場合</li> <li>荒川・新河岸川・柳瀬川の堤防その他の施設で異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>荒川・新河岸川・柳瀬川の堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</li> </ul>

## イ 避難指示等の伝達内容及び手段

避難指示等を避難対象地域の市民及び滞在者などに伝達する内容及び伝達手段は、次に示すとおりである。

種別	伝達内容	伝達手段
高齢者等避難	①発令者 ②高齢者等避難の理由 ③避難先 （市内の指定緊急避難場所） ④危険地域 ⑤携行品その他注意	・ 防災行政無線（メール配信） ・ テレホンサービス ・ 市ホームページ ・ 緊急速報メール ・ 市公式SNS ・ テレビ ・ ラジオ ・ コミュニティ放送（FM） ・ 広報車
避難指示	①発令者 ②避難理由 ③避難先 （市が指定する緊急避難建物、自宅上層階） ④避難経路 ⑤避難後の指示連絡等	・ 防災行政無線 ・ 広報車、サイレン ・ 口頭伝達

## ウ 関係機関との連絡調整

避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防局、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そのため、本部事務局は、これら関係機関と緊密な情報交換を行い住民に混乱を招くことのないよう注意する。なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に速やかに報告する。

### （3）警戒区域の設定

#### ア 市長

市長は、災害が発生のおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

#### イ 警察官

市長又は、その委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）の設定の職権を行うことができる。

#### ウ その他

消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に火災警戒区域を設定する。また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、洪水等の水防上緊急のおそれがある場所において水防警戒区域を設定する。

### 3 避難誘導

#### (1) 避難の誘導者

避難指示が発せられた場合、本部事務局及び地区本部は、消防署員及び消防団員と連携し、自主防災組織、自警消防隊、町内会の協力を得て、避難所等安全な場所に住民等を誘導又は移送する。

#### (2) 誘導方法及び輸送方法

避難者の誘導及び輸送方法は、次のとおりである。

なお、避難は徒歩によるものとするが、避難行動要支援者については、状況に応じて車両による輸送を行う。

- 避難経路の明示
- 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員確認
- 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、避難所班は、地区本部と連携し、消防署員、消防団員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自警消防隊及び町内会等の避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

#### (4) 避難順位及び留意事項

##### ア 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、おおむね次の順序による。

- ・ 病弱者、障がい者
- ・ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- ・ 一般市民

##### イ 避難誘導時の留意事項

避難誘導に際しては、次の事項に留意するものとする。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- 危険地点には、標示、縄張りを行い状況により誘導員を配置し安全を期すること。

- 避難行動要支援者の避難誘導は、交通渋滞の発生状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- 誘導中は、事故防止に努めること。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと。

#### ウ 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な避難に支障を来さない最小限度のものとする。

携帯品については、防災手帳等により市民に周知する。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| ➤ 飲料水   | ➤ 着替え              |
| ➤ 食料    | ➤ 懐中電灯             |
| ➤ タオル   | ➤ 常備薬              |
| ➤ ティッシュ | ➤ 健康保険証などの本人確認資料など |

## 4 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

避難所の開設は避難所班、教育総務班、施設管理者及び地区本部が連携して実施する。

また、災害への不安から当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

### (1) 避難所開設の流れ

市の避難所開設の流れについては、「■河川水位情報及び避難情報の発令と避難の流れ」(P33)を参照のこと。

#### ア 高齢者等避難の発令時

本部事務局は、気象情報や水防情報などを勘案し、避難行動要支援者を対象に高齢者等避難の発令を判断した場合、指定緊急避難場所（避難所（洪水時））を兼ねる。「第7節 1（2）指定緊急避難場所の指定」参照）の開設を避難所班及び教育総務班に指示するとともに、広報班に避難所開設の広報を指示する。

また、消防機関、自主防災組織、自警消防隊及び町内会などを通じて避難支援等関係者に避難行動要支援者の避難誘導を要請する。

#### イ 避難指示の発令時

本部事務局は、気象情報や水防情報などによる情報解析の結果、アの状況が更に悪化していると判断し、洪水浸水想定区域内（「想定最大規模降雨の荒川」以下、同様の住民に対し避難指示等の発令を判断した場合、既に開設した市域内の指定緊急避難場所（避難所（洪水時））を兼ねる。）に加え、相互応援協定に基づき市域外（朝霞市及び新座市）の避難所の開設を要請する。

広報班は、地区本部と連携し、洪水浸水想定区域内の地区ごとの住民等に避難先も含めた避難指示を広報し、本部事務局は、消防機関、自主防災組織、自警消防隊及び町

内会などに対し、住民の避難誘導を要請するとともに、緊急避難建物についても、避難所班に開設のための職員派遣を指示する。

また、本部事務局は、荒川、新河岸川及び柳瀬川の水位が氾濫危険水位を越えて上昇し氾濫のおそれがある場合、広報班に指示し、まだ避難していない洪水浸水想定区域内の住民等に対し、直ちに最寄りの緊急避難建物への避難を呼びかける。

## (2) 県への報告

本部事務局は、避難所を開設したとき、直ちに次の事項を知事に報告する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難所の開設の目的、日時及び場所</li><li>② 箇所数及び収容人員</li><li>③ 開設期間の見込み</li></ul> |
|---|

## 5 避難所の運営

### (1) 避難所の運営

避難所の開設に伴い、避難所班は、施設管理者、防災協力員、町内会、自主防災組織等と連携して、避難者を中心とした運営委員会等を組織し、避難所運営マニュアルに基づいて運営する。

【参考資料】「避難所運営マニュアル（令和5年3月改定、志木市）」

### (2) 避難者名簿の作成

避難所班は、避難所ごとに防災協力員等の協力を得て、避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握し、不足が見込まれる場合には、本部事務局を通して県、近隣市町に応援要請する。

【様式7】『避難所開設関連様式』参照

### (3) 通信手段の確保

避難所班は、地区本部の協力を得て、避難所の開設や運営状況などを報告するため、通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

### (4) 避難所運営委員会による運営

避難所ごとに避難所運営委員会を立ち上げ、運営責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置するとともに、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

また、男女や性的マイノリティの多様なニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させることはもとより、多様な立場の人が参画できるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割が固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

**(5) 避難者の受入れ**

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

**(6) 仮設トイレの設置管理**

市は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃し、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

**(7) 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮**

避難所班は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるよう努める。

男女や性的マイノリティの多様なニーズに配慮するものとする。

特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

**(8) 要配慮者等に必要な物資等の配布**

避難所班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等は本部を通して、調達し配布する。

**(9) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）**

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

**(10) 避難者の健康管理**

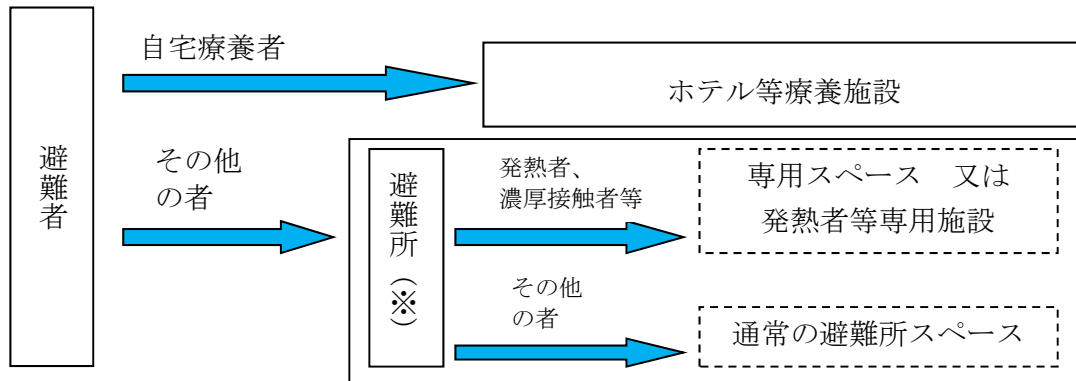
避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

保健師等による健康相談の実施体制、朝霞地区医師会等との連携に基づく医療救護チームの派遣等の必要な措置をとる。また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送、福祉避難所への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

### (11) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

#### ア 健康状態に合わせた避難場所の確保

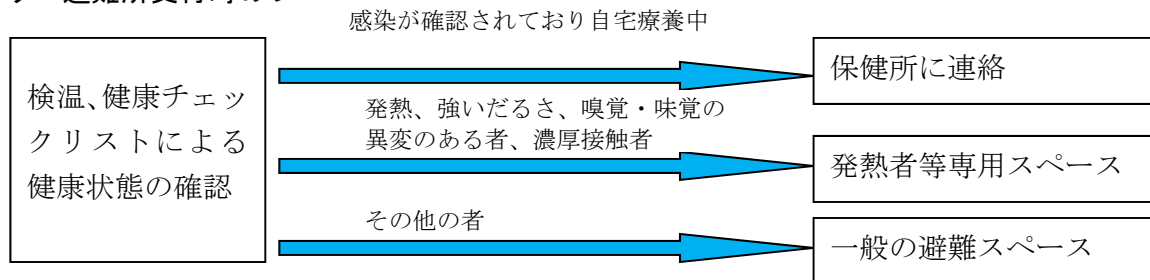


※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する

#### イ 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- ・ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する
- ・ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する

#### ウ 避難所受付時のフロー



#### エ 避難所レイアウトの検討

- ・ 世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する

#### オ 避難者の健康管理

- ・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する
- ・感染症の疑いがあるものが発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する

#### カ 発熱者等の専用スペースの確保

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する
- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る
- ・発熱者等のスペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるように検討する

#### キ 物資・資材

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する

#### ク 自宅療養者の対応

- ・保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平時から防災担当部局と連携して取り組む
- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する

#### ケ 住民への周知

- ・広報誌、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する
- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

#### コ 感染症対策

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する
- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける

#### サ 発熱者等の対応

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う



#### シ 車中泊（車中避難）等への対応

- ・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する

#### (12) 避難者とともに避難した動物の取扱い

避難所ではさまざまな価値観をもつ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の連れこみは禁止とし、避難所の敷地内及び屋外の区画された場所に専用スペースを設置することとする。

動物への餌やり、排泄物の清掃等の飼育と管理は、それらを連れてきた者が全責任を負うものとする。専用スペースを使用した者は、退去時に施設の現状復旧を行う。

#### (13) 情報提供

避難所班は、本部から送られてくる被災者の避難生活に関わる情報を、避難所の掲示板等に記載し、チラシで配布する。

#### (14) 巡回パトロール

避難に伴い無人になりやすい地区については、自主防犯パトロール隊を中心に市民、自主防災組織、自警消防隊が協力して被災地区の巡回パトロールに努める。

#### (15) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

#### (16) 県職員等の派遣要請

市は、避難所の運営に関し人材が不足するときは、県に対して県職員等の避難所への派遣を要請する。

## 6 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

【参考資料】「災害時相互応援に関する協定（平成8年8月29日、朝霞市、新座市、和光市）」

## 7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ

市は、防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

また、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

## 8 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

## 9 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導等を実施する。

## 第11節 救急救助・医療救護

大規模な風水害発生時には、広域又は局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する。

また、より迅速・円滑に活動するためにも、災害時の各機関における血液等の供給整備を進める。

市の「救急救助・医療救護」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 救急救助の原則	消防局・消防署
2 救急救助体制の確立	消防局・消防署
3 傷病者の搬送	医療班、本部事務局、消防局・消防署、消防団
4 医療・助産救護活動	医療班
5 市民、自主防災組織、自警消防隊の役割	本部事務局

### 1 救急救助の原則

#### (1) 救急救助における出動

##### ア 救急救助の必要な現場

救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

##### イ 救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

#### (2) 救急救助における活動

##### ア 傷病者の優先

救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急救助活動を実施する。

##### イ 火災現場の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

##### ウ 延焼火災が少ない場合

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

##### エ 小規模な救急救助が併発した場合

小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。

## 2 救急救助体制の確立

### (1) 地域における救急救助体制の確立

消防署、消防団及び自主防災組織等における救急救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を実施し、消防団、自主防災組織等を中心とした行政区単位の救急救助体制を確立する。

### (2) 他機関への応援要請

市の救急救助体制で措置できない多数の救急救助が生じた場合は、以下の事項に基づき、他機関に応援を要請する。

- 消防相互応援協定による応援要請
- 知事による応援出動の指示
- 要請上の留意事項
  - ・ 要請の内容
  - ・ 応援隊の受入れ体制

### (3) 埼玉SMARTへの応援要請

市の救急救護・医療体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）を応援要請する。埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が力をあわせて効果的な救助、救命活動を行う。

## 3 傷病者の搬送

### (1) 傷病者搬送の手順

#### ア 傷病者搬送の要請

医療班の班長は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

#### イ 傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ、搬送する。

医療班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

### (2) 傷病者搬送体制の整備

#### ア 情報連絡体制

医療班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

#### イ 搬送順位

医療班は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路などさまざまな状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

#### ウ 搬送方法

医療班は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送方法等を検討しておく。

ヘリコプターで搬送する場合、医療班は本部事務局と連携し、臨時ヘリコプター離発着場の選定、受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させる。

### 4 医療・助産救護活動

#### (1) 医療・助産救護活動の実施

##### ア 市の医療・助産救護活動

市は、災害の種類及び程度により埼玉県医師会又は朝霞地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

また、災害の程度により市で対応できないと認めるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

【資料6. 1】『救急病院・救急診療所一覧（朝霞保健所管内）』参照

【資料6. 2】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

【資料6. 3】『救命救急センター（埼玉県）』参照

【資料6. 4】『災害時連携病院』参照

##### イ 県の医療・助産救護活動

#### (7) 救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、救護班を編成、派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。

保健所長は、避難所や交通に便利な場所等に設けられた救護所において、各活動を実施する。

なお、これらの連絡調整は医療班の班長が行う。

#### ■救護班の活動内容

- 傷病者に対する応急処置
- トリアージの実施
- 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

#### (4) 後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、入院医療等の救護を実施するものとする。

#### ウ 公共的団体などによる医療・助産救護活動

本市に係る公共的団体による医療・助産の救護活動は、次のとおりである。

■ 公共的団体などによる医療・助産救護活動

団体	活動内容
日本赤十字社 埼玉県支部	医療救護チームの出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。 医療救護チームの業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。 他都道府県支部からの医療救護チームの行動等については、県支部医療救護チームと同様の取り扱いとする。
埼玉県医師会 ・地区医師会	災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地区の朝霞地区医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。
埼玉県歯科医師会 ・地区歯科医師会	災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地区の朝霞地区歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。
埼玉県薬剤師会 ・地区薬剤師会	災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の朝霞地区薬剤師会の指令で救護活動に参画する。
埼玉県看護協会 ・看護協会支部	災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

エ 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入れ体制を整え診療を継続する。また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた救護所等で医療救護活動を行う。

オ 帳簿等の準備

この活動により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに、救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

【様式8】『救助の特例等申請様式』参照

(2) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

#### (4) 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防局・消防署は、必要に応じて、緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 5 市民、自主防災組織、自警消防隊の役割

地域の防災組織は、要救助現場の発見に努め、発見した場合は、消防局、消防団又は市(本部事務局)に通報する。

活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

#### (1) 負傷者の応急手当

市民、自主防災組織、自警消防隊等、地域住民組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、第二次、第三次医療機関への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所(外科、耳鼻科、歯科、産婦人科等)で応急手当を受ける。

#### (2) 負傷者搬送

市民、自主防災組織、自警消防隊等、地域住民組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により最寄りの第二次、第三次医療機関へ搬送する。

搬送手段の確保が困難な場合は、消防局又は本部事務局に救急車等の出動を要請する。

## 第12節 遺体の取扱い

大規模風水害発生時には、死者、行方不明者が発生することが予想され、これらの捜索、処理、埋葬・火葬等を適切に実施する。

市の「遺体の取扱い」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 遺体の捜索	交通衛生班、朝霞警察署
2 行方不明者に関する相談窓口の設置	交通衛生班
3 遺体の処理	医療班、交通衛生班、朝霞警察署
4 遺体の埋葬・火葬	交通衛生班

### 1 遺体の捜索

#### (1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

#### (2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の捜索を実施した場合、交通衛生班は、次の帳簿類を整え本部事務局に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 遺体の捜索状況記録簿
- 遺体捜索用関係状況記録簿

### 2 行方不明者に関する相談窓口の設置

交通衛生班は、捜索箇所が多数存在する場合、また、活動が長期間に及ぶ場合は、警察署と連携を図りながら行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。

### 3 遺体の処理

#### (1) 方法

災害の際、死亡した者について、警察官による検視後、身元不明の者等について、交通衛生班及び医療班は、医療救護班等(県の医療救護班も含む)の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。



■遺体の処理概要

項目	内容
遺体収容所 (安置所)の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物(公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。また、前記収容所(安置所)に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具(納棺用具等)を確保する。 遺体収容所(安置所)には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
遺体の輸送	警察官による検視及び医療救護班(医師)等による検案を終えた遺体は、市が県に報告のうえ、警察機関、消防団等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
遺体の検視、 死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 医療救護班(歯科医師)は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
遺体の検案	医療救護班(医師)は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	市は、検視、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

4 遺体の埋葬・火葬

(1) 埋葬・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋葬・火葬は次の基準により市が実施する。

■遺体の埋葬・火葬

項目	内容
埋葬・火葬の場所	埋葬・火葬は原則として市内で実施する。
他の市町村に漂着した 遺体	遺体が他の市町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、市は知事の行う救助を補助する立場において埋葬・火葬を実施(費用は県負担)するものとする。
被災地から漂着してき たと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
葬祭関係資材の支給	棺(付属品を含む)及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

(2) 遺体の埋葬・火葬の実施

遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

焼骨は、遺留品とともに公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(3) 埋葬・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋葬・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとする。

火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋葬・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

## 第13節 要配慮者への支援

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

市の「要配慮者への支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 避難行動要支援者等の避難支援	避難所班、施設管理者
2 社会福祉施設入所者等の安全確保	施設管理者、避難所班
3 避難生活における要配慮者支援	避難所班、広報班、関係各班、施設管理者
4 外国人の安全確保	交通衛生班

### 1 避難行動要支援者等の避難支援

#### (1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を実施できるよう、発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

##### ア 情報提供者の避難支援

避難支援等関係者は、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

##### イ 不同意の者の避難支援

避難行動要支援者名簿の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

##### ウ 名簿情報の適正管理及び避難生活後の活用

市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

#### (3) 避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査財政班のほか、避難支援等関係者等の協

力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。  
なお、市は、救助活動の実施及び受入れ先への移送について、次のとおり対応する。

- ▶ 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ▶ 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

#### (4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難であり、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

## 2 社会福祉施設入所者等の安全確保

### (1) 被災状況の把握

避難所班は、発災後速やかに社会福祉施設の被災状況、入所者の安全確保の状況について施設長等を通して把握し、必要に応じて自ら調査する。

### (2) 入所者の保護

社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。  
なお、支援が必要な場合は、(3)により支援要請を行う。

### (3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設への支援は、以下のように実施する。

#### ■被災した社会福祉施設への支援

- ① 社会福祉施設は、他からの支援（人、水、食料、物資など）が必要な場合、市（避難所班）にその旨を要請する。
- ② 避難所班は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、自主防災組織、自警消防隊及びボランティアに支援を要請する。
- ③ 要請を受けた非被災社会福祉施設は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。
- ④ 地区内に社会福祉施設が所在する自主防災組織は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援（※）に努める。

#### ■（※）支援の内容（例）

- ▶ 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
- ▶ 水、食料の支援
- ▶ 水、物資の運搬等単純労務の提供
- ▶ 介護等技能者の支援
- ▶ 入所者の一時受入れ

### 3 避難生活における要配慮者支援

#### (1) 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

#### (2) 避難所における要配慮者への配慮

##### ア 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

##### イ 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

##### ウ 巡回サービスの実施

市は、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスに努める。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

##### エ 福祉避難所の活用

市は、協定の締結により福祉避難所として利用可能な社会福祉施設等を活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

あわせて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

##### オ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

市は、必要に応じて、県に対して、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行い、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

#### (3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

##### ア 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により情報を随時提供していく。

##### イ 要配慮者の避難

市は、要配慮者の安全を図るため、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等と協力し、要配慮者の所在、状態、緊急連絡先等の把握に努め、要配慮者に対する高齢者等避難の情報提供や、優先的な避難誘導を実施する。

##### ウ 地域との連携

市は、要配慮者の避難、救助においては、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、訪問介護事業所、自主防災組織、自警消防隊、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、近隣住民、災害ボランティア団体等と連携を図り、避難所支援体制の強化に努める。

##### エ 相談窓口の開設

市は、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、避難所班の福祉関係者等を配置し、総合的な相談に努める。

**オ 巡回サービスの実施**

市は、民生委員・児童委員、訪問介護員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスに努める。

**カ 物資の提供**

在宅の要配慮者へ、生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

**(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮**

市は、入居者の選定に際して、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

**4 外国人の安全確保**

**(1) 避難誘導等の実施**

**ア 安否確認の実施**

市は、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認を行うとともに、調査結果を県に報告する。

**イ 避難誘導の実施**

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

**(2) 情報提供及び相談窓口開設**

**ア 情報提供**

市は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

**イ 相談窓口の開設**

市は、避難所等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員やボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

**ウ 通訳・翻訳ボランティアの確保**

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

## 第14節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

風水害時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料、生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

### 第1 飲料水の供給

浸水被害のため、飲料水が不足又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

市の「飲料水の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 給水の方針	水道班、本部事務局
2 飲料水の供給基準	水道班
3 応急給水の実施	水道班、本部事務局、医療班、避難所班、広報班
4 防災協力井戸の活用	本部事務局
5 給水施設の応急復旧	水道班、下水道班
6 災害救助法が適用された場合の費用等	水道班

#### 1 給水の方針

水道班は、浸水被害による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることができない者等の数を、本部事務局と連携して把握する。

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

なお、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ）の水を確保できないときは、日本水道協会埼玉県支部に速やかに応援を要請する。

#### 2 飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は、次の基準で実施する。

##### (1) 対象者

災害により上水道等の給水施設が被災し、あるいは飲料水が不足又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者。

##### (2) 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3ℓ、4日目以後は約20ℓ（飲料水及び生活用水）を目標とする。

### 3 応急給水の実施

飲料水の供給は、避難所においてペットボトルを供給するが、ペットボトルが不足した場合には、避難所の受水槽の水を給水する。

以上の応急給水で不足する場合は、給水車又は給水タンク積載車両にて供給するとともに、浄水場に確保された飲料水を直接市民に給水する。

さらに、不足する場合には、市内の消火栓に臨時の給水栓を設け給水する。

状況判断によっては、隣接市町に協力依頼を行う。

広域的な被害を受けた場合、水道班は、日本水道協会埼玉県支部へ応援要請を行い、給水量が不足するときは、県、国等へ本部事務局を通じて応援を依頼する。

#### (1) 医療機関等への優先給水

医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

#### (2) 要配慮者への配慮

避難所班は、要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

#### (3) 広報

水道班は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について広報班を通じて被災住民に広報活動を行うとともに、給水場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示等する。

#### ■広報事項

- 水道施設の被害状況
- 断水等の状況
- 応急給水の現状と見通し
- 給水場所の状況
- その他必要と認める事項

### 4 防災協力井戸の活用

生活用水として、市内 19 箇所を指定している防災協力井戸の開放を所有者に要請する。

【資料 5. 1】『指定防災協力井戸一覧』参照

### 5 給水施設の応急復旧

#### (1) 被害箇所の調査と復旧

市は、市内の上水道の被害状況の調査及び復旧工事は、1 週間以内に完了するよう実施するとともに、公共井戸等の維持管理に努める。

【資料 5. 2】『上水道施設の現況』参照

#### (2) 資材の調達

復旧資材は、市長の要請に基づいて知事が調達情報を提供する。

【資料 5. 3】『応急給水資機材の能力、保有数』参照



### (3) 技術者の派遣要請

市は、応急、復旧工事を実施するため知事に技術者等の派遣を要請する。

## 6 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

## 第2 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。

市の「食料の供給」は、以下の活動項目及び担当部署と市の全管理栄養士をもって実施する。

活動項目	主な部署
1 供給の内容	避難所班、地区本部、本部事務局
2 食料の調達	避難所班、本部事務局
3 食料の集積、配分	避難所班、地区本部、本部事務局
4 炊き出しの実施	避難所班、地区本部、教育総務班
5 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所班

### 1 供給の内容

市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも、物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。供給する主な食料等は、次のとおりである。

なお、食物アレルギーや嚥下・咀嚼困難等の要配慮者の食料支援については、管理栄養士等の専門職が関わり、必要に応じて供給を行う。

- アルファ米、レトルトがゆ、食パン等の主食
- ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
- 粉ミルク、離乳食等の幼児食

### 2 食料の調達

#### (1) 事前協議

市は、想定被災者数に基づく必要数量等により、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、流通備蓄の協定締結先や市内販売業者と協議し確保する。

## (2) 米穀の調達

### ア 知事への要請

市は、災害の状況等により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは米穀が不足する場合は、知事に米穀の供給を要請する。

### イ 応急米穀の緊急引渡しの要請

市は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲で、農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」(最終改正 平成28年4月22日付け28政統第160号政策統括官通知)に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

### ウ その他の食品の調達

市は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、不足が生じた場合は、知事に食品の調達を要請する。

### エ 県の措置

市が、米穀その他の食品の要請を県に行った場合、知事は、被害の状況等から判断して必要と認めたとき、供給する品目及び数量を決定して調達し、市に供給する。

## 3 食料の集積、配分

避難所班は、避難者等に応急食料が必要と認める場合は、流通備蓄の協定締結先や市内販売業者から本部事務局を通して食料を調達する。

### (1) 救援物資集積場所の選定

本部事務局は、救援物資集積場所を、市内の被災状況などを考慮して補助避難所等から選定するとともに、その所在地、経路等を県に報告する。

### (2) 救援物資集積場所の管理

避難所班は、地区本部と連携し、集積拠点ごとに管理責任者をおき、食料の集積・管理状況を本部事務局に報告する。

### (3) 食料の配分

食料の配分は、各避難所(洪水時)からの情報に基づき救援物資集積場所にて行い、避難所ごとに運送する。

### (4) 民間事業者との連携

大規模な災害が発生した場合には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、救援物資集積場所に滞留することにより、避難所等へ届かないことが懸念される。

そのため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワーを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

## 4 炊き出しの実施

### (1) 炊き出し場所

炊き出し及び食品の配分は、避難所等の適当な場所において実施する。

(2) 県への協力要請

市は、市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。

(3) 実施状況報告

市は、炊き出し、食品の配分その他食品を供給したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第3 生活必需品の供給・貸与

水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

市の「生活必需品の供給・貸与」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 実施責任者	避難所班、地区本部
2 生活必需品の供給及び貸出し	避難所班、地区本部
3 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所班

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品その他の物資供給の計画及び実施は、災害救助法の基準に準じて市が行う。

2 生活必需品の供給及び貸出し

被災者に対する生活必需品の供給及び貸出しは、次のとおりとする。

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下救助物資という。）」を喪失又はき損し、さらに流通の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

## (2) 給与又は貸与の方法

### ア 生活必需品の調達、供給

市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### イ 救助物資の購入計画

市は、災害状況、被害世帯構成員等に基づき、品目等を考慮して行う。

### ウ 生活必需品等の集積拠点等

生活必需品の集積拠点については、補助避難所等の一部とし、集積拠点ごとに運営管理責任者をおき、管理を行う。

## (3) 生活必需品等の輸送

市は、調達した生活必需品を避難所に輸送する。

また、関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

## 3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与、又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」の範囲内において県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

## 第4 トイレの供給

災害時において、避難所のトイレが利用できない場合には、簡易トイレ等を設置し、対応する。

市の「トイレの供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

【資料8. 2】『防災用便槽整備箇所』参照

活動項目	主な担当
1 避難所への設置	避難所班
2 公園等への設置	下水道班

### 1 避難所への設置

避難所班は、避難所である小学校等のトイレが利用できない場合には、避難者が利用できるよう、防災協力員、町内会、自主防災組織等と連携して、各備蓄倉庫に備蓄している簡易トイレ及び防災用便槽を設置する。

【資料7. 1】『防災備蓄品一覧』参照

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

## 2 公園等への設置

下水道班は、地域住民の利用に供するため、公共施設や公園等に仮設トイレを設置するよう、民間事業者に依頼する。

あわせて、公園に整備されているマンホールトイレ用に、消防団、町内会、自主防災組織等と連携して、便器、幌（ほろ）等を設置する。

【資料8. 3】『市内公園災害用仮設トイレ整備箇所』参照

## 第15節 応急住宅対策

風水害による家屋の流失、倒壊等の状況を把握し、二次災害の防止や家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するなどの対策を講じることが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。

市の「応急住宅対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 建物の被害調査及び応急危険度判定調査	施設復旧班、調査財政班
2 被災住宅の応急修理	施設復旧班
3 応急仮設住宅の供給	施設復旧班、関係各班
4 災害救助法が適用された場合の費用等	施設復旧班

### 1 建物の被害調査及び応急危険度判定調査

市は被災建物の流失、倒壊等の状況を調査し、必要な対策を講じるとともに二次災害を防止するため、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定（以下、「応急危険度判定」という）を実施する。

#### （1）建物の被害調査

調査財政班は、建物被害状況を迅速に把握するために、住宅の被害調査を実施する。

また、応急危険度判定実施の判断のための調査は、調査班の報告を基に施設復旧班で実施する。

#### （2）応急危険度判定調査

##### ア 応急危険度判定の体制の整備

被害状況の分析をもとに、応急危険度判定の実施の有無を決定し、必要となる体制を整備する。

##### イ 応急危険度判定の実施

応急危険度判定の具体的な措置は別に定める。

##### ウ 判定の結果

応急危険度判定調査は、次の3段階により判定する。

特に必要な注意を付して建物玄関付近等に掲示するとともに、周辺の者への注意喚起とする。

判定	内容
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済	この建築物の被害程度は少ない。

## 2 被災住宅の応急修理

自らの資力では住家を確保できない者で、生活保護法の被保護者並びに要配慮者、特定の資産のない高齢者、障がい者等、左記に準ずる者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の応急修理を行う。

### (1) 応急修理の実施

#### ア 実施責任者

被害家屋の被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定し、応急修理の実施は、市が行う。

#### イ 実施基準

応急修理の実施基準は、次のとおり。

項目	内容
修理対象者	災害により住宅が半焼又は半壊、若しくは準半壊し、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者
修理の範囲	居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

### (2) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

### (3) 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、市内の建設業者との請負契約により実施する。

【資料3. 2】『志木市建設業防災協力会会員』参照

## 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を供給する。

### (1) 応急仮設住宅の設置

#### ア 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、「■予定地の選定基準」（震災対策編 P72 参照）を参考に建設地を定める。

#### イ 応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

#### ウ 短期計画

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

## (2) 応急仮設住宅の供給

### ア 公的住宅等の利用

市は、市有の宿泊施設等を一時的に供給する。

#### (ア) 公営住宅の確保

市は、市営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空き家の提供を依頼し、被災者に提供する。

#### (イ) 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。  
ただし、使用申込は一世帯一箇所とする。

- 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- 居住する住宅がない被災者
- 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

#### (ウ) 入居者の選定

入居者の選定については、県が定める基準をもとに、その他の生活条件等を考慮して県より依頼された各管理主体が行うものとする。

### イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

市は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定し、設置戸数を県に要請する。

#### (ア) 建設型仮設住宅の建設

市は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、公営住宅に準じ維持管理する。

#### (イ) 賃貸型応急住宅

関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

#### (ウ) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査のうえ、以下の基準に該当する者から入居者を選定する。

- 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- 居住する住宅がない被災者
- 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

※ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

#### (イ) 入居期間

入居期間は、原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災



害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

**(オ) 要配慮者への配慮**

市は、県と協力し、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また、入居者の選定に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

**(3) 応急仮設住宅の事前計画**

**ア 用地選定**

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地及び防災協力農地や建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

**イ 設置及び供給計画**

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- 着工時期
- 入居基準
- 応急仮設住宅の管理
- 要配慮者に対する配慮

【様式11】『応急仮設住宅設置関連様式』参照

**4 災害救助法が適用された場合の費用等**

県が直接設置することが困難な場合でその設置等を市に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

## 第16節 文教対策

風水害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

市の「文教対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 災害発生時の学校内防災対策	学校教育班
2 応急教育の方法等	教育総務班、学校教育班
3 教材・学用品等の調達及び配給の方法	学校教育班
4 文化財の応急措置	教育協力班

### 1 災害発生時の学校内防災対策

#### (1) 在校時間中に災害が発生した場合

##### ア 教職員の行動

学校長の指示及びあらかじめ定めた学校の防災計画に従い、児童・生徒の保護、被害状況の把握等施設内の防災対策に従事する。

その後の行動については、学校長の指示によるが原則として本部又は地区災害対策本部の活動に協力する。

##### イ 被害状況の把握

学校長は、児童・生徒の安否確認及び施設の被害状況を把握のうえ、教育総務班に連絡する。

##### ウ 防災対策の実施

在校時間中に災害が発生したときは、以下の方針により防災対策の実施に努める。

- 状況に応じ、適切な避難の指示を与える。
- 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- 状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。
- 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。
- 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

#### (2) 在校時間外に災害が発生した場合

##### ア 教職員の行動

あらかじめ定めた学校の防災計画に従い、登校し被害状況の把握等の防災対策に従事する。その後、指示があった場合、本部又は地区災害対策本部の活動に協力する。

## イ 被害状況の把握

学校長及び指定された職員が施設の被害状況を把握し、教育総務班に連絡する。

## ウ 臨時休業措置

施設の安全確保等を図るため、当面臨時休業日とする。再開する場合は、市防災行政無線（固定系）を用いて保護者に通知する。

## 2 応急教育の方法等

### (1) 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立てる。

### (2) 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等を使用して応急教育を実施する。

### (3) 応急教育の方法等

市教育委員会は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

また、学校長は応急教育について以下の準備を行うものとする。

## ア 応急教育の準備

- 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。
- 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

## イ 被災等により学校以外の場所において教育を実施する場合

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことが予想されるため、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

**ウ 臨時休業の措置を執る場合**

被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるため、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

**(4) 給食等の措置**

**ア 学校給食施設・設備が被災した場合**

学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

**イ 避難所として使用される場合**

学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用・炊き出し用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊き出しは、調整し実施に努める。

**ウ 衛生管理**

衛生管理には、給食に起因する感染症に十分注意し、食中毒の予防に努める。

**エ 教育実施者の確保**

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるため、学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

**3 教材・学用品等の調達及び配給の方法**

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は、災害救助法の適用基準に準じて行うものとする。

**(1) 学用品給与の実施機関**

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

**(2) 学用品給与の基準**

**ア 学用品給与の対象**

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時性及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時性及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

**イ 学用品給与の実施**

学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- |               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| ① 教科書（教材を含む。） | ② 文房具 | ③ 通学用品 |
|---------------|-------|--------|

**(3) 給付の時期**

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

**(4) 災害救助法が適用された場合の費用等**

学用品の給付に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号）」の範囲内において、県に請求する。

**(5) 授業料の減免、奨学金貸与の措置**

被災により、授業料等の減免が必要と認められる者については、県の関係条例及び規則の定めるところにより授業料等減免の措置を講ずるものとする。

被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

**4 文化財の応急措置**

指定・登録建造物が被災した場合には、市は所有者及び管理者等から被害状況の報告を受けて以下の応急措置を施す。

**(1) 応急修理の実施**

被害の拡大を防ぐため、市教育委員会と連絡をとりあって応急修理に努める。

**(2) 覆屋の設置**

被害が大きいときは、損壊を防ぎ覆屋などの設置に努める。

**(3) 防護柵の設置**

被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管する措置に努める。

## 第17節 障害物の除去

風水害に伴い発生した土砂、立木等の障害物を速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

市の「障害物の除去」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 住宅関係障害物の除去	施設復旧班、交通衛生班
2 道路等の障害物の除去	施設復旧班、交通衛生班
3 河川における障害物の除去	施設復旧班
4 障害物の集積場所	施設復旧班、交通衛生班
5 必要な人員・機械器具等の確保	施設復旧班
6 民間建設関連事業者との連携	施設復旧班

### 1 住宅関係障害物の除去

#### (1) 除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

##### ア 対象者の選定基準

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

##### イ 期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

### 2 道路等の障害物の除去

#### (1) 道路上の障害物

施設復旧班は、交通衛生班と調整のうえ、市管理の道路上の障害物の除去を実施する。

#### (2) 応急復旧による交通の確保

施設復旧班は、市緊急輸送道路に係る交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

### 3 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

#### 4 障害物の集積場所

市における障害物の集積場所は、交通に支障を生じない河川敷運動場等とする。

#### 5 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・資機材等は、市現有のものを使用するほか、市内建設業者の協力を求めて確保する。

#### 6 民間建設関連事業者との連携

障害物の除去に必要な資機材の調達、供給については、市指定関連事業者、建設業協会等との応援協定の締結に努める。

## 第18節 緊急輸送

風水害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

市の「緊急輸送」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 調達計画	総務班
2 緊急輸送計画	施設復旧班、避難所班
3 輸送の順位	施設復旧班、避難所班
4 緊急輸送対象	本部事務局、避難所班、地区本部
5 緊急輸送道路の確保	施設復旧班、交通衛生班
6 災害救助法が適用された場合の費用等	本部事務局

### 1 調達計画

市は、総務班において、車両等の調達（借上げ自動車の確保を含む。）及び予定数を事前に定めておくものとする。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、埼玉県トラック協会朝霞支部に対して調達のあっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

### 2 緊急輸送計画

県は、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する計画となっている。

そのため、市は、防災活動拠点に係る緊急輸送ネットワークに関しては、効率的な緊急輸送のため、道路等の応急復旧状況、交通規制状況等の情報を把握し、県と相互に連携して広域搬送の一元化の調整を行う。

車両燃料の調達は、市内取扱業者の協力を得て行う。

### 3 輸送の順位

緊急輸送を迅速に実施するため、輸送順位の原則を次のとおり定める。

#### ■緊急輸送順位の原則

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送</li> <li>② 災害の拡大防止のために必要な輸送</li> <li>③ その他災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送</li> </ul> |
|--|

### 4 緊急輸送対象

#### (1) 人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者及び医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救急及び救助のための要員、消防機関の職員とする。



(2) 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品、医療器具、災害復旧用資機材、車両用燃料、飲料水、食料品、生活必需品等の救護物資などとする。

■各段階における輸送対象

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から1週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設・下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
—	① 水、食料等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
	—	① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

5 緊急輸送道路の確保

(1) 道路被害状況等の把握

道路被害状況、復旧見込み等の情報収集は、交通衛生班が担当し、速やかに本部事務局と連絡を取る。

(2) 緊急輸送道路の確保

施設復旧班は、防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように、被害状況に基づき、市が管理する緊急輸送道路を確保する。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に対し、応急措置の実施を要請する。

災害の状況により、地域によって指定路線の確保が困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。

(3) 緊急輸送道路の応急復旧

ア 作業順位の決定

あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整のうえ、応急復旧順位を決定する。なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、埼玉県建設業協会と次の事項について、事前協議を行う。

■事前協議事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 復旧区間</li> <li>➤ 復旧作業の相互応援</li> <li>➤ 復旧車線数</li> <li>➤ 協力建設会社との連携</li> </ul>
--

イ 応急復旧作業

所管する道路について、県に準じて啓開作業を行う。

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び

占用工作物管理者等の協力を得て行き交通確保に努める。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

**ウ 放置車両等対策**

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

**エ 応急復旧状況の広報**

効率的な緊急輸送を行うため、応急復旧、交通規制、交通量等の情報を収集し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

**(4) 緊急輸送道路**

市域内の輸送上重要な道路は、次に示すとおりである。

**■市域内の輸送上重要な道路**

区分	道路種類	路線名	道路愛称等
県指定 緊急輸送道路	国道	国道463号(254号)	浦所バイパス
	県道	主要地方道さいたま東村山線	いろは通り
	県道	主要地方道保谷志木線	慶応通り
	県道	一般県道和光志木線	昭和新道
市指定 緊急輸送道路	県道	一般県道川越新座線	志木大通り
	県道	一般県道ふじみ野朝霞線	市道2600号線
	市道	昭和通り・小学校線	パルシティ通り
	市道	富士見・大原線	ユリノ木通り
	市道	市道2129号線	あきはね通り

**6 災害救助法が適用された場合の費用等**

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」の範囲内において県に請求する。

## 第19節 要員の確保

市の「要員の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 要員の確保	本部事務局、調査財政班
2 連携体制の確保	本部事務局

### 1 要員の確保

#### (1) 要員の確保

市が実施する応急救助に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の雇用によって要員を確保する。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救助用物資の整理分配及び輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処理
- 緊急輸送道路の確保

#### (2) 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

### 2 連携体制の確保

#### (1) 民間団体、企業との連携

市は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

#### (2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地・建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

## 第20節 自衛隊への災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

市の「自衛隊への災害派遣要請依頼」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 災害派遣要請依頼の基本方針	本部事務局
2 災害派遣活動の範囲	本部事務局、関係各班
3 災害派遣要請依頼の手続き	本部事務局
4 災害派遣部隊の受入れ	本部事務局、関係各班
5 災害派遣部隊の撤収要請	本部事務局
6 経費の負担区分	本部事務局

### 1 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う（災対法第68条第2項（災害派遣の要請の要求等））。

災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

#### ■災害派遣の要件

緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

### 2 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、緊急性の原則、公共性の原則、非代替性の原則の3つの要件を勘案して行う。

要請の範囲は、当該活動を担当する班を含め、おおむね次のとおりである。

#### ■災害派遣活動に伴う活動内容及び関係各班

区分	活動内容	関係各班
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	本部事務局
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	関係各班
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	本部事務局

区分	活動内容	関係各班
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	本部事務局 施設復旧班
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。	本部事務局
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	道路班
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。	医療班 交通衛生班
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、ヘリコプター等による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。	本部事務局
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	避難所班
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	避難所班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	本部事務局
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	本部事務局
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	広報班
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。	本部事務局

### 3 災害派遣要請依頼の手続き

#### (1) 統括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する統括的窓口は、本部事務局とする。

なお、災害派遣部隊の受入後も、自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口は、本部事務局に一本化する。

#### (2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係各班は、本部事務局にその旨を伝達する。本部事務局は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、本部事務局は、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。

文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。

この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知する（災対法第68条第2項2）。

【様式6】『自衛隊の派遣要請関連様式』参照

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	1部
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>➤ 派遣を必要とする期間</li> <li>➤ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>➤ その他参考となるべき事項 (宿泊・給食の可能・道路橋梁の損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等)</li> </ul>

■ 県への連絡先

勤務時間内 県災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外 県災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119

■ 自衛隊への連絡先

名称	陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊
所在地	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目
電話番号	048-663-4241（内線：435 時間外：402）

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ準備

本部事務局及び関係各班は、知事から災害派遣の通知を受けたとき、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

■ 派遣部隊の受入れに伴う留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。</li> <li>➤ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。</li> <li>➤ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。</li> <li>➤ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。</li> </ul>
--

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

市は、災害派遣部隊の活動拠点として次の施設を設定する。

ただし、ヘリコプター離発着場については、荒川が氾濫した場合、震災対策で指定されている秋ヶ瀬運動公園等は浸水により利用できないと考えられるため、適宜、洪水浸水想定区域外に設定する。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

活動拠点	利用施設	所在地	連絡先
本部事務室	庁舎 3 階 (大会議室 3-3、庁議室)	中宗岡 1-1-1	048-473-1111

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約 10m 程度の円を描き、中央に H と記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる（布製、風速 25m/秒に耐えられる強度）。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜 6 度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100m の地積があればよい。

(3) 作業計画及び資材等の準備

関係各班は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した作業計画を提示するとともに、作業実施に必要なとする資料等の準備を整える。

- 作業箇所及び作業内容
- 作業の優先順位
- 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 災害派遣部隊到着後の措置

本部事務局は、知事、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入れ体制を確保する。

ア 県への報告

関係各班は、本部事務局と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

- 派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業内容及び進捗状況

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を本部事務局に指示する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊の支援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 派遣部隊が支援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱費、水道料金、電話料金等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。



## 第21節 環境衛生

被災地におけるし尿、生活ごみ、がれき、解体ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。また、食中毒や感染症予防等の対応についても必要に応じて行う。

市の「環境衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施することとし、がれき処理等廃棄物対策の詳細は「志木市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月）に基づき、実施する。

活動項目	主な担当
1 がれき処理等廃棄物対策	交通衛生班、下水道班
2 防疫活動	交通衛生班
3 動物愛護	交通衛生班

### 1 がれき処理等廃棄物対策

#### (1) 処理体制の確保

交通衛生班は、職員の安否確認・参集状況等を確認のうえ、災害廃棄物処理に係る担当職員を配置し、指揮命令系統を確立し、下水道班、志木地区衛生組合（富士見環境センター・新座環境センター）、朝霞地区一部事務組合（し尿処理場）と連携して、処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

なお、処理施設が使用できないなど、処理体制が確保できないときは、県及び近隣市町村等に協力を要請する。

#### (2) がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

交通衛生班は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。

また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

#### (3) し尿の処理

交通衛生班は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行う。なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

また、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生向上を図る。

#### (4) 生活ごみの処理

交通衛生班は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみ

を含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。

遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努める。

#### (5) 損壊家屋の解体

交通衛生班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

#### (6) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

交通衛生班は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

## 2 防疫活動

大規模水害時には、健康に問題を及ぼす汚水や汚物、衛生環境の悪化等により、感染症発生による周辺環境への影響により、消毒液等の薬剤散布を行う必要があり、そのための体制と実施手順をあらかじめ定めておく。

#### (1) 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように交通衛生班の防疫活動組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成する。

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られる協力体制を整備する。

#### (2) 防疫活動内容

市は、防疫活動として次の対応を行う。

- 患者発生情報の収集と県への報告
- 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- 患者の収容に係る県との連絡調整

#### (3) 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫用資機材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

- 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- 防疫及び衛生器材等の品質の安全確保
- 災害対策緊急用医療資機材の整備・充実
- 関係機関との連携による防疫資機材の調達

## 3 動物愛護

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取り扱いについて、避難所ではさまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち

込みは原則禁止とし、避難所の敷地内及び屋外の区画された場所に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。

動物への餌やり、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、当該動物を連れてきた者は、専用スペースで飼育した場合、退去時に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

## 第22節 広域応援受入れ

国は、大規模な風水害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあつせんを行う権限を有している。市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

### 【想定される応援（例示）】

- 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- 国によるプッシュ型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的行われる人的応援...国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、下水道、水道、廃棄物処置等
- 防災関係機関等による応援...日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等
- 公共的団体による応援
- ボランティア

市の「広域応援受入れ」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 国、地方公共団体等からの応援受入れ	本部事務局、関係各班
2 ボランティアの応援受入れ	ボランティアセンター、関係各班
3 公共的団体等の応援受入れ	本部事務局、関係各班

### 1 国、地方公共団体等からの応援受入れ

#### （1）受入れ体制の整備

大規模災害時にはさまざまな枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関するさまざまな対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を選任する班（「応援班」）を設置するなど応援体制を整える。

また、応援団体から情報連絡員（リエゾン）や応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

#### （2）受入れへの対応

市は、次のことを明確化し、志木市受援計画に基づき応援の受入れを実施する。

- 受入れ窓口
- 応援の範囲又は区域
- 担当業務
- 応援の内容

## 2 ボランティアの応援受入れ

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

### (1) ボランティア受入れ体制の整備

ボランティアの拠点となる施設の選定など、受入れ体制を整備する。

### (2) ボランティアの受入れと活動の支援

市は、発災後直ちに市社会福祉協議会と連絡し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってい、次の業務を行う。

#### ア ボランティアのコーディネート

ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

#### イ ボランティアの派遣等を要請

ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

## 3 公共的団体等の応援受入れ

市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等について協力が得られる体制を整備する。

### ■公共的団体等

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、専門ボランティア等

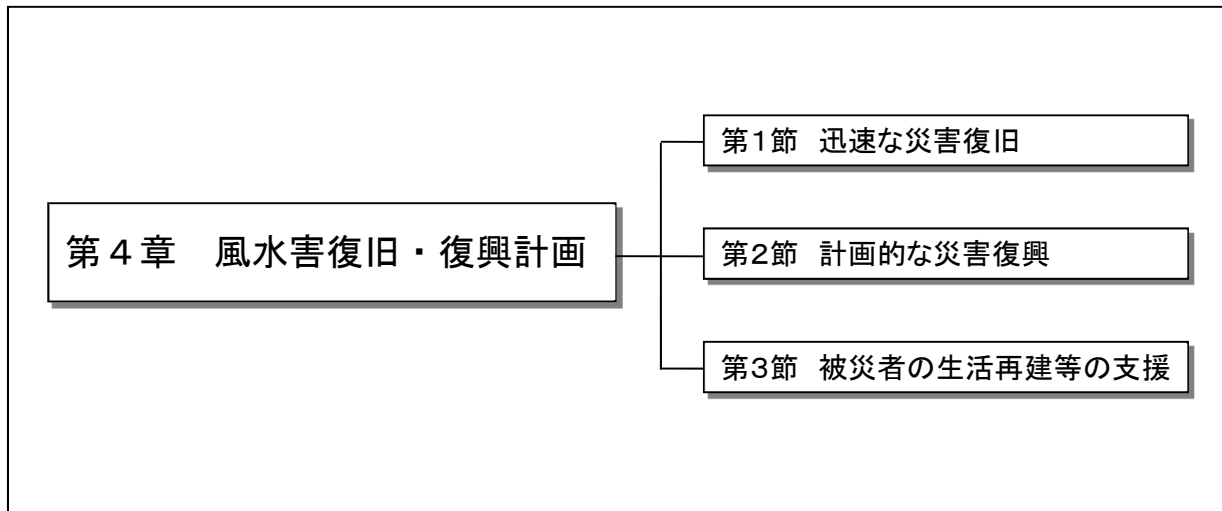
### ■協力活動内容

- 異常現象、危険な場所等の発見と関係機関への連絡
- 災害時における広報等
- 出火の防止及び初期消火
- 避難誘導及び避難所内での救助
- 被災者の救助業務
- 炊き出し及び救助物資の調達配分
- 被害状況の調査
- 応急危険度判定 等

## 第4章 風水害復旧・復興計画

市は、被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金品の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりにつなげる復旧及び復興計画を策定する。

### ■風水害復旧・復興計画の構成



## 第1節 迅速な災害復旧

風水害の応急復旧が一定の成果に到達する等、進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

市の「迅速な災害復旧」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 復旧計画の基本方針	関係各班
2 災害復旧事業計画の作成	関係各班
3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	調査財政班、関係各班
4 激甚災害の指定	本部事務局、関係各班
5 災害復旧事業の実施	関係各班

### 1 復旧計画の基本方針

復旧事業計画は、単に被災した施設を原形復旧するだけでなく、防災上危険な地域については、再び同様の災害が発生することを防止するために、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図りながら、将来に向けて、さらに災害に強いまちづくりを目指した計画とする。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

その際、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復興にとどまらず、環境に配慮するとともに、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 災害復興のまちの姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援を細かく、十分行うこと

### 2 災害復旧事業計画の作成

#### (1) 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

#### (2) 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業の種類は、次に示すとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画

- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 下水道災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅災害復旧事業計画
- ⑦ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑨ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑫ その他の計画・公共土木施設災害復旧事業計画

### 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は埼玉県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧、並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

#### (1) 法律に基づく財政援助措置

法律又は予算の範囲内において、国が全額又は一部負担又は補助して行う災害復旧事業の財政援助根拠法令等は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- ⑩ 水道法

#### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

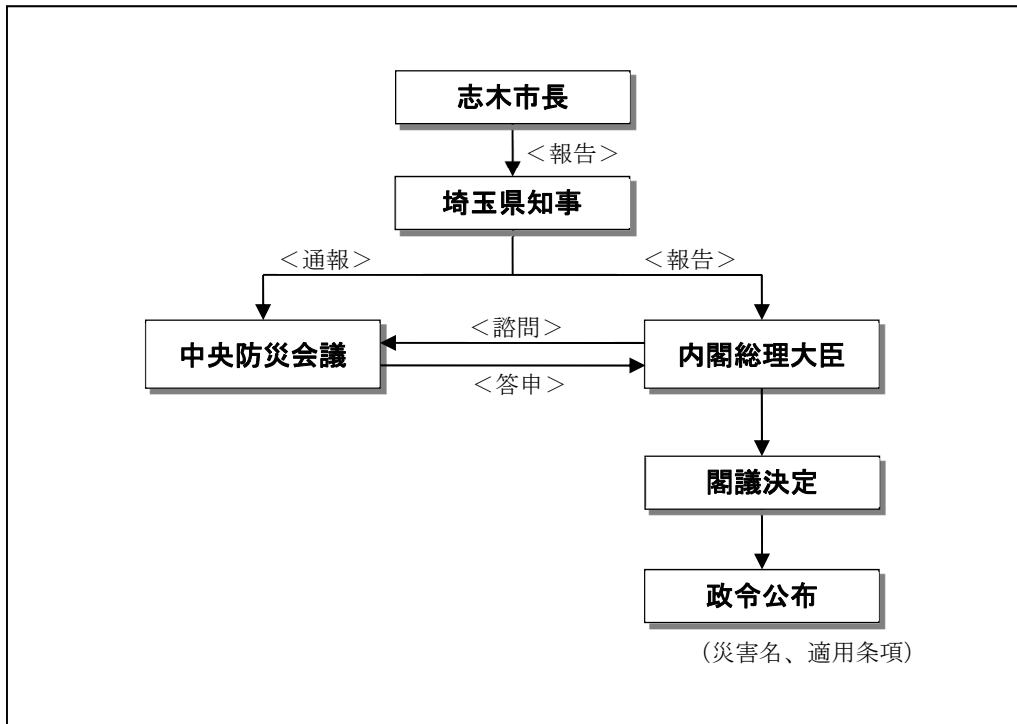
著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に激甚法が制定された。その内容は、激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共



団体に対する特別の財政援助、激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。  
災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう、また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きの流れは、下図のとおりである。

■激甚災害指定の流れ



なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令第2～3条）

対象事業	内容
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
公共土木施設災害関連事業	災害箇所の原形復旧のみでは、その効果が限定される場合、またこれに接する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所をあるいは一連の効用を発揮するため、未災箇所等を含めて改良復旧することにより、再度災害を防止する改良事業
公立学校施設災害復旧事業	公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧

対象事業	内容
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）施設の災害復旧事業
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
感染症予防事業	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による感染症予防事業
堆積土砂排除事業	①区域内の排除事業 激甚災害に伴い、公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの ②区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸入した水で、浸入状態が激甚法で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

■農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- 産業労働者住宅建設資金融通の特例

#### 4 激甚災害の指定

市域に大規模な被害が生じた場合は激甚法による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。

このため、本計画においては、激甚法指定の促進及び手続きについて定める。

##### (1) 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長等の報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

##### (2) 激甚災害に関する調査報告

市長（本部長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して、次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- 被害に対して取られた措置
- その他必要な事項

##### (3) 激甚災害の指定

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長（本部長）は、知事及び担当局長と連絡をとり、指定の促進に努める。

##### (4) 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する市長（本部長）は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

## 5 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

## 第2節 計画的な災害復興

地域の被災前からある課題について、被災を契機に解決できるよう、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

市の「計画的な災害復興」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	主な担当
1 災害復興対策本部の設置	本部事務局、関係各班
2 災害復興計画の策定	本部事務局、関係各班
3 災害復興事業の実施	施設復旧班、関係各班

### 1 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### 2 災害復興計画の策定

#### (1) 災害復興方針の策定

市は、学職経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### (2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画は、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

### 3 災害復興事業の実施

#### (1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

##### ア 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で区画整理が必要な場合は、県（都市整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

##### イ 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。県及び市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

### 第3節 被災者の生活再建等の支援

大規模風水害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

市の「生活再建等の支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 災害相談窓口の設置	交通衛生班、関係各班
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	調査財政班
3 被災者の生活確保	本部事務局、避難所班、調査財政班、交通衛生班
4 住宅資金及び生活福祉資金の融資	避難所班
5 被災者生活再建支援制度	調査財政班、本部事務局
6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	本部事務局、調査財政班
7 義援金品の配分	出納班、避難所班
8 被災中小企業等への融資	交通衛生班
9 被災農林漁業関係者への融資	交通衛生班
10 郵便物の特別扱い	本部事務局
11 尋ね人の相談に関する計画	交通衛生班
12 被災者の精神的ケアに関する計画	医療班

#### 1 災害相談窓口の設置

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。

##### (1) 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は本部長の指示があったときは、市役所や各避難場所に、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報等に関する問い合わせの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の受付業務を実施する。

なお、避難場所が多数となる場合は、自動車等での巡回による相談実施とすることも考慮する。

##### (2) 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

##### ア 行方不明者等に関する相談

発災直後から警察、消防、医療等関係機関等と連携して、被災者の安否に関する情報を収集し、行方不明者等の相談に対応する。

### イ 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談

医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅、法律等に関する相談や対応を、関連する各課に依頼する。

### ウ 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続き及び相談を一元的に受け、関係各班へ処理を依頼する。

## 2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

罹災した世帯が災害復興のための各種施策を受けるための手続きは、被災したことを示す証明書が必要である。罹災証明書の発行に必要な手続きと様式は次のとおりである。

### (1) 被災者台帳の作成

市は、被災者台帳を作成し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。被災者台帳の記載内容は、次のとおり。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

### (2) 罹災証明書の発行

#### ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

#### ■ 罹災証明の対象

- ① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

#### イ 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、調査財政班において取り扱う。調査財政班が個別に調査した結果をもとに、罹災台帳を作成する。罹災証明書は被災者の申請に基づき、罹災台帳で確認することによって発行する。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに、必要な場合は再調査のうえ判断する。

大規模災害以外の通常の火災による罹災証明は、消防署が行う。

#### ウ 証明手数料

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

#### エ 被害家屋の判断基準（上記に係るもの）

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき行う。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影し



た住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な方法で実施する。

### (3) 被災者支援事業の標準化

県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討し、市は、検討結果に配慮する。

## 3 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

### (1) 職業のあっせん

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ることになっている。

市は、被災者のために開設する相談所等において離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を要請する。

### (2) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付については、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

#### ■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象となる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
受給遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市1/4

#### ■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害によりにより重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

項目	内容
支給額	① 生計維持者 250 万円 ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

### ■災害援護資金の貸付

項目	内容
実施主体	市
対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が 1 箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が 1 人 220 万円 ② " 2 人 430 万円 ③ " 3 人 620 万円 ④ " 4 人 730 万円 ⑤ " 5 人以上 730 万円に、世帯員の人数から 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加えた額 ⑥ 住居が滅失した場合は世帯員の人数にかかわらず、1,270 万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が 1 ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価値が時価の 1/3 以上の損害
貸付金額	① 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 限度額 150 万円 ② 家財の 1/3 以上の損害 " 150 万円 ③ 住居の半壊 " 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 " 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350 万円 ⑥ ①と②が重複 " 250 万円 ⑦ ①と③が重複 " 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 " 350 万円 ※特別の事情がある場合は、( ) 内の額
利率	年 3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子
据置期間	3 年 (特別の場合 5 年)
償還期間	10 年間 (据置期間を含む)
償還方法	年賦又は半年賦
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。

### (3) 市税等の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者 (以下「納税義務者等」という。)、被保険者等に対し、地方税法等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて適時・適切に講じる。

#### ア 市税の納税緩和措置

項目	内容
期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により、災害が治まったあと 2 ヶ月以内 (特別徴収義務者は 30 日以内) に限り、当該期限を延長する。災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用地域と期限の延長を指定する。
徴収猶予 (地方税法第 15 条)	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付、又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

項目	内容
滞納処分の執行の停止等（地方税法第15条の5、第15条の7、第15条の9）	災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講じる。
減免	被災した納税義務者に対し該当する各税目について次により減免を行う。 ① 市民税（法人市民税を含む。） 被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。 ② 固定資産税、都市計画税 被災した固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。

#### イ 国民健康保険税の減免等

項目	内容
徴収猶予（地方税法第15条）	災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。
減免	災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

#### ウ 介護保険料の減免等

項目	内容
徴収猶予	納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を納付することができないと認められる場合に、申請に基づき、納付することができないと認められる金額及び6月以内の期間を限度として徴収猶予する。
減免	納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を全額負担することが困難であると認められる場合に、申請に基づき、その損害の程度に応じて減免する。

#### エ 国民年金保険料の免除

第一号被保険者（強制加入）又はその世帯員が被災により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、申請に基づき、年金事務所長に保険料免除申請書を提出する。

#### オ 保育料の減免

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、保育園や学童保育クラブの保育料を減免する。

#### カ 国民健康保険一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

災害により国民健康保険の被保険者が死亡し、身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けた場合であって、医療機関から療養の給付を受ける際に、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、申請に基づき、一部負担金を減免し、又は6月以内の期間を限度として徴収を猶予する。

#### キ 後期高齢者医療保険等の減免

被保険者又は生計維持者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合に、保険料等の減免申請書を提出する。

ク 介護保険サービス利用料の減免等（介護保険法第50条、第60条）

要介護者等又は世帯の主たる生計維持者が住宅、家財等に著しい損害を受け、介護サービスの利用料負担が困難であると認める場合に、申請に基づきサービス利用料の減免を行う。

4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

市は、被災者の生活再建等に関する災害復旧住宅資金や生活福祉資金の融資制度の手続きなどについて、周知に努める。

(1) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、洪水等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復旧住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

■建設資金

項目	内容								
貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資</li> <li>・融資が受けられる住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">融資限度額</th> <th style="text-align: center;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;">※被災親族同居の場合は+640万円</p>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	3,700万円	35年	土地を取得しない場合	2,700万円
項目	融資限度額	返済期間（最長）							
土地を取得する場合	3,700万円	35年							
土地を取得しない場合	2,700万円								

■購入資金

項目	内容
貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を購入する場合に受けられる融資</li> <li>・融資が受けられる住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以</li> </ul>

	<p>上必要)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>・この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。</li> </ul> <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。</li> <li>・申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと。</li> </ul> <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること。</li> <li>・申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。</li> <li>・機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。</li> </ul> <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	融資限度額	返済期間（最長）	3,700万円	35年
融資限度額	返済期間（最長）				
3,700万円	35年				

■補修資金

項目	内容				
貸付対象者	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象				
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資</li> <li>・融資が受けられる住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。</li> <li>・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>・この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </tbody> </table>	融資限度額	返済期間（最長）	1,200万円	20年
融資限度額	返済期間（最長）				
1,200万円	20年				

(2) 生活福祉資金の融資

県社会福祉協議会により、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、生活福祉資金貸付制度により民生委員・児童委員及び、市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

■生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
償還期間	1年以内の据置期間経過後7年以内
貸付利子	利率：年3%（据置期間中は無利子） （令和4年3月 埼玉県地域防災計画）

■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

項目	内容
貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は350万円以内（被災援護資金と住宅資金の重複貸付）
償還期間	6月以内の据置期間経過後7年以内
貸付利子	利率：年3%（据置期間中は無利子） （令和4年3月 埼玉県地域防災計画）

5 被災者生活再建支援制度

洪水などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。

（1）被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯

項目	内容																										
	② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住者安定支援制度のみ該当） ⑤ 中規模半壊の被害を受けたとみられる世帯 ※全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満																										
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 〈全壊等〉 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 〈中規模半壊〉 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

## （2）支援金の支給

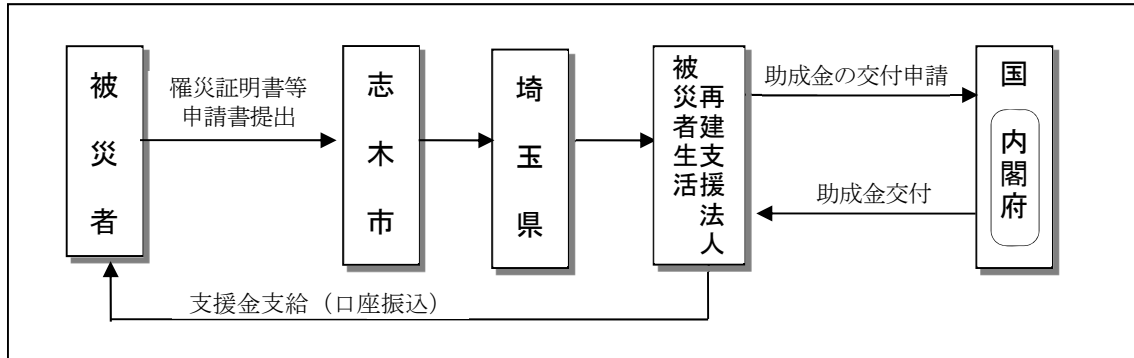
本部事務局は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

### ■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

■支援金の支給手続



6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。このため、埼玉県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

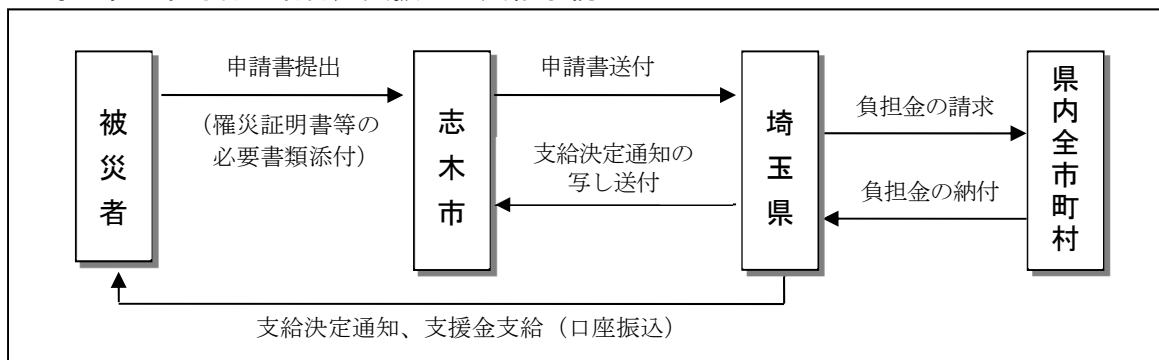
■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容



支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、「長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p> <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、「長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																		
全壊、解体、長期避難	100万円																		
大規模半壊	50万円																		
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
全壊、解体、「長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																
市町村	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>																		
県	<p>① 被害状況の取りまとめ</p> <p>② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④ 被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥ 申請期間の延長決定</p>																		

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村半壊生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円)
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑤ 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続き】

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

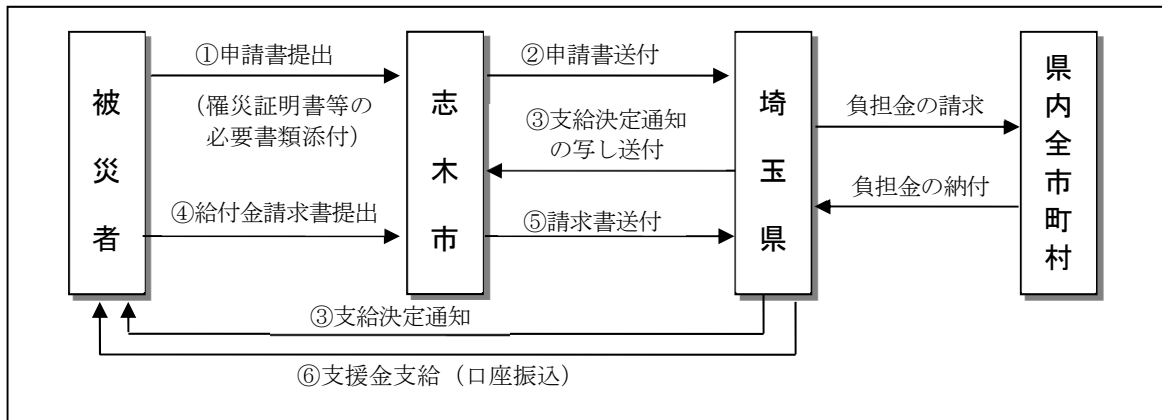
■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変わること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。

項目	内容
	④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画」令和4年3月 埼玉県防災会議

#### ■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



#### (4) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

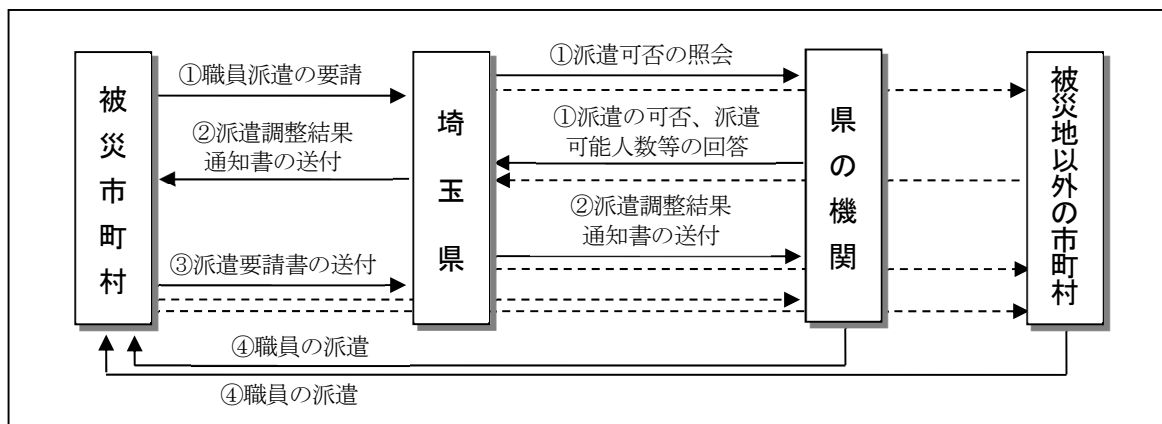
#### ■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出

項目	内容
	④派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画」 令和4年3月 埼玉県防災会議

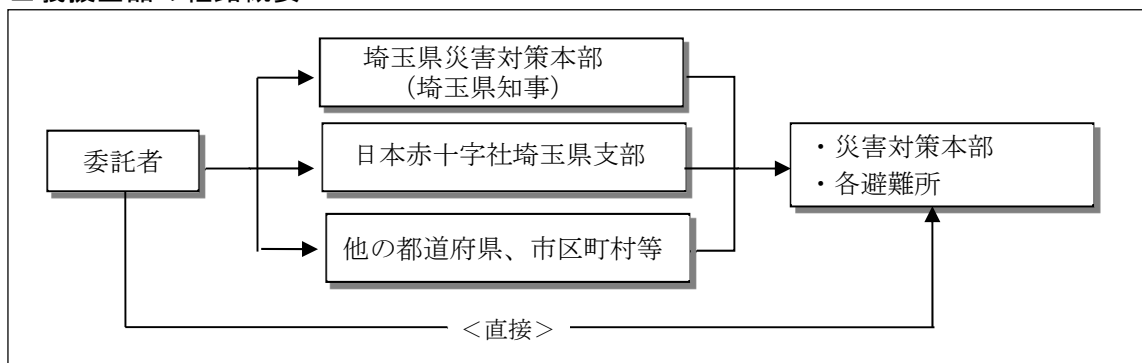
### ■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



## 7 義援金品の配分

一般から拠出された義援金品で市に寄託されたもの、及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品を確実に、迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

### ■義援金品の経路概要



#### (1) 義援金品の受付

一般から拠出された義援金品で市に寄託されたもの、及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品については、出納班において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時にその他の場所でも受け付ける。

義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行する。

(2) 義援金品の配分

義援金品の配分は、被害状況確定後、市長の決定に基づき、被災地区の罹災人員等の被災状況を勘案して、配分計画を立案して被災者に配分する。

被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて各種団体の協力を得て、迅速に配分する。

(3) 義援金品の保管場所

寄託又は送付された義援金品を、被災者に配分するまでの一時保管場所として、市の指定する場所に保管する。

8 被災中小企業等への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として一般金融機関及び政府系金融機関等に融資が円滑に行われるよう次の措置を実施する。

市は、融資制度の広報に努める。

(1) 経営安定資金（災害復旧貸付）

経営安定資金（災害復旧貸付）の概要は、次のとおり。

項目	内容	
融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。	
	大臣指定等貸付 次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	知事指定等貸付 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。
融資条件	②信用保証対象業種を営んでいる。	
	③県内で客観的に事業に着手していること。	
	④事業税等を滞納していない。	
	⑤事業に必要な許認可等を取得している。等	
	大臣指定等貸付：①設備資金 <sup>※1</sup> 8,000万円、②運転資金 <sup>※2</sup> 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 <sup>※1</sup> 8,000万円、④運転資金 <sup>※2</sup> 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円	
融資限度額	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	1年超10年以内
	利率	大臣指定等貸付：年0.9～1.1%以内（令和4年10月現在） 知事指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和4年10月現在）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会	

## 9 被災農林漁業関係者への融資

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融機関の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるように努める。

### (1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおり。

項目	内容
根拠法	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
法律の発動	天災による農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、必要事項を定めた政令を制定し発動（法第2条） 具体的には、被害の規模、広がり、深さ、資金需要等を総合的に勘案し判断
対象者 (借受資格者)	農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額10%以上の被害を受けた者で、市町村長の認定を受けた被害農林漁業者
資金使途	種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (令和4年3月 埼玉県地域防災計画)
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（個人）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
助成内容	市町村又は都道府県が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給又は利子補給補助を行った場合、国は都道府県に対し利子補給補助を実施
融資機関	農業協同組合、金融機関

### (2) 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

農林漁業施設資金（災害復旧施設）の概要は、次のとおり。

項目	内容
貸付対象者	①農林業を営む方 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
資金の使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
利率（年）	貸付期間に応じて年0.25%～0.60%（令和4年7月19日現在）
償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内） ただし果樹は25年以内（うち据置期間10年以内）、共同利用施設は20年以内（うち据置期間3年以内）

項目	内容
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)のいずれか低い額(共同利用施設は負担額の80%)
取扱融資機関	㈱日本政策金融公庫

注) 借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要。

### (3) 農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金の概要は、次のとおり。

項目	内容
借入対象者	①主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者 ②取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者等 個人 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方
資金の用途	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
利率(年)	0.35~0.8%(令和4年11月18日現在)
返済期間	15年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	一般600万円、特認年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)
取扱融資機関	㈱日本政策金融公庫

注) 借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要。

### (4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく農業災害資金の貸付

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく農業災害資金の貸付の概要は、次のとおり。

項目	内容
貸付対象者	降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害によって損失を受けた被害農業者であって市町村長の認定を受けた被害農業者であって市町村長の認定を受けた者 被害農業者として認定を受ける条件 ①農産物・畜産物・繭等 $30(\text{減収量})/100(\text{平均収穫量})$ 以上で、かつ $10(\text{損失額})/100(\text{平年農業総収入})$ 以上のもの ②果樹・茶樹・桑樹・花植木等 $30(\text{損失額})/100(\text{被害時価額})$ 以上のもの ③農業用生産施設 $30(\text{損失額})/100(\text{被害時価額})$ 以上のもの
資金用途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウスその他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、畜舎、農産物倉庫、作業場等の復旧に必要な資金等。
貸付利率	年3.5%以内(令和4年3月埼玉県地域防災計画) 災害からの復旧に必要な資材費等(農薬、肥料、苗代など)のかかり増し経費は、無利子で融資。
償還期限	6年以内(据置1年)

項目	内容
貸付限度額	市町村長が認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合又は金融機関
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する。
その他	当該市町村長の被害認定を受けた者

### (5) 農業災害の補償等

農業保険法に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
埼玉県で農業共済の対象としている作物等	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

※法改正により、令和元年産の米・麦は任意加入制に移行

## 10 郵便物の特別扱い

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、公衆の被害状況など被災地の実状に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

市は、郵便物の特別扱いについて周知に努める。

項目	内容
被災者に対する郵便葉書などの無償交付	災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
被災者が差し出す通常郵便物の料金免除	被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
被災地あて救助用郵便物の料金免除	日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。
利用の制限及び業務の停止	重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

## 11 尋ね人の相談に関する計画

情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の親族、知人・友人等から安否の紹介が市役所、警察、避難場所に寄せられ、その対応に苦慮している。

この教訓を踏まえ、被災者の安否等の情報を正確に把握し、迅速な対応を図る。



### (1) 相談窓口の開設

#### ア 正確な情報の把握

発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難場所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。

#### イ 警察との連携

収集した被災者に関する情報を整理する。朝霞警察署と連携して「相談窓口」を開設する。

### (2) 情報の提供

被災者の安否等の情報提供手段は、以下のとおり。

ただし、情報の提供に際しては、被災者の個人情報に十分配慮して行うものとする。

- 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用
- 臨時広報等の発行、避難所等への掲示
- NTTの災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板web171の活用
- エリアメール、市ホームページ等の活用

## 12 被災者の精神的ケアに関する計画

大規模災害による被災者の精神的ショックと長期間にわたる避難生活等のストレスにより、心身の不調を原因とする被災者が多く見られる。

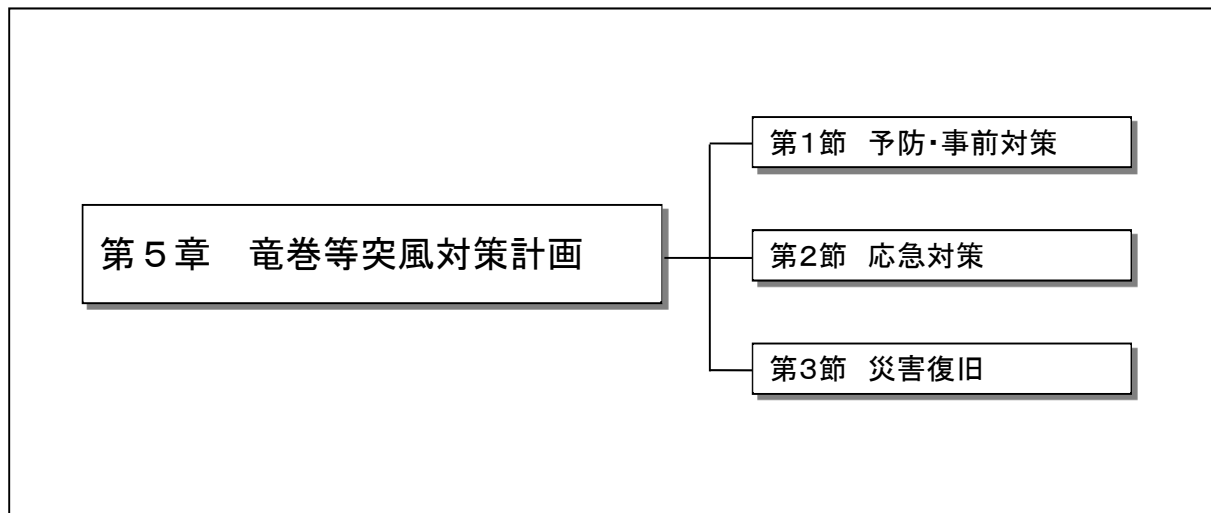
このため被災者の精神的ケアをすることが、被災後初めて大きな問題として提起された。こうした被災者の現状を踏まえて、被災者の精神的ケアの計画を策定する。災害によって心に傷を負った被災者の精神的ケアは、次のとおりとする。

- 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応
- 精神科医師、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーの確保
- 健康状態調査の実施
- 精神面の相談所などの拠点の整備
- 話し相手、介護等のボランティアの協力
- 医療機関、関係機関と連携を密にし、被災者の精神的ケアの支援に努める。
- 職員への惨事ストレス対策（精神科医師等の専門家の派遣要請）

## 第5章 竜巻等突風対策計画

本章は、竜巻等突風に対する平時、発災時、復旧時における対策計画及び竜巻注意情報等の普及、適切な対処法の普及、情報伝達、がれき処理、被害認定の適切な実施などの対策を講じることにより、竜巻等突風による被害の防止、軽減及び迅速な復旧を図る。

### ■ 竜巻等突風対策計画の構成



## 第1節 予防・事前対策

市の「予防・事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	防災危機管理課
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	防災危機管理課
3 被害予防対策	防災危機管理課、消防署
4 竜巻等突風対処体制の確立	防災危機管理課
5 情報収集・伝達体制の整備	防災危機管理課、市政情報課、政策推進課
6 適切な対処法の普及	防災危機管理課、消防署

### 1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

#### (1) 取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

##### イ 竜巻対応マニュアルの作成

学校においては、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育て、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させるなど、安全管理運対体制の充実を図る。

### 2 竜巻注意情報等気象情報の普及

#### (1) 取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

#### (2) 竜巻関係の気象情報について普及啓発

熊谷気象台は市及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

### 3 被害予防対策

#### (1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

## (2) 物的被害を軽減させるための方策

重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

## 4 竜巻等突風対処体制の確立

### (1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

### (2) 竜巻に対する対処

竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

## 5 情報収集・伝達体制の整備

### (1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

### (2) 具体的な取組内容

#### ア 市民への伝達体制

モバイルサイトで配信されている竜巻注意情報登録を促す。また、防災行政無線、緊急速報メールなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

#### イ 目撃情報の活用

市及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

## 6 適切な対処法の普及

### (1) 取組方針

竜巻・突風等への当具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

### (2) 具体的な取組内容

#### ア 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市及び県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

#### イ 目撃情報の活用

市及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

■ 竜巻から命を守るための対処法

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 頑丈な建物への避難</li> <li>▶ 窓ガラスから離れる</li> <li>▶ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む</li> <li>▶ 避難時は飛来物に注意する</li> </ul>
--

■ 竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。</li> <li>・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。</li> <li>・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。</li> </ul>
(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。</li> <li>・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。</li> </ul>
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲がみられる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき ※夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓から離れる。</li> <li>・窓のない部屋等へ移動する。</li> <li>・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。</li> <li>・地下室か最下階へ移動する。</li> <li>・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。</li> </ul> <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの頑丈な建物に移動する。</li> <li>・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。</li> <li>・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。</li> </ul>

【参考資料】「竜巻から命を守るための対処法」（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24. 8. 15））

## 第2節 応急対策

市の「応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 情報伝達	本部事務局、調査財政班、広報班、総務班
2 救助の適切な実施	本部事務局、避難所班、広報班、消防署
3 がれき処理	交通衛生班
4 避難所の開設・運営	本部事務局、避難所班、地区本部
5 応急住宅対策	施設復旧班

### 1 情報伝達

#### (1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市及び県は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市は、市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、市民が対処行動をとりやすいよう市単位の情報の付加等を行う。

#### ■市町村単位での情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告）

（平成24年8月15日）

##### (A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

###### （竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

##### (B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生

確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

○多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動の2点がある。

以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。

以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。)

## 2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

具体的には、「本編 第3章 第10節 避難支援活動」を準用する。

### 3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建を図る。  
具体的には、「本編 第3章 第21節 1 廃棄物対策」を準用する。

### 4 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。  
具体的には、「本編 第3章 第10節 4 避難所の開設、5 避難所の運営」を準用する。

### 5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を行う。  
具体的には、「本編 第3章 第15節 応急住宅対策」を準用する。



### 第3節 災害復旧

竜巻等突風対策計画の迅速な災害復旧については、「第3編 第4章 風水害復旧・復興計画」を準用する。

## 第6章 雪害対策計画

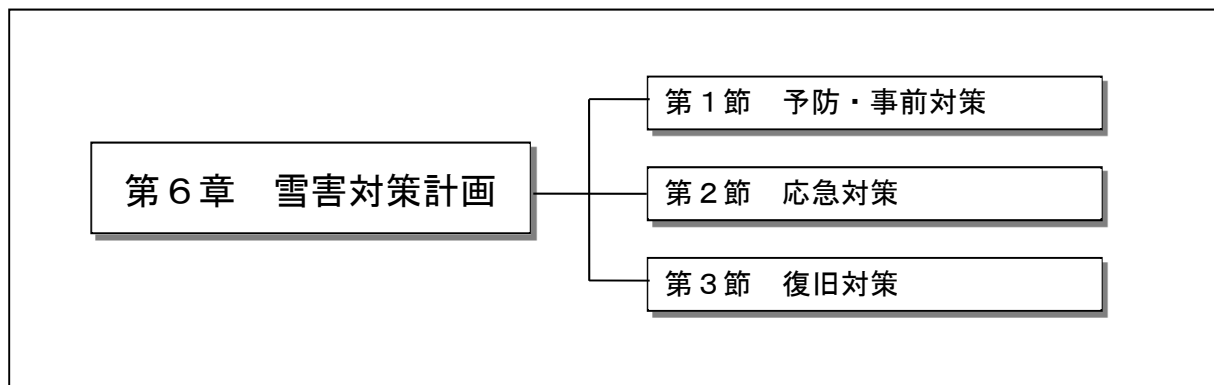
埼玉県では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多く、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけても同様の気象条件により本市を含む県内に大量の雪が降り、市民の生活に大きな影響を与えるとともに、県内では観測史上最大の積雪となった地域もあった。

本市においては、ビニールハウスが4棟破損するなど、特に農業分野において大きな被害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

### ■雪害対策計画の構成



#### 《参考》

##### ◆「平成26年2月の大雪の状況」について

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

## 第1節 予防・事前対策

雪害が市民生活等に与える影響を最小限にするため、食料等の備蓄や情報通信体制の強化、道路や農作物の事前対策を実施する。

市の「予防・事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 飲料水、食料、生活必需品の備蓄	防災危機管理課
2 情報通信体制の充実強化	防災危機管理課、市政情報課、政策推進課
3 避難所の確保	防災危機管理課
4 物的被害を軽減させるための措置	都市計画課、行政管理課、教育総務課
5 道路交通対策	道路課
6 鉄道等交通対策	関係事業者
7 ライフラインにおける雪害対策の推進	水道施設課、下水道施設課、関係事業者
8 農産物等への被害軽減対策	産業観光課

### 1 飲料水、食料、生活必需品の備蓄

#### (1) 市民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、住家等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、飲料水や食料等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食物及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と、実施するうえでの留意点などについて、十分な普及・啓発を行う。

#### (2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努めるものとする。

### 2 情報通信体制の充実強化

#### (1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪にかかる気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

## (2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪にかかる気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

また、市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

## 3 避難所の確保

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「第2編 第2章 第8節 第8 1 避難所等の指定」に準じて、避難所をあらかじめ確保する。

## 4 物的被害を軽減させるための措置

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

### (1) 新施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

### (2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

## 5 道路交通対策

### (1) 道路交通の確保

市は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応に係る基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

なお、各道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、契約業者に対しては、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

### (2) 雪捨て場

毎年度、除雪期間の前に、埼玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会を開催し、雪捨て場の整理確認を行う。

### (3) 関係機関の連携

大雪における道路交通機能確保に関する災害対応について、埼玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会の「大雪時連絡体制表」に基づき、連絡を取り合い、情報共有を図るとともに、連携して除雪を行う。

大雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線(防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線)について、埼

玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会の「優先除雪道路図」に基づき、除雪を行う。

## 6 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

## 7 ライフラインにおける雪害対策の推進

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

## 8 農産物等への被害軽減対策

市及び県は、雪害による農産物への被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を推進するとともに、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

## 第2節 応急対策

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

市の「雪害の応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 応急活動体制の施行	本部事務局、人事班
2 情報の収集・伝達・広報	本部事務局、広報班
3 避難所の開設・運営	本部事務局、避難所班、地区本部
4 医療救護	医療班、消防署
5 道路機能の確保	施設復旧班
6 ライフラインの確保	本部事務局、総務班、水道班、下水道班、関係事業者
7 地域における除雪協力	本部事務局

### 1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

なお、市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

### 2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関との緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

#### (1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本編 第3章 第5節 2 気象注意報・警報等」を準用する。

#### (2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

#### (3) 市民への情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

大雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、

緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

市は、市民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪にかかる情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの市や警察署、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

#### (4) 大雪予報に伴い取るべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

##### ■市民への周知事項

- ▶ 不要不急の外出は極力避ける。
- ▶ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ▶ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ▶ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ▶ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ▶ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する

### 3 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊等により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

避難所の開設・運営については、「本編 第3章 第10節 4 避難所の開設、5 避難所の運営」を準用する。

### 4 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要援護者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

医療救護については、「本編 第3章 第11節 救急救助・医療救護」を準用する。

### 5 道路機能の確保

#### (1) 道路啓開等

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## (2) 効率的な除雪

大雪時には、志木市内の橋梁及び坂道の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

各道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

## (3) 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村、県又は国に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

なお、市は建設業協会との協定において、除雪対応について取り決めている。

## 6 ライフラインの確保

ライフライン事業者、市及び県（企業局）は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧にかかる措置を講ずるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

また、県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

## 7 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。



## 第3節 復旧対策

災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

市の「復旧対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 農業復旧支援	交通衛生班
2 その他復旧対策	本部事務局、調査財政班、関係機関
3 生活再建等の支援	交通衛生班、本部事務局、避難所班、関係事業者

### 1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生することがあるため、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

支援措置の内容については、「本編 第4章 第3節 9 被災農林漁業関係者への融資」を準用する。

### 2 その他復旧対策

その他復旧対策については、「本編 第4章 第1節 迅速な災害復旧」を準用する。

### 3 生活再建等の支援

生活再建等の支援については、「本編 第4章 第3節 生活再建等の支援」を準用する。

